

—信頼と協働のまちづくり—

大月市第6次総合計画

後期基本計画

目次

総論

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 後期基本計画策定の趣旨	3
2. 後期基本計画の構成と期間	3
3. 推計人口	3
4. 基本目標と個別目標	4
5. 今後5年間の重点施策	5

後期基本計画

第1章 目指すべきまちの姿

1-1 信頼と協働でささえあうまち	9
1-1-1 市民と行政の意思の疎通を良くする	12
1-1-2 市民が市政に参画するまちをつくる	16
1-1-3 みんながやる気を生かせるまちをつくる	18
1-2 大月市の良さを生かすまち	21
1-2-1 土地利用を計画的に進める	24
1-2-2 自然と共生するまちをつくる	26
1-2-3 環境に配慮したまちづくりを進める	30
1-2-4 大月ブランドによる来てみたくなるまちづくりを行う	34
1-2-5 地域の伝統・文化の継承を積極的に行う	36
1-2-6 落ち着きを感じる景観保全・整備を進める	39
1-2-7 便利な立地を生かしたまちづくりを進める	41
1-3 豊かさを実感できるまち	45
1-3-1 いつでも・どこでも・だれでも学べるまちをつくる	48
1-3-2 スポーツ・文化活動の盛んなまちをつくる	52
1-3-3 産業活動が充実したまちをつくる	56
1-3-4 農林業の充実したまちをつくる	59
1-4 安心・安全を実感できるまち	65
1-4-1 地域が見守るまちをつくる	68
1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる	74
1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる	80
1-4-4 災害に強いまちをつくる	87
1-4-5 犯罪のないまちをつくる	92
1-4-6 交通事故のないまちをつくる	94

目 次

1-5 住みやすく人が住み着くまち	97
1-5-1 快適な市街地の形成を進める	102
1-5-2 良好な住宅地の形成を進める	104
1-5-3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる	106
1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる	108
1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる	112
1-5-6 情報環境が整ったまちをつくる	116
1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる	118
1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる	120
1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる	122
1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる	127
1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める	133
1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる	135
1-5-13 人を大切にするまちをつくる	141

第2章 目指すべき行政の姿

2-1 信頼される行政経営を行う	143
2-1-1 市民にわかりやすい市政運営を行う	146
2-1-2 市民のやる気を受け止める市政運営を行う	148
2-1-3 地域に密着した市政運営を行う	150
2-2 堅実な行政経営を行う	151
2-2-1 公共施設の集結と再配置を行う	154
2-2-2 職員の意識改革を進め、職員のやる気を生かせる組織づくりを行う	156
2-2-3 縦割り行政を見直し、風通しの良い組織づくりを行う	158
2-2-4 受益と負担の原則に基づく適正な行政サービスの提供を行う	160
2-2-5 構造改革を進め、自立した自治体を目指す	162
2-3 無駄のない行政経営を行う	165
2-3-1 健全な財政運営を行う	168
2-3-2 明確な目標設定と行政評価により市政運営を行う	170
2-3-3 関係市町村との連携を強化する	172

一 総 論 一

1. 後期基本計画策定の趣旨

大月市では、平成19年（2007年）に平成28年（2016年）度を目標年次とした、本市の将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するために、「大月市第6次総合計画」を策定しました。

基本構想では、「信頼と協働のまちづくり」を基本的な理念とし、将来像として「郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、一人ひとりにやさしく、安全で安心して、健康で住み続けることのできる活力のあるまち」を掲げ、目指すべきまちの姿や目指すべき行政の姿（基本目標）とそれらを達成するための個別目標を示しています。

基本計画は、本市の将来像を実現するため、基本目標・個別目標に示す体系に基づいて、具体的な施策内容を示す5年ごとの計画であり、前期と後期に分けて策定することとしており、目標年次を平成23年として平成19年（2007年）に策定した前期基本計画の期間が終了することにもない、平成24年（2012年）度を初年度とした後期基本計画を策定することとしました。

策定に当たっては、計画策定時とは社会情勢や経済状況などが著しく変化しているため、前期基本計画を検証のうえ、計画指標などを見直すとともに、少子高齢化、人口減少、産業振興などへの課題に取り組み、基本構想の実現に向けてより効果的に施策等を行うため、今後5年間の後期基本計画を策定するものです。

まちづくりの基本理念

信頼と協働のまちづくり

将 来 像

**郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、
一人ひとりにやさしく、安全で安心して、健康で住み続ける
ことのできる活力のあるまち**

2. 後期基本計画の構成と期間

第6次総合計画は、市の行財政運営の指針となる最上位の計画で、平成19年度から平成28年度までの10年計画における、基本構想、基本計画（前期・後期）、実施計画の三層により構成されています。

この後期基本計画は、平成24年を初年度とした後期5年の計画として、今後のまちづくりを実現するため、基本目標・個別目標ごとに指標などを示す体系で作成しています。

3. 推計人口

● 現在までの推移を基に算出した推計人口

過去10年間ににおける本市の出生率・死亡率を基に算出した自然増減による推計値に、過去の転入・転出等の動向により算出した社会移動の状況を加えると、平成28年（2016年）の人口は25,500人と推計されます。

● 人口減少への取り組み

現在も販売が進められている桂台地区をはじめ、大月駅周辺地区の整備や商業地の活性化に伴う中心市街地への居住者の増加に期待をするとともに企業誘致や子育て支援、高齢者対策などにも取り組み、子供から高齢者までが健康で、安心・安全に暮らせるまちを目指し、少しでも人口の減少が抑制できるよう各種施策を実施します。

4. 基本目標と個別目標

目指すべきまちの姿

基本目標

1. 信頼と協働でささえあうまち

- ・市民と行政の意思の疎通を良くする
- ・市民が市政に参画するまちをつくる
- ・みんながやる気を生かせるまちをつくる

2. 大月市の良さを生かすまち

- ・土地利用を計画的に進める
- ・自然と共生するまちをつくる
- ・環境に配慮したまちづくりを進める
- ・大月ブランドによる来てみたくなるまちづくりを行う
- ・地域の伝統・文化の継承を積極的に行う
- ・落ち着きを感じる景観保全・整備を進める
- ・便利な立地を生かしたまちづくりを進める

3. 豊かさを実感できるまち

- ・いつでも・どこでも・だれでも学べるまちをつくる
- ・スポーツ・文化活動の盛んなまちをつくる
- ・産業活動が充実したまちをつくる
- ・農林業の充実したまちをつくる

4. 安心・安全を実感できるまち

- ・地域が見守るまちをつくる
- ・社会保障がしっかりしたまちをつくる
- ・健やかに暮らせるまちをつくる
- ・災害に強いまちをつくる
- ・犯罪のないまちをつくる
- ・交通事故のないまちをつくる

5. 住みやすく人が住み着くまち

- ・快適な市街地の形成を進める
- ・良好な住宅地の形成を進める
- ・買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる
- ・道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる
- ・快適な生活空間のまちをつくる
- ・情報環境が整ったまちをつくる
- ・労働環境が充実したまちをつくる
- ・若者を引きつけるまちをつくる
- ・子育てがしやすいまちをつくる
- ・生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる
- ・次代を担う青少年の育成を進める
- ・高齢者・障害者に優しいまちをつくる
- ・人を大切にするまちをつくる

個別目標

目指すべき行政の姿

基本目標

個別目標

1. 信頼される行政経営を行う
 - ・市民にわかりやすい市政運営を行う
 - ・市民のやる気を受け止める市政運営を行う
 - ・地域に密着した市政運営を行う
2. 堅実な行政経営を行う
 - ・公共施設の集結と再配置を行う
 - ・職員の意識改革を進め、職員のやる気を生かせる組織づくりを行う
 - ・縦割り行政を見直し、風通しの良い組織づくりを行う
 - ・受益と負担の原則に基づく適正な行政サービスの提供を行う
 - ・構造改革を進め、自立した自治体を目指す
3. 無駄のない行政経営を行う
 - ・健全な財政運営を行う
 - ・明確な目標設定と行政評価により市政運営を行う
 - ・関係市町村との連携を強化する

5. 今後5年間の重点施策

① 財政の健全化

大月市の財政状況における課題は、財政の健全化判断比率の一つである将来負担比率が高いことです。ここ数年は改善されてきていますが、平成22年度の決算でも202%と高い数値となっており積極的に改善を進めなければなりません。

この状況を改善するため、財政健全化の基本的な考え方として「歳入に見合った歳出への転換」を掲げ、市債の発行額を抑えたうえで、基金の取り崩しに頼らない予算編成を行い、市債の借入残高の削減を進めています。

また、歳出に占める人件費の割合が、他の同規模の自治体と比べて高いことから、職員定数の見直しや職員の適正配置に基づく職員の削減を行い、今後も人件費を下げる努力は続けていかなければなりません。

また、小中学校整備（H23—H28）、市立中央病院整備（H23—H25）、市立短期大学整備（H23—H25）などを今後の5年間の計画事業として位置づけて実施していくこととしています。

そのためには、事務事業の見直し、事業の選択と廃止など徹底した経費の削減を職員一丸となって行わなければなりません。

そこで、中期財政計画を作成し、市ホームページでも市民に周知していますが、平成28年までの期間は、計画事業を優先して進めることとしています。

② 市立中央病院増改築事業の推進【中央病院】平成23年度～平成25年度

市民の安心、安全を守るため、外来・入院の診療機能を維持しながら、救急センター機能を持つ新病棟を整備し、老朽化した本館の解体・撤去、本館以外の施設は耐震補強工事を行い、新病棟と一体的な施設整備を進め、本館跡地に立体駐車場を整備する計画です。

新病棟建設、耐震化事業 約27億6千万円

③ 教育施設整備の充実【学校教育課】平成23年度～平成28年度

小中学校の適正配置に合わせ、平成23年度から大月東中学校、大月小中学校の整備を行うとともに、老朽化した大月短期大学の校舎と体育館の新增改築整備を行い、地震に強い安全な教育環境の実現を図ります。

○ 大月東小学校建設事業

屋内運動場整備事業 約3億6千万円

〔財源内訳：国庫支出金 6千万円 市債 2億円 一般財源（基金含む）1億円〕

校舎新增改築・大規模改造事業 約11億9千万円

〔財源内訳：国庫支出金 2億8千万円 市債 5億2千万円 一般財源（〃）3億9千万円〕

○ 大月東中学校建設事業

校舎等新增改築事業 約15億3千万円

〔財源内訳：国庫支出金 4億1千万円 市債 8億8千万円 一般財源（〃）2億4千万円〕

○ 大月短期大学整備事業

校舎新增改築事業他 約10億6千万円

〔財源内訳：基金 9億5千万円 一般財源 1億1千万円〕

－後期基本計画－

1-1 信頼と協働でささえあうまち

- 1-1-1 市民と行政の意思の疎通を良くする
- 1-1-2 市民が市政に参画するまちをつくる
- 1-1-3 みんながやる気を生かせるまちをつくる

1-1 信頼と協働でささえあうまち

基本目標 1-1

信頼と協働でささえあうまち

地方分権下では、国や県への依存体質から脱却し、自己決定・自己責任のもとで、市町村自らが政策立案し、遂行能力を高め地方自治の確立を図る必要があります。そのためには、地域の課題を市民と行政がともに担い合う社会の創造が求められており、政策執行体制の強化や行政職員の質の向上はもとより、まちづくりの担い手としての市民も同様に市政への参画を通して、決定・責任・成果をともに分かち合い、市民と行政の役割分担を明確にした市政運営が必要になっています。

現在、昔からの地域活動はもとより、ボランティアやNPO（民間非営利団体）活動が活発化するなど、市民の地域や行政に対する関心が高まりつつあります。それに伴い、行政へ要望や要求だけをする市民から、地域の一員として、まちづくりに関心を持ち、責任を持って参画する市民へと意識が変化してきています。

これからのまちづくりには、「信頼と協働のまちづくり」という基本理念に基づいて、市民が行政に対して信頼を持ち、積極的にまちづくりに参画しようという「やる気」を持ったとき、それが積極的に生かされるようなしくみが必要となっています。

そのためには、まず市民・地域と行政の意思の疎通を良くし、それぞれの役割や責任を自覚した上で、自分たちのまちを自分たちで良くしようという気持ちや行動が生まれ、展開される環境づくりを目指します。

個別目標

1-1-1 市民と行政の意思の疎通を良くする

行政情報を速やかに提供するとともに、市民の声を聴く場や機会を増やします。

1-1-2 市民が市政に参画するまちをつくる

市民の権利および責務、市議会および行政の責務が明文化された条例をつくり、市民のまちづくりへの参画をしやすくします。

1-1-3 みんながやる気を生かせるまちをつくる

市民の活動が、まちづくりに反映されるようなしくみづくりを進めます。

1-1-1 市民と行政の意思の疎通を良くする

行政情報を速やかに提供するとともに、市民の声を聴く場や機会を増やします。

現況と課題

まちづくりを進める上で、市民の協力・参画は不可欠であり、そのためには行政情報の適切な公開が求められています。また、行政情報の公開は公正な市政運営の基本としても重要な役割があると期待されています。

月に1度発行している広報誌は、市民に行政情報を伝えるための重要な手段です。市民に積極的に読んでもらえる広報誌として、市民が知りたい情報をより早く、より分かりやすく提示することが求められています。

広報誌とともに、情報発信の重要な役割を担っているインターネットのホームページは、即時性がありますが、市民が自主的にアクセスしないと見てもらえないという側面を持っています。そのため、常にアクセスしてもらえるよう、各課からの情報内容を充実させ、市民に迅速に正確な情報を分かりやすく公開することが求められています。

一方、広聴活動としては、市政モニターや市長への手紙、さらには市長との対話集会などを通じて広く市民各層から市政全般にわたる諸問題について意見・要望を求め、市政運営に役立てています。

今後については、さらなる市民参画の機会や場の拡充が必要となっています。また、市民から身近な出張所に、区長、市制協力委員長、公民館長などの地域役員から地域の現状や要望を聞く体制を充実し、市民の声がすばやく行政に届くようなシステムの構築も必要です。

◆市ホームページのアクセス件数の推移

(単位：件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
アクセス件数	30,842	45,149	103,514	172,025	112,224

	平成22年度
アクセス件数	200,204

(資料：秘書広報課)

1-1 信頼と協働でささえあうまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市の方針や方向性を市民が理解している

市政がガラス張りで見えている

市民の声を聴く場や機会が多くある

知りたいときに身近なところで手軽に市や地域の情報が手に入る

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・広報おおつきの発行
- ・市ホームページの充実

- ・市政情報の積極的な公開

- ・市民と市長の対話集会の実施
- ・市政モニター制度の拡充
- ・パブリックコメントの実施
- ・相談受付体制の整備

- ・行政情報掲示コーナーの設置



大月市ホームページ

1-1-1 市民と行政の意思の疎通を良くする

施策の方向

市の方針や方向性を市民が理解している

●広報おおつきの発行【秘書広報課】

- ・市民が知りたい情報を分かりやすく簡潔に伝えられるよう努めます。
- ・迅速に正確な内容を伝えられるよう、簡潔で分かりやすい表現を工夫し無駄を省きます。
- ・現行の「月の予定表」をより詳細に、見やすくするよう努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
市の広報活動の満足度	11.9%	50%	11.6%	50%	広報誌の内容を日常生活に役立つ興味あるものとし ます。

●市ホームページの充実【秘書広報課・全課】

- ・情報内容を充実させ、市民に迅速で正確な情報を分かりやすく公開します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
1日あたりのアクセス件数	330件	500件	549件	700件	内容の充実を図り、より多くのアクセスを求めま す。

市政がガラス張りで見えている

●市政情報の積極的な公開【秘書広報課・全課】

- ・市民との信頼関係を構築し開かれた市政を推進するため、行政情報の適切な公開により市民への説明責任を果たしま
す。
- ・自主放送組織と連携し、積極的に情報発信します。
- ・行政情報の公開にあたっては、個人情報の適切な保護を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
各種審議会の内容を公表す る割合	—	—	12.5%	100%	各種審議会の審議内容を公表し、市民の関心を高め ます。

1-1 信頼と協働でささえあうまち

市民の声を聴く場や機会が多くある

●市民と市長の対話集会の実施【秘書広報課】

- 市民の声をより市政に反映させるため、市民と市長の直接対話機会を充実します。
- 各種団体等と、市長の対話の機会を増やします。
- 広く市民各層から市政全般にわたる諸問題についての意見・要望を求め、市政運営の指針をつくります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
市民と市長の対話集会の実施	-	実施	実施	継続実施	市長との対話集会を実施し、より多くの市民の声を聴く機会を増やします。

●市政モニター制度の拡充【秘書広報課】

- 市からの情報発信の伝達状況をチェックするため、市政モニターを活用します。
- 市政モニターが2年間の任期終了後も、各種審議会委員等に登用され、継続して市政にかかわりがもてるようなしくみづくりを行います。

●パブリックコメントの実施【企画財政課・全課】

- パブリックコメント制度等市民の声が反映される体制を整備し、市の基本的政策を定める計画や、広く市民生活に影響を与える計画等の策定時に活用します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
パブリックコメント制度の活用	-	(制度の 制定)	(H23制定)	該当する計画 に対し100% 実施	市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメント制度を活用します。

●相談受付体制の整備【市民課】

- 法律等専門的な相談に対応するため、相談事業の充実を図ります。

知りたいときに身近なところで手軽に市や地域の情報が手に入る

●行政情報揭示コーナーの設置【秘書広報課】

- 市の出先機関及び公共施設などの行政情報揭示コーナーや揭示板を利用し、日常生活の中で自然に行政情報が目にとまるよう努めます。

1-1-2 市民が市政に参画するまちをつくる

市民の権利および責務、市議会および行政の責務が明文化された条例をつくり、市民のまちづくりへの参画をしやすいします。

現況と課題

地方分権により、それぞれの地方自治体では自己決定・自己責任による行政運営が求められ、自分たちで創意工夫をこらし、まちづくりを行っていかねばならない状況となっています。

このようななか、これからは従来の行政中心のまちづくりから、市民と行政が一緒に考え、一緒に行う、協働によるまちづくりへ変えていく必要があります。

本市では、各種行事への市民参加は進んでいるものの、行政が進める各種計画への市民の参画は依然少ないため、企画・立案など策定の段階から市民参画を求めるような体制づくりが必要となっています。

そのためには、市民の意思が尊重され、市民の権利および責務、市議会および行政の責務が明文化された条例づくりが必要です。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民の意思が尊重され、市民の権利および責務、市議会および行政の責務が明文化された条例がつけられている

各種計画づくりに必ず市民が参画している

行政と市民の対話が増えるとともに市民の意思が尊重されている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・自治基本条例の制定

・公募委員の採用

・自治会組織の連携

1-1 信頼と協働でささえあうまち

施策の方向

市民の意思が尊重され、市民の権利および責務、市議会および行政の責務が明文化された条例がつけられている

●自治基本条例の制定【企画財政課】

- 地方分権の進展と社会環境の大きな変化により、市民、団体、市議会及び行政が自らの責務を自覚するとともに、参加と協働のまちづくりを積極的に推進するための基本的な考え方やルール等を定める条例を制定します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
自治基本条例の制定	—	制定	未制定	制定	権利と責務を明確にし、市民が市政に参加しやすくします。

各種計画づくりに必ず市民が参画している

●公募委員の採用【企画財政課・全課】

- 総合計画など各種基本計画の企画・立案の段階から市民が参画できるように委員の公募を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
各種基本計画策定にあたり公募委員を募集した会議の割合	—	—	83%	100%	各種基本計画等の策定会議などへ公募委員を登用し、市民の声を反映します。

行政と市民の対話が増えるとともに市民の意思が尊重されている

●自治会組織の連携【秘書広報課】

- 自治会組織の連携について検討します。
- 各地区の課題や意見が具体的かつ明確に伝わるシステムを構築します。

1-1-3 みんながやる気を生かせるまちをつくる

市民の活動が、まちづくりに反映されるようなくみづくりを進めます。

現況と課題

本市は、各地域において、公民館を活動の場とした地縁型のコミュニティ*が形成されてきました。これらに加え現在では、趣味や共通の関心を通じたさまざまなコミュニティも形成されています。

これらのコミュニティは、地域活性化の主体となることが期待されていますが、個々の活動は活発に行われているものの、ネットワーク*が構築されていないため、まちづくりに十分に生かされていない状況にあります。そのため、各コミュニティ活動に対する効率的な支援を進めるとともに、コミュニティ間の多様な交流を促進する必要があります。

一方、近年、市民のニーズが多様化し、行政だけでは十分に対応できなくなっている状況にあります。そこで、行政の努力はもちろん、市民と行政がそれぞれの英知を出し合い、市民と行政とがお互いに協働して、よりよい社会を目指すまちづくりを進めることが重要となります。

そのためには、自治会や市民団体、企業等と、行政とが相互のネットワークを構築し、それらが対等の立場で参画・協働していける環境を確立する必要があります。

◆地区・組数等の状況

	平成23年4月1日		
	自治会数	組数	戸数
笹子	6	35	391
初狩	10	62	668
大月	53	217	2,404
賑岡	12	113	1,312
七保	24	106	1,392
猿橋	29	179	1,848
富浜	22	96	1,295
梁川	17	40	382
計	173	848	9,692

(資料：秘書広報課)

*コミュニティ ふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や信頼関係に基づく集団のこと。

*ネットワーク 地域間などが連結され、網の目状になることにより、相乗効果をもたせるもの。道路等のほか、通信手段や人と人とのネットワークなど多様なネットワークがある。

1-1 信頼と協働でささえあうまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民が活発に活動できる地域コミュニティがつけられている

市民・地域・行政が協働でまちづくりを行っている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・市民自治の推進
- ・市民参加の推進
- ・地域協働社会の構築

- ・コミュニティネットワークの構築
- ・市民活動支援拠点の検討
- ・集会所施設等の管理運営に関する市民との連携

施策の方向

市民が活発に活動できる地域コミュニティがつけられている

●市民自治の推進【秘書広報課・企画財政課】

- ・自治基本条例などにに基づき、市民自治を確立するための基盤となるしくみ・制度を市民と行政が協働で整備できるよう検討します。

●市民参加の推進【秘書広報課】

- ・市民が気楽に集まれるよう、まち宿り等の場の確保の必要性を検討します。
- ・まちづくり活動に積極的に参加するようPR活動を行います。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
まちづくりに参加する機会についての満足度	2.7%	20%	3.3%	10%	市民参加ができる仕組みをつくることで、まちづくりへの関心を高めます。

●地域協働社会の構築【秘書広報課】

- ・地縁型コミュニティ、ボランティアおよびNPO活動等のコミュニティ活動を支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ボランティア、NPO活動への参加意思の割合	52.6%	66.6%	50.9%	66.6%	コミュニティ活動を活性化させることで、参加したい市民を増やします。

1-1-3 みんながやる気を生かせるまちをつくる

市民・地域・行政が協働でまちづくりを行っている

●コミュニティネットワークの構築【秘書広報課】

- ・優秀な人材や、地縁型コミュニティ、ボランティアおよびNPO活動等に関する情報を積極的に収集・発信することにより、各種活動への参加を促進するとともに、その輪が広がり活発な活動になるよう支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
市民活動情報ページの開設	—	—	—	開設	様々な市民活動の輪が広がり、活発な活動となるよう、ホームページに情報を掲載します。

●市民活動支援拠点の検討【秘書広報課】

- ・各種市民活動の情報発信や活動団体の交流・相談・支援などを推進する組織・施設の設置を検討します。

●集会所施設等の管理運営に関する市民との連携【社会教育課】

- ・地域住民の総意により住みよい生活環境づくりの確保に向けた取り組みを展開する上で、市民それぞれが、集会所施設等を自分たちの生活に密着した地域コミュニティの拠点施設であるとする意識の啓発を図ります。
- ・集会所施設等の維持補修については、市民・行政相互の役割の明確化を図る中で、費用負担の検討を行うとともに、市民自らの地域ボランティアによる対応を視野に入れ、行政支援からの脱却を図った施設運営を目指します。

1-2 大月市の良さを生かすまち

- 1-2-1 土地利用を計画的に進める
- 1-2-2 自然と共生するまちをつくる
- 1-2-3 環境に配慮したまちづくりを進める
- 1-2-4 大月ブランドによる来てみたくなるまちづくりを行う
- 1-2-5 地域の伝統・文化の継承を積極的に行う
- 1-2-6 落ち着きを感じる景観保全・整備を進める
- 1-2-7 便利な立地を生かしたまちづくりを進める

1-2 大月市の良さを生かすまち

基本目標 1-2

大月市の良さを生かすまち

本市の良さは、自然であり、人材であり、交通の要衝としての地の利であるとともに、地勢的な要因により永年培われてきた地域固有の歴史や文化です。市民の多くはこれらを自覚し、大切だという共通の認識を持っていますが、市全体の視点からは、必ずしも積極的に生かされていない状況です。

これからは、それぞれの地域の誇り・良さを高めることで、地域の主体性が「大月らしさ」となり、「大月」としてのブランドイメージを創り上げ、高め、広めることによって、市民が誇れる特長のあるまちづくりを目指します。

特に、秀麗富嶽十二景や猿橋に代表される自然環境は、地域の特色ある資源として積極的に活用するとともに、未来に残し、次代へと引き継いでいくため全市民をあげてその保全に努めます。

個別目標

1-2-1 土地利用を計画的に進める

市全体の都市構造をふまえながら、必要な用途が効率良く配置された計画的な土地利用を図ります。

1-2-2 自然と共生するまちをつくる

本市の貴重な財産である山や川などの自然を保全・活用したまちづくりを進めます。

1-2-3 環境に配慮したまちづくりを進める

ごみのリサイクルをはじめ、地球温暖化対策など、市民・事業者・行政それぞれができることについて取り組みます。

1-2-4 大月ブランドによる来てみたいくなるまちづくりを行う

他地域の人があこがれ、市民が誇りに思える「大月ブランド」を創り、育て、発信します。

1-2-5 地域の伝統・文化の継承を積極的に行う

先人たちの有形無形の所産である地域の伝統・文化の継承を図ります。

1-2-6 落ち着きを感じる景観保全・整備を進める

本市が持つ優れた自然景観や歴史的景観を生かし、これらと調和した市街地や集落・沿道景観等の誘導に努めます。

1-2-7 便利な立地を生かしたまちづくりを進める

駅周辺等の便利な立地を生かし、活力あるまちづくりを進めます。

1-2-1 土地利用を計画的に進める

市全体の都市構造をふまえながら、必要な用途が効率良く配置された計画的な土地利用を図ります。

現況と課題

国道 20 号や JR 中央本線に沿った地域は、かつて甲州街道の宿場町として築かれ、現在もこの地域の鉄道駅の周辺に市街地が展開し、それらは本市の都市軸となっています。

市中心部の活性化にもつながる大月駅周辺整備事業は、平成 23 年度に南口駅前広場が完成予定ですが、南北自由道路、駅北口の整備は財政負担が大きいため凍結しています。今後は、経済状況の回復により、民間企業による北口整備を市が主導するかたちで土地利用が進められるよう研究を続ける必要があります。

また、大月駅や猿橋駅周辺は、岩殿山や猿橋などの観光拠点であり来訪者も多いため、魅力ある、大月市らしい特長をもった地域の形成が求められる一方、鳥沢駅や梁川駅などを含む東部地域は、鳥沢宿のまちなみなどの歴史資源があります。これらを大切にしながら、東京都心や八王子市・立川市等に近接した立地にも配慮した、良好な居住空間を中心とした土地利用を図る必要があります。

中央自動車道の大月インターチェンジ周辺については、将来的に国道 20 号大月バイパスがつながる道路網の中心となることを想定した新たな産業機能の誘致が求められてきます。

さらに、初狩駅や笹子駅を中心とした西部地域は、自然に抱かれた落ち着きある空間を形成しているため、これら地域の特長を生かしながら、生活に密着した施設の整備を進めるとともに、快適な居住空間の形成を図る必要があります。

また、本市には、小工場等が住宅地や商業地に混在している地区があるため、今後は、住工混在の解消を図ることが課題となっています。

◆所有区分別面積の総面積に対する構成比

(単位：％)

年 区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
民 有 地	田	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	畑	4.3	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1
	宅 地	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6
	山 林	16.4	16.3	16.3	16.3	16.2	16.2
	原 野	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
	その他	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0
	計	26.1	26.0	25.9	25.9	25.8	25.7
公 有 地 等		73.9	74.0	74.1	74.1	74.2	74.3
総 面 積		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料：税務課)

1-2 大月市の良さを生かすまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

計画的な土地利用が図られている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・土地利用の推進
- ・国土利用計画（大月市計画）の見直し
- ・計画的な地籍調査の推進

施策の方向

計画的な土地利用が図られている

●土地利用の推進【企画財政課】

- ・活力と魅力に満ちた快適なまちづくりを進めるため、経済活動や市民生活に適合した計画的な土地利用の推進を図ります。

●国土利用計画（大月市計画）の見直し【企画財政課】

- ・国土利用計画（大月市計画）を見直します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
国土利用計画（大月市計画）の見直し	—	見直し	未着手	見直し	市域全域の適正で計画的な土地利用を図ります。

●計画的な地籍調査の推進【地域整備課】

- ・所有者の大切な財産である土地の地目・面積・境界等を確認するための地籍調査を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
地籍調査済面積	15.12km ²	16.77km ²	15.73km ²	18.97km ²	精度の高い測量により、正確な地籍図・地籍簿を作成します。

1-2-2 自然と共生するまちをつくる

本市の貴重な財産である山や川などの自然を保全・活用したまちづくりを進めます。

現況と課題

本市は、豊かな緑や清流など美しい自然環境を有しており、これらは本市の魅力を構成する大きな要素となっています。さらに、東京圏近郊に位置するという好条件にも恵まれていることから、広大な森林と富士山の眺望の美しい山岳に自然の豊かさと安らぎを求め、多くの日帰り登山客が訪れています。

しかし近年では、林業不振もあいまって山林の管理は十分とは言えない状況にあり、森林資源の保全や育成等、適正な管理が重要な課題となっています。また、観光拠点施設や資源間ネットワークの整備、広域的な観光資源と連携した観光ルートの確立などが遅れているため、地域経済への効果は少なく、これらの来訪者による消費活動の促進が地域活性化のために求められています。

一方で、清流を守るためには、地域の特性に応じた下水道整備が不可欠となっています。

本市における下水道整備は、桂川流域下水道事業計画（山梨県）の関連公共下水道施設整備事業（富士吉田市、西桂町、都留市、大月市、上野原市）として事業を行っていますが、地形的条件から、居住区域の点在や低宅地区域からのポンプアップ施設、河川により隔たれた区域からの河川横断による管路整備などに多くの費用が必要となっています。また、これら公共下水道整備事業と並行して、下水道整備区域外では、個別汚水処理（合併処理浄化槽整備事業）による事業も行っており、これら2つの事業を効率的・効果的に推進することが課題となっています。

今後も、本市の美しい自然を保全するため、自然の大切さを認識し、市民とNPOや民間団体、事業所、行政が連携して自然環境の保全に努めていく必要があります。

◆桂川水質測定結果

	基準値	平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年	
		2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月
PH(pH) 水素イオン 濃度	6.5 以上 8.5 以下	7.9	8.0	7.7	8.0	8.0	8.1	7.8	7.8	7.7	8.1
		8.0	8.5	8.4	8.3	8.0	8.2	7.7	7.9	7.7	8.4
DO(mg/l) 溶存酸素量	7.5mg/l 以上	11.7	9.5	11.6	9.9	11.7	10.2	11.0	9.4	8.7	10.1
		13.7	9.4	13.1	9.5	13.0	9.8	11.6	8.9	12.0	9.5
BOD(mg/l) 生物化学的 酸素要求量	2mg/l 以下	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5 以下	0.9
		0.6	0.5	0.9	0.7	0.5 以下	0.6	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.8
SS(mg/l) 浮遊物質量	25mg/l 以下	1	2	1	1	1	2	2	3	1 以下	1
		1 以下	1 以下	2	2	8	1	1 以下	2	1 以下	2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000MPN /100ml 以下	7,900	23,000	11,000	79,000	7,000	24,000	2,400	33,000	13,000	24,000
		2,800	7,900	1,100	4,900	7,900	4,900	3,300	3,300	13,000	3,300

（資料：生活環境課）

※ 基準値は、環境基本法「生活環境の保全に関する環境基準」

※ 測定結果中、上段は大月町花咲地内桂川合流（大月橋下）、下段は富浜町鳥沢地内桂川（下畑橋下流）で測定した数値

1-2 大月市の良さを生かすまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

川の水が澄んでいる

自然環境を大切にする気持ちが高まっている

森林の保全により災害を未然に防ぐことができる

森林浴を楽しみながら、おいしい空気を吸うことができる

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・河川敷の有効活用および河川空間の保全
- ・公共下水道整備の推進
- ・合併処理浄化槽設置の促進
- ・森林の保育と適正管理

- ・自然保護意識の高揚
- ・環境保全団体等の育成・連携

- ・森林の保育と適正管理（再掲）

- ・登山客の誘致
- ・地域間交流の推進

施策の方向

川の水が澄んでいる

●河川敷の有効活用および河川空間の保全【建設課】

- ・河川敷を有効活用し、自然やせせらぎを生かしながら、スポーツ・レクリエーションが楽しめるあたたかみのある空間づくりを促進します。
- ・適切な管理による河川空間の保全に努めます。

●公共下水道整備の推進【地域整備課】

- ・桂川流域関連大月市公共下水道事業計画に基づき、市民の快適な生活環境の創出と河川の水質保全を目的として、公共下水道の整備を推進します。
- ・都市計画区域内においては、「公共下水道施設整備事業」として整備します。
- ・都市計画区域外の終末処理場の周辺は、「特定環境保全公共下水道事業」として整備します。
- ・公共下水道の認可区域内における管路整備を早期に達成します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
整備面積	158.8ha	289.1ha	172.36ha	263.5ha	認可計画区域内の管路整備を推進します。
公共下水道 接続率	32%	供用可能 家屋の100%	64%	供用可能 家屋の 70%	供用開始可能区域における家屋の公共下水道への接続を推進します。

1-2-2 自然と共生するまちをつくる

●合併処理浄化槽設置の促進【地域整備課】

- ・集合処理と個別処理の比較検討を行い、あわせて生活排水処理計画の見直しの是非を検討します。
- ・公共下水道整備区域外の公共水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の未設置世帯に対して合併処理浄化槽の設置を促進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
補助金による 設置基数	397基	700基	663基	1,000基	補助金により合併処理浄化槽の設置を促進します。
し尿処理の状況についての 満足度	21.0%	40.0%	30.7%	50%	公共下水道や合併処理浄化槽の設置等により生活環境の改善を図ります。

●森林の保育と適正管理【産業観光課】

- ・森林の多面的機能の維持・増進を図るため、適正な管理を促進します。
- ・県等と連携し、法令等に則り適切な林地開発の指導等を行います。
- ・関係機関との連携のもとに、治山・治水事業を促進します。
- ・民有林等の荒廃地などに対する適正管理を働きかけます。
- ・森林組合などの林業事業体の体質強化や経営の多角化などへの取り組みを支援します。
- ・林道・作業道の適正管理に努めます。

自然環境を大切にしている気持ちが高まっている

●自然保護意識の高揚【生活環境課】

- ・河川水質検査および地下水水質検査を行い、常に基準値以下の数値を保つよう努めます。

●環境保全団体等の育成・連携【生活環境課・産業観光課】

- ・市・県域を越えた桂川・相模川流域協議会の活動に参加し、「市民・事業者・行政」が一体となって、流域の環境保全活動を行います。
- ・地域単位の河川清掃活動等に対して、積極的な支援を行います。
- ・森林整備への参加機会の拡大に努め、森林保全意識の高揚を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
桂川流域環境保全活動の 実施回数	14回	20回	6回	10回	環境調査事業・イベント等の開催により流域環境の保全に努めます。
森づくり体験教室	—	—	11回/年	12回/年	体験教室を通じて森林の大切さを学び、森林保全意識の高揚を図ります。

森林の保全により災害を未然に防ぐことができる

●森林の保育と適正管理(再掲)【産業観光課】

- ・森林の多面的機能の維持・増進を図るため、適正な管理を促進します。
- ・県等と連携し、法令等に則り適切な林地開発の指導等を行います。
- ・関係機関との連携のもとに、治山・治水事業を促進します。
- ・民有林等の荒廃地などに対する管理や植林を働きかけます。
- ・森林組合などの林業事業体の体質強化や経営の多角化などへの取り組みを支援します。
- ・林道・作業道の適正管理に努めます。

1-2 大月市の良さを生かすまち

森林浴を楽しみながら、おいしい空気を吸うことができる

●登山客の誘致【産業観光課】

- ・大月市公共サイン計画による案内板の整備を進めます。
- ・登山道やハイキングコース、遊歩道の整備を図ります。
- ・首都圏からの登山客の増加を図るためPR活動に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
登山客数	100,000人	150,000人	126,000人	15%増 (144,900人)	秀麗富嶽十二景等、優れた富士山の眺望をPRし、登山客の誘致拡大に努め、地域の活性化を図ります。

●地域間交流の推進【産業観光課】

- ・地域交流促進のための体験農園などを整備し、交流事業を推進します。
- ・NPO、市民団体等との連携を強化し、農業体験事業等、交流活動を促進します。
- ・桂川ウェルネスパーク等の自然を生かした交流拠点の有効活用を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
農業体験教室	—	—	—	14回/年	地域間の交流環境を整備し、交流を通じて地域に賑わいをもたらします。
市民団体等と連携したイベントの開催回数	—	—	—	2回/年	

1-2-3 環境に配慮したまちづくりを進める

ごみのリサイクルをはじめ、地球温暖化対策など、市民・事業者・行政それぞれができることについて取り組みます。

現況と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨の発生、森林の減少など、人類を含めた生物の存在を脅かす地球規模での環境問題を発生させています。特に、地球温暖化については、温室効果ガスの排出削減目標（1990年比 ▲25%）が示されるなど、速やかな対応が求められています。

本市においても、これらの地球環境問題を視野に入れ資源循環型社会を構築するため、環境への負荷を少なくするとともに、限りある資源の消費を抑制するという観点から、今後さらに、ごみの減量化・再利用・再資源化の徹底を図る必要があります。また、地球温暖化対策として、市民一人ひとりが意識して、家庭でできる身近な温暖化対策を実践することが大切なことです。

◆ごみステーション設置状況（平成23年4月1日現在）

（単位：ヶ所）

	不燃物 可燃物 リサイクル	粗大ごみ	計		不燃物 可燃物 リサイクル	粗大ごみ	計
笹子	38	6	44	猿橋	127	18	145
初狩	54	7	61	富浜	85	13	98
大月	266	34	300	梁川	31	14	45
賑岡	75	24	99	各学校	11	0	11
七保	109	28	137	計	796	144	940

※ 設置基準：おおむね25世帯に1ヶ所

（資料：生活環境課）

◆リサイクルされる資源量（再資源化物収集量）の推移

（単位：t）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
再資源化物 収集量	1,466	1,422	1,388	1,281	1,053	961

（資料：生活環境課）

1-2 大月市の良さを生かすまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市内で生じたごみは市内で処理されている

ごみの量が減少し、資源化が進んでいる

二酸化炭素の発生が抑えられている

環境に配慮している人が増えている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・一般廃棄物最終処分場の適正管理の促進
- ・収集体制の整備
- ・排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及

- ・ごみ減量意識の高揚
- ・分別収集および再資源化の推進
- ・市内廃棄物処理方策の検討・促進

- ・地球環境問題への対応

- ・環境保全知識の普及・啓発
- ・ノーボイ・持ち帰り運動の推進
- ・リサイクル製品の利用促進
- ・市民団体等の育成
- ・不法投棄対策の充実

施策の方向

市内で生じたごみは市内で処理されている

●一般廃棄物最終処分場の適正管理の促進【生活環境課】

- ・焼却灰搬入埋立終了地である真木処分場の適正管理に努めます。
- ・次期処分場建設計画を推進します。
- ・処理排水水質検査を行い、常に基準値以下の数値を保つよう努めます。

●収集体制の整備【生活環境課】

- ・収集業者による適正な収集が行われるよう指導します。
- ・可燃ごみ週3回、不燃ごみと粗大ごみ月1回、再資源化物（3グループ）各月2回収集を継続します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ごみ収集の状況についての 不満度	14.6%	0%	12.3%	0%	適正なごみの収集を行います。

●排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及【生活環境課】

- ・市民にわかりやすい「ごみと再資源化物の分け方・出し方」、「分別収集日程表（ごみカレンダー）」の作成に努め、全戸に配布します。
- ・地元勉強会での分別・排出方法の説明を行います。
- ・ごみの散乱防止を防ぐため、ごみステーションの適正な管理についての指導を行います。

1-2-3 環境に配慮したまちづくりを進める

ごみの量が減少し、資源化が進んでいる

●ごみ減量意識の高揚【生活環境課】

- より効率的なごみ処理を目指し、4Rを周知し啓発に努め、ごみの減量化を図ります。

リデュース	ごみとなる物を減らす
リユース	何度も使う
リサイクル	資源として再生する
リフューズ	いらないものは断る

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ごみ処理量	9,294t	6%減	8,408 t (9.5%減)	6%減	ごみ減量化の推進を図ります。

●分別収集および再資源化の推進【生活環境課】

- 回収可能なリサイクル対象品目の拡充を図ります。
- ごみの分別収集の徹底を図るとともに、再資源化物の収集向上を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
再資源化物収集量	1,466t	16%増	961 t	1,387 t	分別指導の強化を図ります。

●市内廃棄物処理方策の検討・促進【生活環境課】

- 市内事業所、建設工事現場などから発生する産業廃棄物の適切な処理の誘導を促進します。
- 家庭用生ごみ処理容器および処理機購入者に対し、購入費の一部補助を行い、ごみ減量化を図ります。

二酸化炭素の発生が抑えられている

●地球環境問題への対応【生活環境課】

- 地球環境問題に関する啓発活動を推進します。
- 「チャレンジ 25 キャンペーン」*の推進を図り、環境負荷軽減に努めます。
- 住宅用太陽光発電システム設置費に対する補助を行います。
- 公共交通機関の利用を促進し、マイカー利用の抑制に努めます。
- アイドリング・ストップ運動を促進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
温室効果ガスの削減	—	—	10,115 t-CO ₂ /年	9,508 t-CO ₂ /年	市関連施設から排出される温室効果ガス削減に取り組みます。

*チャレンジ 25 キャンペーン 地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくため、これまでの地球温暖化防止キャンペーン「チーム・マイナス6%」から、より多くの二酸化炭素削減に向けて政府が展開している国民的運動。オフィスや家庭などにおけるCO₂の少ない生活スタイルの提案がなされている。

1-2 大月市の良さを生かすまち

環境に配慮している人が増えている

●環境保全知識の普及・啓発【生活環境課】

- ・市広報誌・ホームページなど、さまざまな媒体を通じて、環境情報の提供を行います。

●ノーボイ・持ち帰り運動の推進【生活環境課】

- ・広報による、ごみのノーボイ・持ち帰り運動の啓発を引き続き行います。
- ・市民・事業者・ドライバーなどに対するごみ捨て禁止の啓発を行います。
- ・ごみゼロ運動を実施します。

●リサイクル製品の利用促進【生活環境課】

- ・市内事業所のISO14001*認定取得を促します。
- ・エコ商品購入の啓発に努めます。
- ・行政におけるグリーン購入*を推進します。

●市民団体等の育成【生活環境課】

- ・市民団体等の環境保全活動を支援し、協働体制を目指します。
- ・市民団体やアダプト・プログラム*等の連携を図り、環境保全活動を推進します。
- ・各地区等での環境活動を推進するリーダーの育成に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
アダプト・プログラム参加団体	14団体	20団体	24団体	24団体	市民が主体となった環境美化活動を推進します。

●不法投棄対策の充実【生活環境課】

- ・市民・事業者・行政が連携し、廃棄物の不法投棄をなくす運動を展開します。
- ・広報による地域住民の監視の呼びかけを継続します。
- ・公募・推薦等により、不法投棄監視員の拡大を図ります。
- ・県や近隣市町村と連携し、不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。
- ・市内事業所と「情報提供に関する覚書」を結び、防止対策を進めます。
- ・不法投棄防止用看板・防護ネットの設置を進めます。
- ・既存の廃棄物については速やかな撤去に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
不法投棄処理量	48 t	15 t	16 t	15 t	廃棄物処理に対する意識を高め、不法投棄の撲滅を目指します。

*ISO14001 1996年9月に国際標準化機構(ISO)によって制定された規格で、組織(企業・自治体など)に対して環境に負荷をかけない事業活動を継続して行うように求めたもの。

*グリーン購入 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選んで購入すること。

*アダプト・プログラム 里親制度と訳され、ボランティアとなる市民が里親となって道路等を自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化などを行って面倒をみること。

1-2-4 大月ブランドによる来てみたいくなるまちづくりを行う

他地域の人があこがれ、市民が誇りに思える「大月ブランド」を創り、育て、発信します。

現況と課題

都市間競争が激しさを増すなか、これからのまちづくりには、そのまちの特長を最大限に引き出すような独自性のある取り組みを展開することが必要となっています。その地域に存在する自然、歴史、文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の付加価値を高め、他地域との違いを明確にすることで、地域住民の自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者等他の地域に住む人々にも共感、愛着、満足度をもたらすような地域ブランドの創造が求められています。

本市は、自然観光資源、歴史資源に恵まれており、また東京近郊に位置するという好条件も併せ持つため、自然の豊かさや安らぎを求め、多くの都市住民が訪れています。しかし、観光拠点施設や資源間ネットワークの整備が遅れているため、その資源が十分に生かされていない状況にあります。

そこで、本市の持つ秀麗富嶽十二景や名勝猿橋といった観光資源を「大月ブランド」として今後さらに磨き上げるとともに、新たな「大月ブランド」となるような商品の開発が求められています。さらに、農業・林業・商業・観光（レジャー産業を含む）と情報通信産業との連携による特産品の開発や、インターネットを活用した販売など、販路の拡大を図っていく必要もあります。

◆観光客の入込み状況の推移

（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
猿 橋	83,865	82,986	99,300	97,100	91,500	88,400
岩 殿 山	17,528	17,460	20,453	18,951	12,020	9,481
扇 山	24,086	22,775	21,583	19,011	16,729	15,558
滝 子 山	7,714	7,675	9,359	5,963	5,827	6,060
雁ヶ腹摺山	11,318	11,308	12,826	10,270	10,876	12,600
百 蔵 山	13,890	14,124	16,188	9,846	9,092	8,928
計	158,401	156,328	179,708	161,141	146,044	141,027

（資料：産業観光課）

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

大月市に訪れる人が増えている

誇れる物産ができている

さまざまな地域との交流が活発になっている

名勝猿橋が有効に活用され、地元住民は猿橋に誇りを持っている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・観光資源の保全・活用
- ・食品・土産品の販売促進
- ・観光まちづくりの推進体制づくり

- ・風土を生かした特産品・土産品の開発促進

- ・地域間交流の推進（1-2-2 再掲）

- ・名勝猿橋保存管理計画の実践

1-2 大月市の良さを生かすまち

施策の方向

大月市に訪れる人が増えている

●観光資源の保全・活用【産業観光課】

- ・猿橋周辺の整備を推進します。
- ・岩殿山周辺の整備を推進します。
- ・真木お伊勢山周辺の整備を推進します。
- ・笹子地区・矢立のスギの整備を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
入込み客数	172,000人	200,000人	247,000人	15%増 (284,000人)	来訪客の増加により、地域の活性化を図ります。

●食品・土産品の販売促進【産業観光課】

- ・食の魅力の充実・開発を促進します
- ・地域観光拠点施設の整備を推進します。

●観光まちづくりの推進体制づくり【産業観光課】

- ・市民ガイドの養成を推進します。
- ・観光協会の組織強化や各地区の市民組織設立を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
観光ボランティアガイド 登録者数	—	—	8人	20人	観光ボランティアガイドを充実させることにより、 観光地としての魅力向上を図ります。

誇れる物産ができています

●風土を生かした特産品・土産品の開発促進【産業観光課】

- ・さまざまな産業の連携による特産品・土産品の開発を推進します。
- ・伝統的な食・生活文化等に根ざした既存資源の活用による特産品や土産品の開発促進を図ります。
- ・お茶やウコン、ヤーコンなどの特産品化へ向けて栽培農家への支援を行います。
- ・大月産味噌や白うりの粕漬けなどの加工食品の特産品化への支援を行います。
- ・販売体制の確立や販路拡大のための助成を行います。

さまざまな地域との交流が活発になっている

●地域間交流の推進(1-2-2 再掲)【産業観光課】

- ・地域交流促進のための体験農園などを整備し、交流事業を推進します。
- ・NPO、市民団体等との連携を強化し、農業体験事業等、交流活動を促進します。
- ・桂川ウェルネスパーク等の自然を生かした交流拠点の有効活用を図ります

名勝猿橋が有効に活用され、地元住民は猿橋に誇りを持っている

●名勝猿橋保存管理計画の実践【産業観光課・社会教育課】

- ・周辺地域も含めた有効利用によるまちの活性化を図ります。
- ・年次計画に基づいた保存措置および有効活用のための整備を推進します。

1-2-5 地域の伝統・文化の継承を積極的に行う

先人たちの有形無形の所産である地域の伝統・文化の継承を図ります。

現況と課題

本市は、古くから関東平野と甲府盆地を結ぶ交通の要衝であったため、たくさんの人や物、情報が行き来し、有形の文化財をはじめ、伝統芸能や祭事などのふるさと文化も数多く残っています。本市の気候や自然環境の中で生まれ、歴史や風土を伝えているこれらの文化財は市民の大切な財産です。

しかし、収蔵施設が少ないこともあり、これらの文化財はごく一部が知られているにすぎません。また、産業構造や生活圏の変化により伝統芸能の継承者は不足しており衰退の兆しを見せています。

今後は、これら文化財を残し、伝え続けていく必要があると同時に、より多くの市民にこれらを知る場や機会を提供していく必要があります。また、ふるさと文化の継承活動への支援や後継者の育成を図る必要があります。

◆指定文化財の状況（平成22年4月1日現在）

	国	県	市	国登録	合計
建造物	星野家住宅 ハツ沢発電所施設	宝鏡寺薬師堂	下真木諏訪神社本殿 大倉山諏訪神社本殿 宝鏡寺仁王門		6
名勝	猿橋				1
彫刻		木造七社権現立像	木造薬師如来立像 浅川の不動尊像 宝鏡寺十二神将立像 宝鏡寺木造馬頭観音立像 宝鏡寺仁王像		6
絵画			紙本淡彩観音十六羅漢図 紙本墨画山釈迦像 絹本着色釈迦三尊十六善神像		3
書跡		紙本墨書大般若経 紙本墨書洒落堂記	紙本墨書猿橋五奇 星野家文書		4
典籍			摺本大般若波羅蜜多經		1
工芸品			刀「銘安綱」・火縄銃「銘國安」 火縄銃「銘國安」・火縄銃「銘國久」		4
考古資料		法雲寺弥陀三尊 来迎板碑	宮谷金山古墳出土品		2
歴史資料		元近の太刀 元近の太刀	殿上三嶋神社薬師如来鏡像 森武七墓碑		4
史跡		岩殿城跡	円通寺跡 聖護院道興歌碑 一里塚跡 子の神古墳 森武七の墓 鎌田氏館跡 宮谷白山遺跡		8
天然記念物		笹子峠の矢立のスギ 全福寺のタラヨウ	藤沢の大スギ 小和田のサクラ 堀ノ内の大ケヤキ 小篠のイトヒバ 無辺寺のトチノキ 鳥沢のコノテガシワ 浅利の千本マツ 寛城のカエデ 間明野のエノキ		11
無形民俗		追分の人形芝居			1
登録有形文化財				笹子隧道 旧今井医院	2
合計	3	11	37	2	53

（資料：社会教育課）

1-2 大月市の良さを生かすまち

◆大月市郷土資料館入館者の状況

(単位：日・人)

年 度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
開 館 日 数		299	302	304	301	303	300
入 館 者	一 般	1,518	1,776	2,169	2,108	2,011	1,751
	団 体	310	122	190	800	246	381
	中学生以下等	791	536	527	386	411	267
	減免・免除者	164	371	190	269	95	17
	総 数	2,783	2,805	3,076	3,563	2,763	2,416

(資料：大月市郷土資料館)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

貴重な文化財が保存され、郷土を学ぶ資料として活用されている

市民から寄贈された民俗資料、歴史資料などが安全に使いやすく保管されている

適正で効率的な発掘調査により埋蔵文化財が保護されている

笹子追分人形の伝統的な人形遣いの技術を更に次の世代に引き継ぐことができる

郷土のことを知りたい人が資料館に集まっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・文化財の保護

・廃校舎を利用した収蔵施設整備の検討

・適切な埋蔵文化財発掘調査等の継続

・伝統芸能保存・継承の支援

・郷土資料館の充実

1-2-5 地域の伝統・文化の継承を積極的に行う

施策の方向

貴重な文化財が保存され、郷土を学ぶ資料として活用されている

●文化財の保護【社会教育課】

- ・本市にとって大切な文化財を指定し、消滅や散逸を防ぐとともに、文化財の本質的価値等について学習の機会を提供します。
- ・文化財の防災・防犯体制の強化を図ります。
- ・保存、延命のための修理や保存環境の整備を図ります。
- ・指定文化財以外も将来の指定候補であり、関連する資料や記録、画像等収集し整理保管を図ります。
- ・史跡、天然記念物、建造物など野外にある指定文化財は、指定後の管理や整備がほどこされないままになっているケースが多く、将来への継承、現在の有効活用の点からも好ましい状態ではありません。物件ごとの本質的な価値を損なわないよう整備し、本質的価値を強調した有効活用を目指します。
- ・災害に備え、指定・登録・未指定を問わず、市内文化財のデータ化に取り組みます。

市民から寄贈された民俗資料、歴史資料などが安全に使いやすく保管されている

●廃校舎を利用した収蔵施設整備の検討【社会教育課】

- ・郷土資料を永く安全に保管するため、廃校舎を有効活用し、収蔵庫としての利用を検討します。

適正で効率的な発掘調査により埋蔵文化財が保護されている

●適切な埋蔵文化財発掘調査等の継続【社会教育課】

- ・文化財保護法の周知により、発掘調査への理解を図ります。
- ・発掘調査員の体制整備を図ります。
- ・調査後の遺物整理及び報告書の適切な管理に努めます。

笹子追分人形の伝統的な人形遣いの技術を更に次の世代に引き継ぐことができる

●伝統芸能保存・継承の支援【社会教育課】

- ・各種助成制度の活用を支援し、活動の広報に協力します。

郷土のことを知りたい人が資料館に集まっている

●郷土資料館の充実【社会教育課】

- ・郷土資料の収集・整理・保管・活用の体制を整え、郷土資料に関する種々のニーズへの対応を図ります。
- ・市全体を博物館と捉え、館内の展示だけでなく館外を対象にした事業の充実を図ります。
- ・歴史散策マップ及び案内板の充実を図ります。
- ・猿橋の近隣に立地しており、観光目的の来館者が多いため、猿橋の歴史や構造を紹介する展示の充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
来館者数	2,923人	4,000人	2,416人	3,000人	猿橋への観光客の取り込みや市民のリピーターの増加により地域の歴史に興味を持つ人の増加を図ります。

1-2-6 落ち着きを感じる景観保全・整備を進める

本市が持つ優れた自然景観や歴史的景観を生かし、これらと調和した市街地や集落・沿道景観等の誘導に努めます。

現況と課題

本市では、市域の大部分を占める緑豊かな山々や桂川をはじめとする大小の河川等の自然的景観資源に加えて、旧街道や名勝猿橋に代表される歴史的景観資源、多くの橋梁や大規模施設等の都市的景観資源などの景観資源と、“富士山が見える”という地理的特徴を生かした本市ならではの良好な景観づくりを推進するために作成した「景観ガイドプラン」を基本的な考え方として景観づくりを進めています。

今後さらに良好な景観づくりを実現するため、景観ガイドプランの見直しを行い景観計画を作成するために、市民と行政が一緒に取り組んでいく必要があります。

また現在、サイン計画*に基づき、秀麗富嶽十二景の山々に道標の設置や、観光案内板の修正を実施していますが、本来サイン計画は観光面のみではなく、公共施設等の案内板のデザイン等を統一して視認性を高めるものであるため、今後は、民間や他の行政機関との連携により、市域全体のデザインの統一を図る必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

良好な景観が形成されている

多くの人が自然環境の保全に取り組んでいる

史跡等文化財が周辺の景観と調和し、整備されている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・「景観法」に基づく「景観計画」の推進
- ・古い建造物およびまちなみの保存
- ・サイン計画の推進

- ・環境保全団体等の育成・連携（1-2-2 再掲）

- ・歴史史跡周辺の整備方針の提示

*サイン計画 市民および来訪者を含めたあらゆる人々が、目的地に安全かつ円滑に移動できるよう、その情報伝達手段となる標識や案内板などの「サイン」を統一的に整備するための計画であり、本市では「大月市サイン計画」を定めている。

1-2-6 落ち着きを感じる景観保全・整備を進める

施策の方向

良好な景観が形成されている

●「景観法」に基づく「景観計画」の推進【地域整備課】

- ・平成11年3月に策定した「景観ガイドプラン」を検証し、市民参加の「景観計画検討委員会（仮称）」を組織した上で、市民と行政が協働で景観づくりの推進を図ります。
- ・土地利用や建築に対する制限を設け、秩序ある景観形成を図ります。
- ・良好な景観形成（まちづくり）に積極的に取り組み、安全で住みよいまちを目指します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
大月市景観計画の策定	—	—	—	策定	良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画を策定し、良好な景観形成を図ります。

●古い建造物およびまちなみの保存【地域整備課】

- ・古い建造物やまちなみの保存に努め、秩序ある景観形成を図ります。

●サイン計画の推進【産業観光課】

- ・観光客や来訪者が目的地に安全かつ円滑に移動できるよう、官民連携により、標識や案内板などのサインを統一的に整備します。

多くの人が自然環境の保全に取り組んでいる

●環境保全団体等の育成・連携(1-2-2 再掲)【生活環境課・産業観光課】

- ・市・県域を越えた桂川・相模川流域協議会の活動に参加し、「市民・事業者・行政」が一体となって、流域の環境保全活動を行います。
- ・地域単位の河川清掃活動等に対して、積極的な支援を行います
- ・森林整備への参加機会の拡大に努め、森林保全意識の高揚を図ります。

史跡等文化財が周辺の景観と調和し、整備されている

●歴史史跡周辺の整備方針の提示【社会教育課】

- ・各種の開発や整備の計画段階から積極的に参加し、文化財の本質的価値を失わないよう誘導するとともに、文化財の価値を引き立たせるための方法を誘導します。
- ・名勝猿橋の整備活用については、名勝猿橋保存管理計画の指針に沿って適切な整備が図れるよう助言します。

1-2-7 便利な立地を生かしたまちづくりを進める

駅周辺等の便利な立地を生かし、活力あるまちづくりを進めます。

現況と課題

本市は、国道 20 号・国道 139 号など都市間交通として重要な役割を果たしている幹線道路や、中央自動車道大月インターチェンジ、JR 中央本線と富士急行線の鉄道交通などによる広域交通網の結節点にあたり、東京都心および業務核都市である立川市や八王子市などへの交通の利便性が高い地域であることから、古くから交通の要衝として発展してきました。

しかし近年では、中央自動車道や国道 20 号の交通量が増加し、本市周辺においても慢性的な渋滞が発生するようになりました。

このため、中央自動車道では、上野原インターチェンジから大月ジャンクションまでの間を 6 車線に拡幅する改築事業が行われました。さらに、市街地の慢性的な渋滞を解消するため、国道 20 号の駒橋地区から大月インターまでの間、3.2 km について大月バイパスの整備が進められており、平成 19 年 10 月にはその第一工区である駒橋地区から国道 139 号までの間、1.7 km が供用開始となり、現在は第二工区である国道 139 号線から大月インターまでの間、1.5 km の用地交渉が進められています。

一方で、鉄道各駅などへのアクセス道路については、地形的要因などから道路幅員が狭いために車のすれちがいができない路線や歩道設置が困難な路線など、改良が必要な路線が多数残っています。

既に整備が開始されている大月駅周辺をはじめとし、各駅周辺の計画的な整備を進めるとともに、アクセス道路等の整備により、活力あるまちづくりを行うことが必要です。

◆ JR・富士急行 駅別乗車数の推移

(単位：人)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
鉄 道 駅		乗車数 (1日あたり 乗降客数)	乗車数 (1日あたり 乗降客数)	乗車数 (1日あたり 乗降客数)	乗車数 (1日あたり 乗降客数)	乗車数 (1日あたり 乗降客数)	乗車数 (1日あたり 乗降客数)
J R	梁 川	96,811 (530)	92,019 (504)	92,374 (506)	89,293 (489)	84,723 (464)	82,685 (453)
	鳥 沢	413,603 (2,266)	401,973 (2,203)	396,164 (2,171)	386,727 (2,119)	368,011 (2,016)	353,238 (1,936)
	猿 橋	625,219 (3,426)	626,743 (3,434)	620,577 (3,400)	609,586 (3,340)	591,321 (3,240)	582,032 (3,189)
	大 月	1,962,938 (10,756)	1,978,279 (10,840)	1,971,173 (10,801)	1,953,593 (10,705)	1,895,572 (10,387)	1,913,105 (10,483)
	初 狩	160,473 (879)	149,872 (821)	154,739 (848)	156,591 (858)	145,427 (797)	142,943 (783)
	笹 子	46,288 (254)	43,485 (238)	46,126 (253)	54,026 (296)	52,180 (286)	51,968 (285)
	計	3,305,332 (18,111)	3,292,371 (18,040)	3,281,153 (17,979)	3,249,816 (17,807)	3,137,234 (17,190)	3,125,971 (17,129)
富士急行大月		942,932 (5,167)	1,010,608 (5,538)	1,055,648 (5,784)	1,069,121 (5,858)	1,012,641 (5,549)	1,015,541 (5,565)
合 計		4,248,264 (23,278)	4,302,979 (23,578)	4,336,801 (23,763)	4,318,937 (23,665)	4,149,875 (22,739)	4,141,512 (22,693)

※ 1日あたり乗降客数＝乗車数×2／365

(資料：JR 東日本八王子支社・富士急行(株))

1-2-7 便利な立地を生かしたまちづくりを進める

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

各駅周辺で、地域の特性を生かしたまちづくりが進められている

交通網や交通機関を活用して広域との交流が活発に行われている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・大月駅周辺の賑わいづくりの推進
・各駅周辺整備の推進

・大月バイパス第2工区の推進
・JR中央本線の運行増発等の要望
・生活交通の確保
・中央自動車道バス停周辺整備の促進

施策の方向

各駅周辺で、地域の特性を生かしたまちづくりが進められている

●大月駅周辺の賑わいづくりの推進【産業観光課・大月駅周辺整備室】

・駅前や商店街を中心としたにぎわいづくり事業を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
大月駅周辺の歩行環境の満足度	3.7%	50.0%	未調査	50.0%	道路の拡幅や駅前広場の整備を通じ、歩行者空間の満足度を高めます。

●各駅周辺整備の推進【産業観光課・建設課】

・地域活性化を推進するため、大月駅以外の各駅周辺のアクセス道路の整備を検討します。
・各駅周辺の住民が主体となり、駅周辺活性化のサポーターとしてアイディアを出し合い活性化を進めるしくみづくりを検討します。

交通網や交通機関を活用して広域との交流が活発に行われている

●大月バイパス第2工区の推進【地域整備課】

・主要幹線道路である国道20号の大月市街地における交通緩和を図るため、大月バイパス第二工区（国道139号から大月インターチェンジ間）の早期完成を目指します。
・大月バイパスへのアクセス道路について地域の実情に応じた整備を検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
第二工区の推進	—	着工	着工	完成	バイパス整備によって交通渋滞が分散化され、利便性が向上します。

●JR中央本線の運行増発等の要望【企画財政課】

・山梨県、長野県及び両県のJR中央本線沿線市などで組織する「中央東線高速化促進広域期成同盟会」や立川駅から大月駅間のJR中央本線沿線市で構成する「中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会」に参画し、情報交換を行うとともに、普通電車の増発、E電の甲府駅までの延伸などの要望活動を引き続き実施します。

1-2 大月市の良さを生かすまち

●生活交通の確保【企画財政課】

- ・高齢者や児童・生徒等の日常生活における交通手段として欠かせない路線バスの利用を広く市民にＰＲし、さらなる利用を促進します。
- ・関係機関や利用者等との連携・調整を図り、持続可能な生活交通の維持確保方策を検討します。

●中央自動車道バス停周辺整備の促進【建設課】

- ・中央自動車道の高速バス利用の利便性を高めるため、直近道路から猿橋バス停や笹子バス停までのアクセス道路の改善を図ります。
- ・高速バス利用者のための駐車場の整備について検討します。
- ・安心して安全に利用できるよう、バス停周辺の安全確保を図ります。

1－3 豊かさを実感できるまち

- 1－3－1 いつでも・どこでも・だれでも学べるまちをつくる
- 1－3－2 スポーツ・文化活動の盛んなまちをつくる
- 1－3－3 産業活動が充実したまちをつくる
- 1－3－4 農林業の充実したまちをつくる

1-3 豊かさを実感できるまち

基本目標 1-3

豊かさを実感できるまち

価値観の多様化により、近年経済的な豊かさはもとより、心の豊かさ、時間のゆとりなど、さまざまな豊かさが求められており、本市でも豊かな自然を生かしながら、活力ある産業を育成するとともに、子どもから高齢者までが生涯を通じて学び、一人ひとりが生きがいの持てる、いきいきとしたまちを目指します。

そのため、市民が生涯を通して行う多様な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援する体制や、拠点となる施設の充実を図ります。

また、地域の資源である歴史や文化については、その保全・活用に努めるとともに、芸術・文化活動を積極的に支援し、大月らしさの創造を目指します。

一方、産業の振興は、地域の活性化や市民の安定した暮らしを支えるために不可欠であり、本市の財源を確保し安定した住民サービスを提供していくためにも大変重要な役割を果たします。今後は、農業、工業、商業、観光との連携を図り、地域産業の活性化を目指します。

個別目標

1-3-1 いつでも・どこでも・だれでも学べるまちをつくる

だれもが生涯を通じてさまざまなことを学ぶことができ、またそれを発表することができる環境を整備します。

1-3-2 スポーツ・文化活動の盛んなまちをつくる

だれもが気軽にスポーツや文化活動を楽しむことができる環境を整備します。

1-3-3 産業活動が充実したまちをつくる

市内の産業の強化促進とともに、新たな産業の誘致や起業家への支援などを進め、市内で働く人を増やします。

1-3-4 農林業の充実したまちをつくる

地産地消やふれあい農園など、本市の豊かな自然を生かした農林業の展開を図ります。

だれもが生涯を通じてさまざまなことを学ぶことができ、またそれを発表することができる環境を整備します。

現況と課題

近年、市民の生涯学習に対する意識はこれまでに増して高まりつつあり、ニーズも多様化しています。

本市では、中央公民館（市民会館）や地区公民館（10 館）・分館（70 館）のほか、郷土資料館や市立図書館などによる支援体制を進めてきました。

中央公民館では、文化教室や各種学習や講座が、地区公民館・分館では、高齢者学級、婦人学級、成人学級、家庭教育学級、地域づくり学級、世代交流教室など地域の特色を生かした生涯学習活動が行われています。

郷土資料館においても、各種講座や教室の開催などを通して郷土を学ぶ市民の活動を支援しています。

また市立図書館では、図書資料をはじめハイビジョン*・マルチメディア*による情報提供システム、映像ホールなど施設の充実が図られています。

今後は、これらの施設の充実を図るとともに、市の関係機関や関係団体、民間団体との連携・協力体制の確立をはじめ、学習情報の発信や主体的な活動を支援する体制の強化など、学習者の立場に立った市民学習活動への支援により、市民が生涯を通じて自由に学び続けることができる社会システムを構築することが必要です。

◆大月市立図書館入館者数の推移

（単位：人）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
入 館 者 数	135,389	126,300	119,471	116,628	110,877	106,440
1 日 平 均	472	437	415	409	385	372

◆大月市立図書館蔵書資料の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
図 書 資 料	151,371	156,870	162,943	168,301	172,203	174,958
AV 資料	4,487	4,472	4,434	4,337	4,318	4,296

◆大月市立図書館のサービス実績の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
貸 出 点 数	194,423	182,821	166,602	171,354	166,616	143,294
うち貸出冊数 （図書・紙芝居）	151,225	145,179	136,944	140,562	138,058	121,656
市民一人あたり	4.9	4.7	4.6	4.7	4.8	4.3

（資料：社会教育課）

*ハイビジョン 高品位テレビ（HDTV）の通称。通常のテレビ放送よりも高精細で、画面が横長く、従来のテレビ放送とは互換性がない。

*マルチメディア ここでは、文字、静止画、音声、動画などを複合して情報を伝える手段のこと。

1-3 豊かさを実感できるまち

◆地区公民館における各種学級の開設状況

(単位: 回)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
笹子	高 齢 者	1	2	2	1	2	2
	婦 人	—	—	—	—	—	—
	成 人	—	1	—	—	1	1
	その他の学級	2	1	1	2	2	—
初狩	高 齢 者	1	10	10	9	9	10
	婦 人	—	—	—	—	—	—
	成 人	1	3	3	3	2	3
	その他の学級	2	1	1	—	—	1
真木	高 齢 者	1	2	9	11	11	9
	婦 人	—	—	—	—	—	—
	成 人	1	1	—	—	—	—
	その他の学級	5	2	5	6	4	2
大月	高 齢 者	1	9	9	9	10	9
	婦 人	1	—	—	—	—	—
	成 人	—	—	—	—	1	1
	その他の学級	2	1	1	7	5	1
賑岡	高 齢 者	6	6	6	8	15	8
	婦 人	5	6	1	4	6	3
	成 人	8	8	2	6	18	6
	その他の学級	1	2	4	1	2	2
七保	高 齢 者	—	1	1	—	—	1
	婦 人	1	1	—	—	—	1
	成 人	6	12	23	21	18	10
	その他の学級	5	4	0	6	0	—
瀬戸	高 齢 者	1	10	10	10	10	9
	婦 人	—	—	—	—	—	—
	成 人	4	—	—	7	7	1
	その他の学級	—	5	5	4	—	2
猿橋	高 齢 者	—	—	—	—	—	—
	婦 人	—	1	1	—	1	—
	成 人	14	11	11	19	5	5
	その他の学級	1	—	—	2	9	1
富浜	高 齢 者	1	1	1	1	—	7
	婦 人	1	3	3	3	3	2
	成 人	—	—	—	—	—	3
	その他の学級	12	12	12	7	6	—
梁川	高 齢 者	1	3	3	3	3	1
	婦 人	—	—	—	—	—	—
	成 人	4	4	4	4	4	4
	その他の学級	3	2	2	8	5	1
中央	高 齢 者	—	—	—	—	—	—
	婦 人	—	—	—	—	—	—
	成 人	—	—	—	—	—	—
	その他の学級	4	0	0	4	5	4

(資料: 社会教育課)

1-3-1 いつでも・どこでも・だれでも学べるまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民一人ひとりが生きがいを持っている

多様な生涯学習情報を市民に提供している

市民のニーズに対応した多様な活動ができる施設がある

◆実現に向けて〔施策〕◆

・生涯学習推進計画の推進
・短期大学における市民公開講座の充実

・生涯学習情報の提供
・図書館活動の充実

・文化施設の整備・拡充

施策の方向

市民一人ひとりが生きがいを持っている

●生涯学習推進計画の推進【社会教育課】

・学習拠点として、中央公民館、地区公民館、分館、市立図書館および郷土資料館等の生涯学習施設の充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
地域における生涯学習活動の満足度	6.5%	10.0%	6.9%	10.0%	生涯学習活動に対する満足度を高めることで、より多くの人に参加してもらいます。

●短期大学における市民公開講座の充実【短期大学】

- ・高等教育機関が有するノウハウ*を積極的に開放することにより、市民との連携のもと、豊かな地域社会づくりに寄与します。
- ・市民の多様化・専門化する学習ニーズに応え、特別聴講生や市民へのリカレント教育*などにより大学の教育内容を広く提供します。
- ・県が主体となって実施している「県民コミュニティカレッジ」の一環である公開講座を積極的に活用します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
大月短大の公開講座に参加している市民	0.8%	1.0%	0.6%	1.0%	生涯学習の場として市民ニーズに対応すべく講座の充実を図り、多くの住民に教育の場を提供する。

*ノウハウ 専門的知識、専門的技術のこと。

*リカレント教育 学校を修了して社会に出た人が、必要に応じて働きながらまたは仕事を離れ、再び学校で受ける教育のこと。

1-3 豊かさを実感できるまち

多様な生涯学習情報を市民に提供している

●生涯学習情報の提供【社会教育課】

- ・各種講座・教室や各種クラブ・サークル等の生涯学習情報の提供を行います。

●図書館活動の充実【社会教育課】

- ・図書館まつりや各種展示講座、イベントの開催、ブックスタート事業等により、図書館活動の充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
一人あたりの 年間貸出冊数	4.9冊/人	5.1冊/人	4.3冊/人	5.0冊/人	親しみやすい図書館を目指すことで、図書館の利用度を向上させます。
一人あたりの 蔵書冊数	4.4冊/人	6.9冊/人	5.6冊/人	6.5冊/人	

市民のニーズに対応した多様な活動ができる施設がある

●文化施設の整備・拡充【社会教育課】

- ・市民の読書・学習活動の拠点となっている市立図書館の機能充実を図ります。
- ・市民が郷土を知り未来を考えて行くために、郷土の歴史・民俗・自然などに関する資料などを展示・収集・保管する郷土資料館の機能向上に努めます。

1-3-2 スポーツ・文化活動の盛んなまちをつくる

だれもが気軽にスポーツや文化活動を楽しむことができる環境を整備します。

現況と課題

市民のスポーツ・レクリエーション活動は、健康の保持・増進、体力の向上を図るとともに、人々との交流を深める役割を果たしています。

スポーツ施設としては、市民総合体育館や総合グラウンド（陸上競技場、野球場、テニスコート）、勤労青年センター、武道館などがあり、そのほか、小・中学校施設の開放などにより、各種スポーツ教室や市民のスポーツ・サークル活動を支援しています。

スポーツ団体は、大月市体育協会に種目別団体やスポーツ少年団、各地区の体育会など 35 団体が加盟しており、それぞれに活動をしています。そのほか、スポーツ振興のため、体育指導委員によるニュースポーツ等の普及指導や組織育成、各種スポーツイベントへの協力等を行っています。

このような状況のなか、だれもが体力や年齢、目的に応じていつでもスポーツに親しむことができる社会を実現するため、安全で快適な施設の確保や維持管理に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動の新たな展開として総合型地域スポーツクラブ「大月市健やかスポーツクラブ」を設立し、現在はフットサル・グランドゴルフ・介護予防健康教室などの事業を行っており、今後はニュースポーツによる市民の健康増進を目的に新たな事業の追加などを検討していきます。

一方、市民の芸術・文化活動を支える施設としては、市民会館（中央公民館）や市立図書館、郷土資料館などがあります。

市民会館では、大ホールや市民ギャラリーなどを市民の文化活動に役立てています。

市立図書館では、ボランティアの協力を得ながら、各種イベントや講座、お話会など多様な活動を実施しています。

郷土資料館においても、友の会による活動や郷土を材料とした作品の募集等、展示以外の教育にも力を入れるなど、さまざまな活動を通して郷土を学ぶ市民の活動を支援しています。

これらの施設においても、今後さらに利用者の立場に立った利用しやすい施設を目指す必要があります。

◆体育施設の整備・利用者数（平成 22 年度）

（単位：人）

施設名		利用者数	設備
総合体育館		33,744	バレーボール2面 バasketボール2面 バドミントン6面
勤労者体育センター		11,875	バレーボール3面 バasketボール1面 バドミントン4面 ハンドボール1面
総合グラウンド	陸上競技場	9,841	フィールド内球技場兼用 トラック1周 400m 8コース
	野球場	10,860	内野スタンド 450 人 芝生スタンド 1,316 人収容 両翼 92m 中堅 112m
	テニスコート	7,988	コート4面 スタンド 84 名収容
武道館		2,527	128 畳

（資料：社会教育課）

1-3 豊かさを実感できるまち

◆学校体育施設開放の現況（平成 22 年度）

開 放 学 校 名		開 放 施 設 名		夜間照明設置
		校 庭	体育館	
小学校	旧 笹 子 小	○		○
	初 狩 小	○	○	○
	大 月 東 小	○	○	○
	大 月 西 小	○	○	○
	強 瀬 小	○	○	○
	旧 畑 倉 小	○	○	○
	七 保 小	○	○	○
	旧 瀬 戸 小	○	○	○
	下 和 田 小	○	○	○
	猿 橋 小	○	○	
	鳥 沢 小	○	○	○
	梁 川 小	○	○	○
中学校	大月第一中	○	○	
	大 月 東 中	○	○	○
	猿 橋 中	○	○	○
	富 浜 中	○	○	○

（資料：社会教育課）

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民が健康で、明るく元気にスポーツ・レクリエーションを楽しんでいる

市民が気軽に文化・芸術とふれあうことができる

さまざまな活動の機会や発表の場が確保されている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・市民スポーツ・レクリエーション活動の推進
・スポーツ・レクリエーション施設の整備
・スポーツ指導者・団体・グループの育成

・文化・芸術活動の推進

・生涯学習環境の整備

1-3-2 スポーツ・文化活動の盛んなまちをつくる

施策の方向

市民が健康で、明るく元気にスポーツ・レクリエーションを楽しんでいる

●市民スポーツ・レクリエーション活動の推進【社会教育課】

- ・各種スポーツ大会を開催します。
- ・市民のニーズに合わせた各種スポーツ教室を開催します。
- ・ニュースポーツの普及活動を強化します。
- ・高齢者や障害者のスポーツ活動への参加を促進します。
- ・保健活動との連携を強化します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
市体育祭や地域の運動会などへ参加した人の割合	31.3%	35.0%	29.0%	35.0%	誰もが参加できるスポーツを取り入れ大会の市民意識を高めます。

●スポーツ・レクリエーション施設の整備【社会教育課】

- ・社会体育施設の機能を十分活用できるよう、また利用者に不便をきたさぬよう整備を行います。
- ・全市的なスポーツ・レクリエーション拠点施設の充実、強化を図ります。
- ・学校体育施設の開放拡大を検討するとともに用具等の充実を図ります。
- ・地域スポーツ施設の充実とともに、地域自主管理体制の確立も含め、管理員の適正配置を検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
市民一人あたりの体育施設利用回数	2.4回	2.5回	3.3回	3.7回	健康の維持増進を図るため、市民の体育施設を利用する回数を増やします。

●スポーツ指導者・団体・グループの育成【社会教育課】

- ・スポーツ活動の活性化と競技力の向上を目指し、スポーツ指導者の養成・確保に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション団体を育成・支援します。
- ・各連盟、協会、スポーツ少年団等の組織の充実・強化・拡大を図ります。
- ・体育協会、体育指導委員協議会等各種団体との連携を図り、多くの市民がスポーツに親しめる場としての新たな総合型地域スポーツクラブの設立を進めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
総合型地域スポーツクラブの増設	—	(設立)	1クラブ	2クラブ	子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できる身近なスポーツ・レクリエーション機会を提供します。

市民が気軽に文化・芸術とふれあうことができる

●文化・芸術活動の推進【社会教育課】

- ・市民の自主的・創造的な文化・芸術活動を振興していくとともに、文化・芸術に接する機会を拡充し、市民の文化活動を支援します。

1-3 豊かさを実感できるまち

さまざまな活動の機会や発表の場が確保されている

●生涯学習環境の整備【社会教育課】

- ・公民館活動を推進します。
- ・生涯学習推進大会などさまざまな発表の場の提供を行います。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
生涯学習推進 大会参加者数	589名	1,000名	542名	600名	生涯学習活動が活発になることにより、生涯学習推進大会で発表する人の数も増加します。

1-3-3 産業活動が充実したまちをつくる

市内の産業の強化促進とともに、新たな産業の誘致や起業家への支援などを進め、市内で働く人を増やします。

現況と課題

近年の商業活動を取り巻く環境は、市民の生活行動範囲の拡大や消費者ニーズの多様化、郊外型大型店舗の立地などにより地域間・商店間の競争が激化しており、本市は地形的な制約から、店舗の拡大や駐車場の確保などが困難であるため厳しい状況にあります。

今後は、個店はもとより商店街や地域の競争力を高めるため、商工会などの支援団体の活動を強化し、経営者への支援や意識の高揚を図るとともに、共同店舗や共同駐車場などの一体的整備を進め、アクセスしやすく心が通った魅力ある商業空間を形成する必要があります。

一方で、市の代表的な地場産業である繊維産業は徐々に衰退し、その後、交通条件の向上により集積が進んだ電気機械や一般機械の製造業などについても、近年の景気停滞により一部の誘致企業に撤退が見られます。このように、雇用の場が減少している上、若者はもとより職を求める中高年齢者も増加しているため、就労を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

このため、今後は、撤退・廃業により遊休化している工場用地等の確保や、それらを利活用した新たな企業の誘致などが重要な課題となっています。

さらには、本市の地域資源である自然環境を活用した、新たな環境産業などの誘致も検討課題となっています。

1-3 豊かさを実感できるまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

起業したい人が増えている

新しい試みにチャレンジする経営者が
増えている

市内で働く人が増えている

市内の企業活動が活発になっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・起業家への支援

・市の資源を生かした産業の育成
・新製品の開発および販路拡張への助成・工業適地の確保
・企業誘致の推進および誘致企業への
支援
・若者の就職支援
・高齢者いきがい産業の育成・地場産品の市域外へのPR 機会の拡大
・各支援団体の育成・強化

施策の方向

起業したい人が増えている

●起業家への支援【産業観光課】

- ・融資環境の整備充実を図り、新規事業展開の支援を行います。
- ・農林業、商工業、観光産業等の連携を強化し、起業環境の整備を促進します。

新しい試みにチャレンジする経営者が増えている

●市の資源を生かした産業の育成【産業観光課】

- ・他産業と連携した農林業の展開や新たな産業の育成に努めます。
- ・自然を生かした交流観光拠点を整備し、野外活動型レクリエーション産業など、地域資源を活用した交流産業の育成を促進します。

●新製品の開発および販路拡張への助成【産業観光課】

- ・地場産業、関連団体等の連携強化による新技術の導入や、新製品の開発のための支援を行います。
- ・新製品の生産販売体制の確立や販路拡張のための支援を行います。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
新技術開発への助成件数	—	5件	1件	3件	新しい技術開発により、地域産業の活性化につなげます。

1-3-3 産業活動が充実したまちをつくる

市内で働く人が増えている

●工業適地の確保【産業観光課】

- ・廃業・撤退により遊休化した工場用地の有効活用を促進します。
- ・地形的特性を考慮した新規工場の計画的な配置を検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
工場設置奨励制度の活用数	—	5件	0件	3件	産業の振興を図るための制度であり、工場等の新設・増設に伴う雇用の場を確保します。

●企業誘致の推進および誘致企業への支援【産業観光課】

- ・情報ネットワークの整備により、新たな企業立地を支援します。
- ・自然環境を生かした環境産業の誘致を検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
企業誘致件数（累計）	17件	20件	18件	24件	工場適地等への工場等誘致を推進し、雇用機会の拡大を促進します。

●若者の就職支援【産業観光課】

- ・山梨県と連携し、若者の就職活動を支援します。

●高齢者いきがい産業の育成【産業観光課】

- ・高齢者の就業機会の拡大を図ります。
- ・団塊の世代受け入れのための就業機会の拡大を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
大月市内で働きたい人の割合（60歳代）	44.1%	66.6%	43.8%	70%	市内に高齢者が生きがいをもって働ける場を増やします。

市内の企業活動が活発になっている

●地場産品の市域外へのPR機会の拡大【産業観光課】

- ・地場産品の市域外へのPR機会の拡大を図ります。

●各支援団体の育成・強化【産業観光課】

- ・商工会等支援団体の活動を強化するとともに、経営者意識の高揚や経営相談の充実、研修機会の拡充などを図ります。
- ・地場産業、各組合、商工会および大月短期大学等の連携強化に努めます。

1-3-4 農林業の充実したまちをつくる

地産地消やふれあい農園など、本市の豊かな自然を生かした農林業の展開を図ります。

現況と課題

若者の農業離れによる農業就業者の高齢化や農産物の輸入自由化など、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。特に本市の農業は典型的な山間地農業であり、生産性の低い傾斜農地や小規模農地が多いため、効率的な農業経営を営むことが困難な状況です。今後、農業の持続的な発展を図っていくためには、多様な農業の担い手を確保・育成し、農業の協業化*を促進するなど体制を整備するとともに、農業基盤整備の推進を図り、効率的な農業生産活動ができる生産性の高い優良な農地の確保・保全を促進する必要があります。

また農産物においても、ブランド化や特産品開発への取り組みを強化するとともに、生産・加工・流通が一体的に行えるシステムの整備・強化や、情報通信網を活用した多様な農業情報の受発信を展開する必要があります。

さらに、首都圏に隣接している地域特性を生かし、農作業体験等を通じた地域間交流の促進や観光産業との連携強化が必要となっています。

林業においても、本市の森林面積は市域の約 9 割を占めていますが、零細な森林所有者が多く、保有する森林面積が 5ha 未満の林家が約 9 割を占めています。近年は、木材価格の低迷や後継者不足等の影響により、適正な施業が行われない森林が増加し、森林の有する公益的機能が十分に発揮されえない状況となっており、山林の荒廃が進行しています。

こうした状況を改善し、林業を振興していくためには、森林施業の集約化、合理化を図り搬出間伐等を促進するとともに、担い手の育成・確保が必要であり、地域林業の中心的な担い手となっている森林組合等の団体についても、組織の育成強化や活動の充実を図る必要があります。

また、木材産地のブランド化や間伐材の利活用の推進、特用林産物*の振興への取り組みを行うとともに、市域における林業生産・加工・流通が一体的に行える木材安定供給体制の構築を目指すことが必要です。

一方で、レクリエーションや健康づくりの場としての森林空間の活用についても関心が寄せられており、森林などの地域資源を活用した都市・農村間交流など地域活性化が課題となっています。

1-3
豊かさを
実感できるまち

◆ふれあい農園申し込み・利用状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	区 画 数	貸 出 状 況					
		市内		市外		計	
梁川農園	一般 170 区画	33 区画	20 人	137 区画	90 人	170 区画	110 人
	特別 3 区画	0 区画	0 人	2 区画	2 人	2 区画	2 人
猿橋農園	一般 20 区画	19 区画	16 人	1 区画	1 人	20 区画	17 人

（資料：産業観光課）

*協業化 協同で設備の近代化や経営の合理化、企業規模の適正化を推進していくこと。

*特用林産物 山や野原から採れるもののうち、木材を除いたもので、具体的には、きのこ、桐、木炭などをいう。

1-3-4 農林業の充実したまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

多くの人が土に親しむ機会が増えている

豊かな恵みを生み出す林地がある

農林業後継者がいる

地産地消が進んでいる

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・農業基盤の整備・保全
- ・農業協業化の促進
- ・有害鳥獣対策の推進
- ・中山間農地*対策の推進
- ・遊休農地対策の推進
- ・農業・林業・観光との連携
- ・農林地を活用した交流の推進
- ・情報通信網を活用した農業の推進

- ・森林の保育と適正管理
(1-2-2 再掲)

- ・農林業従事者および支援者の育成・確保
- ・農業生産組合の育成・組織化

- ・地産地消の推進
- ・風土を生かした特産品・土産品の開発促進(1-2-4 再掲)

*中山間農地 山間地およびその周辺地域、その他地勢等の地理的条件が悪いため、生産条件が不利な農地のこと。

1-3 豊かさを実感できるまち

施策の方向

多くの人が土に親しむ機会が増えている

●農業基盤の整備・保全【産業観光課】

- ・農業振興地域整備計画に基づいて農地の適正管理を推進します。
- ・農業の生産性を向上させ、効率的な農業経営を行うため、農道や農業用排水路などの農業生産基盤の整備を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
農用地面積	510ha	現状維持	458.5ha	現状維持	農業生産基盤の維持を図ります。

●農業協業化の促進【産業観光課】

- ・農業法人組織の育成の強化を図ります。
- ・多様な農業の担い手を確保し、育成に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
農家戸数	1,069戸	現状維持	1,023戸	現状維持	新たな農業の担い手の確保に努めます。

●有害鳥獣対策の推進【産業観光課】

- ・有害鳥獣による食害防除の強化を促進します。
- ・有害鳥獣駆除関係団体との連携や支援を強化します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
鳥獣進入防止柵設置延長	—	—	26.3km	33km	鳥獣進入防止柵の設置を行い、農作物を鳥獣害から守ります。

●中山間農地対策の推進【産業観光課】

- ・環境と調和のとれた農業生産への取り組みや、定着に取り組めます。
- ・農業の自然循環機能の維持・増進を図ります。

●遊休農地対策の推進【産業観光課】

- ・遊休農地対策等により農地の保全を図ります。
- ・遊休農地の活用に取り組む集落および団体等の活動を推進します。
- ・観光農園、市民農園等への利用拡大を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
遊休農地の 復元箇所数	—	—	1箇所	2箇所	遊休農地が一団で存在する箇所について、耕作できる状態に復元し、遊休農地解消を図ります。

1-3-4 農林業の充実したまちをつくる

●農業・林業・観光との連携【産業観光課】

- ・ふれあい農園等の地域資源の活用や、各種法人等との協働による農業体験・林業体験を促進します。
- ・農業体験や林業体験を通じた観光施策の促進を図ります。
- ・多様な産業と連携した森林の多目的利用を促進します。
- ・ウェルネスパークやエコの里など、多様な資源間のネットワークを形成します。

●農林地を活用した交流の推進【産業観光課】

- ・ふれあい農園等地域資源を活用した都市住民との交流に努めます。

●情報通信網を活用した農業の推進【産業観光課】

- ・インターネットを活用し、効果的、効率的で、タイムリーな農業情報の受発信を促進します。

豊かな恵みを生み出す林地がある

●森林の保育と適正管理(1-2-2 再掲)【産業観光課】

- ・森林の多面的機能の維持・増進を図るため、適正な管理を促進します。
- ・県等と連携し、法令等に則り適切な林地開発の指導等を行います。
- ・関係機関との連携のもとに、治山・治水事業を促進します。
- ・民有林等の荒廃地などに対する管理や植林を働きかけます。
- ・森林組合などの林業事業体の体質強化や経営の多角化などへの取り組みを支援します。
- ・林道・作業道の適正管理に努めます。

農林業後継者がいる

●農林業従事者および支援者の育成・確保【産業観光課】

- ・農林業を担う人材の確保・育成に努めます。
- ・退職帰農者等の受入施策を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
認定農業者*数	2名	5名	2名	5名	認定農業者を確保し、農業従事者の増加を図ります。

●農業生産組合の育成・組織化【産業観光課】

- ・農業協同組合をはじめ農業関係団体との連携を強化し、生産から販売までの体制の整備を促進します。
- ・青空市場運営協議会の組織強化を図ります。
- ・農産物直売所、販売体制の整備を図ります。

*認定農業者 意欲ある農業者が、自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画申請書」を市町村に申請し、市町村が基本構想に照らしそれを認めた場合に、農業経営改善計画を認定された農業者となる。このような農業者のこと。

1-3 豊かさを実感できるまち

地産地消が進んでいる

●地産地消の推進【産業観光課・学校教育課】

- ・観光と連携し、レストラン等での地域食材の利用促進を図ります。
- ・学校給食での地域食材の利用促進を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
朝市並びに直売所の 開設回数	104回	150回	906回 (3か所)	906回 (3か所)	朝市・農産物直売所の開設回数の増加により、地元農産物の消費拡大を促進します。

●風土を生かした特産品・土産品の開発促進(1-2-4 再掲)【産業観光課】

- ・さまざまな産業の連携による特産品・土産品の開発を推進します。
- ・伝統的な食・生活文化等に根ざした既存資源の活用による特産品や土産品の開発促進を図ります。
- ・お茶やウコン、ヤーコンなどの特産品化へ向けて栽培農家への支援を行います。
- ・大月産味噌や白うりの粕漬けなどの加工食品の特産品化への支援を行います。
- ・販売体制の確立や販路拡大のための助成を行います。

1-4 安心・安全を実感できるまち

- 1-4-1 地域が見守るまちをつくる
- 1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる
- 1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる
- 1-4-4 災害に強いまちをつくる
- 1-4-5 犯罪のないまちをつくる
- 1-4-6 交通事故のないまちをつくる

1-4 安心・安全を実感できるまち

基本目標 1-4

安心・安全を実感できるまち

安心して暮らすためには、災害や事故などに対する安全対策がしっかりなされていることとともに、病気やけがなどに対する医療体制や福祉施策、社会保障などさまざまな対策が必要です。

本市でも、少子・高齢化の進行に伴い、既に高齢化率が29%を超えるなど本格的な高齢社会が進行しています。将来にわたって市民が地域の中で安心して暮らしていくためには、今後予測される人口構成に対応した地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、ヤングシルバーを含めより多くの市民の参画による地域福祉活動を積極的に促進し、地域福祉の充実を図ります。さらに、推進体制の強化による高齢者や障害者、児童に対する支援の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた福祉・保健・介護・医療サービスを提供するため、地域福祉推進体制や地域医療体制の一体的な整備の推進により、市民だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、地震や山火事等の災害に対する防災対策に取り組むとともに、防犯、交通安全、医療、福祉などの体制の充実を図り、地域の人々が相互に助け合う、地域共助の気持ちが浸透したまちを目指します。

個別目標

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

お互いが気軽に協力し助け合える地域のコミュニティを形成します。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

だれもが必要なときに適正な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

健康で暮らせるように、また病気等になったときも安心して医療が受けられるような環境整備を進めます。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

災害に強く、また災害が発生したときも被害が最小限となるような備えの充実・整備を進めます。

1-4-5 犯罪のないまちをつくる

犯罪の発生や被害のない、安心して暮らせる環境整備を進めます。

1-4-6 交通事故のないまちをつくる

交通安全施設の充実を図るとともに、市民全員で交通安全ルールの遵守に努め、交通事故をなくします。

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

お互いが気軽に協力し助け合える地域のコミュニティを形成します。

現況と課題

近年、子供たちが犯罪や事故に巻き込まれる件数が増加しており、子供の安全を守る環境づくりを地域全体で取り組んでいくことが求められています。子供を犯罪から守る取り組みとして、現在、設置されている「子ども110番の家」については、実際に危険を感じたときに駆け込むまでには至っておらず、十分に機能していないため、子供たちへの周知を徹底し、のぼりを立てるなど駆け込みやすい状況をつくるとともに、不審者に対する抑止力効果につながるよう、地域住民との協力体制のさらなる強化を図る必要があります。また、子供の交通安全を確保するために、子供に対する交通安全教育に取り組むと伴に、大人が見本となるよう率先して交通ルールを守ることはもちろん、地域住民が一体となって交通安全意識を高めていくことが必要です。

本市では、地域と協力して、通学時間帯におけるグループでの散歩・ウォーキングを兼ねた巡視活動や、子どもへの声かけ・あいさつ運動を展開するとともに、警察や青少年育成大月市民会議など、関係機関と地域が一体となった子どもの安心・安全確保のための体制がとられています。今後はさらに、保護者の参加を促すための意識の高揚を図るとともに、組織の充実に努める必要があります。

また、核家族化が進行するなか、若いお母さんが安心して子育てができるよう、各種保健事業や大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て相談、一時預かり事業等を実施するなど、子育ての環境整備が求められています。

一方で、高齢化の進展に伴い、要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、介護保険制度を中心にインフォーマルサービス*を含め、充実したサービスの提供体制を確保するとともにサービスの質的向上に取り組むなど、高齢者や障害者が住み慣れた地域で心すこやかに暮らせるよう、安心を大切にすまちづくりが求められています。

◆高齢者等の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
高 齢 者 数	8,061	8,175	8,238	8,410	8,412	8,344
男性	3,339	3,381	3,433	3,525	3,543	3,514
女性	4,722	4,794	4,805	4,885	4,869	4,830
高 齢 者 率	26.1	26.8	27.5	28.5	29.1	29.3
一人暮らし高齢者	826	889	952	976	987	1,014
男性	191	214	236	238	235	237
女性	635	675	716	738	752	777

（資料：介護課）

◆災害時要援護者登録者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 23 年
登 録 者 数	101	136	233	322	325	362

（資料：福祉課）

*インフォーマルサービス 行政等が提供する公的サービス以外の近隣・地域住民によるボランティアや民間団体などによる生活を支える支援サービスのこと

1-4 安心・安全を実感できるまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

ご近所の声が聞こえ、地域のコミュニティがしっかりしている

高齢者や障害者を地域がささえている

地域福祉のためのしくみが整っている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・地域福祉を支える地域コミュニティの強化
- ・地域ぐるみの見守り体制づくり
- ・地域における青少年の健全育成の強化
- ・学校・家庭・地域の連携強化
- ・子育て支援計画の推進
- ・若いお母さんへの支援対策の充実

- ・元気な高齢者支援の充実
- ・一人暮らし高齢者の生活支援の充実
- ・障害者福祉の充実
- ・災害時要援護者登録者の拡充
- ・ボランティアの育成および教育の充実
- ・ボランティア・リーダー研修および組織のネットワーク化
- ・ボランティア・コーディネーターの活用
- ・民生・児童委員活動の支援

- ・地域福祉計画の推進
- ・社会福祉協議会および民間福祉団体の充実
- ・福祉施設の連携および積極的な利用の推進
- ・地域住民の交流活動の推進

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

施策の方向

ご近所の声が聞こえ、地域のコミュニティがしっかりしている

●地域福祉を支える地域コミュニティの強化【福祉課】

- ・市民が住みやすく、お互いが支えあい、助け合うまちづくりのため、自治会活動の強化やボランティア団体、NPO法人を育成し、地域コミュニティのネットワーク化を促進します。

●地域ぐるみの見守り体制づくり【市民課・社会教育課】

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。
- ・犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。
- ・防犯活動団体の育成を図り、地域安全運動を促進します。

●地域における青少年の健全育成の強化【社会教育課】

- ・家庭教育の充実、青少年の地域活動と体験活動の推進、青少年育成環境の充実、青少年育成関係団体の連携などを進め、青少年の健全育成に努めます。

●学校・家庭・地域の連携強化【福祉課】

- ・児童福祉に関する専門的支援を必要とする相談、調査および訪問指導業務を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会により、地域全体で児童の虐待防止、健全育成を図ります。

●子育て支援計画の推進【福祉課】

- ・平成22年度に策定した「大月市地域子育て支援計画（後期計画）」に基づき、子育て支援策を推進します。

●若いお母さんへの支援対策の充実【福祉課・保健課】

- ・核家族化の中で子育てに奮闘する若いお母さんを支援するため、子育てに係る諸手当や事業を推進します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て情報の提供や来所・電話・メール等による子育て相談、「親子遊び」、「ファミリー・サポート・センター*」等により子育てを支援します。
- ・ママパパ学級、乳幼児健診、離乳食教室、発育発達相談など、お母さんと子どもを支援するための各種保健事業を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ファミリー・サポート・センターの利用回数	73回	200回	329回	360回	制度の周知を図り、利用会員の増加を図ります。

*ファミリー・サポート・センター 急な用事などで、一時的に育児や介護の支援を受けたいという需要に対応するために、地域社会で保育所までの送迎等の補助的な世話をを行う組織のこと。

1-4 安心・安全を実感できるまち

高齢者や障害者を地域がささえている

●元気な高齢者支援の充実【介護課・保健課】

- ・高齢者がいつまでも健康でいられるよう、初期段階の要介護者を対象に介護予防教室等を開催し、状態の改善、悪化の防止を図ります。
- ・地域の人々が高齢者を敬愛する思想の普及・充実を図ります。
- ・高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、健康教室やスポーツ大会等の開催や、各種スポーツ活動への支援を行います。
- ・高齢者の社会参加や健康づくり・生きがいづくりの増進や外出機会の拡大を図るため、公共交通機関の利用を支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
健康教室開催数	5回	20回	31回	50回	高齢者がいつまでも健康でいられるよう、相談、教育、健康診査、指導など老人保健サービスの充実を図ります。
高齢者健診参加者数	1,600人	2,000人	1,316人	1,600人	

●一人暮らし高齢者の生活支援の充実【介護課】

- ・生活の安全確保を図るため、一人暮らしの高齢者への緊急通報システム、配食サービスなど生活支援の充実に努めます。
- ・一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への友愛訪問など、ふれあい福祉の推進を図ります。

●障害者福祉の充実【福祉課】

- ・障害者団体の研修事業やサークル活動、手話等のコミュニケーション*や通院等の移動支援など、多様な需要に対応できるボランティア組織を育成します。
- ・平成24年度に「第3次障害者福祉計画」を策定し、計画に基づき障害者福祉施策を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
第3次障害者福祉計画の策定	—	—	—	策定	市の障害者の状況を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画を策定します。

●災害時要援護者登録者の拡充【総務管理課・福祉課】

- ・災害時要援護者登録制度の推進により要援護者や地域支援者を記載した登録台帳を整備し、民生・児童委員や地区社会福祉協議会、自主防災組織などと連携して登録者の拡充を図るとともに、災害時の救援活動が迅速に行えるように努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
災害時要援護者登録者数	101名	450名	362名	1,000名	虚弱高齢者や障害児者等の要援護者を台帳に整備し、災害時の救援活動が迅速に行えるよう努めます。

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

●ボランティアの育成および教育の充実【福祉課】

- ・市民参加型福祉を促進するため、市民のボランティア意識の啓発やボランティア体験講座、手話ボランティア体験講座等各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの普及に努め、それが実践活動につながるよう地域に根ざした活動の支援に努めます。特に、団塊の世代を地域活動の即戦力としてとらえ、組織づくりや活動について積極的に支援していきます。
- ・市内小・中学校および高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を深めるためのボランティア教育の充実を図るとともに、社会福祉協議会の各種行事に参加を呼びかけ、ボランティア活動の促進に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ボランティア養成講座開催数	7講座	10講座	1講座	15講座	市民へのボランティア意識の啓発活動や各種体験講座等の開催により、ボランティアの普及を図ります。

●ボランティア・リーダー研修および組織のネットワーク化【福祉課】

- ・ボランティア・リーダー研修を実施します。
- ・ボランティア団体のネットワーク化を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ボランティア登録団体数	8団体	30団体	29団体	35団体	高齢化が続く地区ボランティアのあり方を見直し、各種団体のボランティア登録を進めるとともに、ボランティア（手話・介護等）の育成を行います。
ボランティア登録者数	5,762人	6,000人	4,855人	6,000人	

●ボランティア・コーディネーターの活用【福祉課】

- ・ボランティア活動を円滑に推進するため、現在登録しているボランティアを詳細に把握し、必要な人に必要なサービス対応ができるようにボランティア・コーディネーターを活用します。
- ・ボランティア活動を活発化させるため、相談体制を強化します。

●民生・児童委員活動の支援【福祉課】

- ・民生・児童委員は、地域において障害者や高齢者の話し相手になったり、支え合いの中心になって活動していますが、さまざまな相談にも対応できるよう、研修会の充実および相談窓口と支援体制の充実を図ります。

地域福祉のためのしくみが整っている

●地域福祉計画の推進【福祉課】

- ・平成24年度に「第二期地域福祉計画」を策定するとともに、計画に基づいた取り組みを行い、地域の多様な生活課題を地域住民が積極的かつ自発的に地域全体で解決していく仕組みづくりを確立します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
第二期地域福祉計画の策定	—	—	—	策定	福祉サービスの適切な利用を推進するための計画を策定します。

*コミュニケーション 人と人がお互いの考えや気持ちなどの情報を伝えあい、理解しあうこと。意思疎通。

1-4 安心・安全を実感できるまち

●社会福祉協議会および民間福祉団体の充実【福祉課】

- 福祉サービス需要が多様化し増大が予想されることから、社会福祉協議会が中心となり、下部組織である地区社会福祉協議会の基盤強化や民間福祉団体の充実のための指導・支援を図ります。

●福祉施設の連携および積極的な利活用の推進【福祉課】

- 地域福祉の拠点となる総合福祉センター等の福祉施設の活用により、社会福祉協議会や民間福祉団体と連携した福祉サービスを提供するとともに、積極的な利活用を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
総合福祉センター利用者総数	48,368人	60,000人	42,149人	45,000人	福祉の拠点として気楽に利用できる施設運営を目指します。

●地域住民の交流活動の推進【福祉課・介護課】

- 各地区の民生・児童委員およびボランティアが中心となり、歩いていける範囲内の地区公民館等で高齢者がお茶飲み会やレクリエーションを行う「ふれあい・いきいきサロン」などを開催し、地域と交流できるよう積極的に取り組みます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ふれあい・いきいきサロンの設置箇所数	—	—	44箇所	100箇所	ふれあい・いきいきサロンを拡充し、孤立や孤独を防ぎ、仲間づくりに寄与します。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

だれもが必要なときに適正な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

現況と課題

景気の低迷や急速な高齢化の進行などにより、雇用不安や日々の暮らしの保障、老後の生活設計など、人々の暮らしへの不安感は拭いきれない状況にあります。

市民の健康を支える重要な役割を担っている国民健康保険についても、被用者保険（社会保険等）からの切り替えや被保険者の高齢化による低所得者層の増加に伴い保険税収入が停滞する一方、医療技術の進歩と慢性疾患の増加といった疾病構造の変化により、医療費の給付は増大するなど、国民健康保険財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした国民健康保険が抱える構造的な諸問題を改善するため、現在、市町村の枠を超えた県単位の広域的な国民健康保険制度が模索されています。

また、医療保険者による特定健診・特定保健指導の義務化は、国民健康保険においても、健診の受診率や未受診者対策、健診・保健指導における専門機関の活用など、その取り組みが課題となっています。

いつまでも、元気で自立して暮らしていくことは、多くの高齢者の願いであることから、介護保険制度においては、生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対する介護サービスの実施及び介護予防に関する情報の提供や活動支援など、高齢者がいきいきと生活できる環境整備が必要となっています。

◆国民健康保険の概況

（単位：世帯・人・％）

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
住民基本台帳	世 帯 数	10,818	10,846	10,848	10,810	10,729	10,664
	人 口	30,907	30,526	29,956	29,464	28,895	28,326
国民健康保険	世 帯 数	6,077	6,103	6,054	4,557	4,557	4,440
	被保険者数	12,077	11,880	11,571	8,373	8,346	8,032
加 入 率	世 帯 数	56.2	56.3	55.8	42.2	42.5	41.6
	被保険者数	39.1	38.9	38.6	28.4	28.9	28.4

（資料：保健課）

1-4 安心・安全を実感できるまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

福祉・保健・介護・医療のネットワークの形成により、だれもが気軽に相談することができる

健全な国民健康保険制度等の運営により、市民の病気に対する備えがしっかり守られている

介護保険制度の充実により、住み慣れた地域ですっと暮らすことができる

だれもが必要な支援を受けることができる

年金制度が充実し老後の生活設計に不安がなくなっている

火葬場の適正な管理運営が図られている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの推進
- ・地域ケア介護の活用およびサービス提供体制の一元化
- ・ニーズに合った適切な相談・指導体制の充実

- ・経営の健全化
- ・医療費の適正化
- ・後期高齢者医療制度運営への協力

- ・介護保険制度の運用
- ・地域包括支援*センターの運営
- ・地域包括支援のネットワークの連携強化
- ・在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実
- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護サービスの充実
- ・公正な介護サービスの確保
- ・地域福祉推進体制の確立
- ・事業計画推進体制の充実

- ・医療費の助成
- ・社会保障制度の充実
- ・自立支援のための諸制度の充実
- ・住宅確保の支援
- ・出産育児一時金の支給
- ・子育て支援医療費助成の充実

- ・国民年金制度の周知

- ・市営火葬場の適正な管理運営

*地域包括支援 人々が住みなれた地域でより健康に生き、健康に老い、自立して生活ができるように支援すること。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

施策の方向

福祉・保健・介護・医療のネットワークの形成により、だれもが気軽に相談することができる

●福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの推進【福祉課・介護課・保健課】

- ・市内の医療機関、介護保険事業所等の関係機関と庁内の福祉、保健部門の連携システムの強化とネットワークの整備を図ります。
- ・医療・健康に関しては市民の関心が高く、各種情報が氾濫し情報が簡単に入手できる状況にあるため、正確な情報を提供します。

●地域ケア介護の活用およびサービス提供体制の一元化【介護課】

- ・相談体制を強化し、把握されたケースや相談者に応じて必要時ケース会議を開催するなど関係機関と連携し、サービス提供体制の一元化を図り、適切な支援を行います。

●ニーズに合った適切な相談・指導体制の充実【福祉課・介護課・保健課】

- ・地域生活における相談・指導体制の充実を図ります。
- ・障害者の就労支援のための相談機能の充実や、地域就労支援事業の推進を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
窓口での相談等に対する満足度	—	80%	37.8%	60%	様々な相談に対し、理解していただけるようわかりやすく説明します。

健全な国民健康保険制度等の運営により、市民の病気に対する備えがしっかり守られている

●経営の健全化【保健課・収納対策室】

- ・国民健康保険や高齢者医療の安定化を図るため、医療費の適正化を図るとともに、医療保険制度の抜本的な改革について引き続き国に対して要請していきます。
- ・医療費の状況を踏まえつつ、必要な財源の確保に努めます。
- ・収納率の向上、口座振替制度の奨励等により国民健康保険の安定した事業運営に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
収納率	92%	93%	89.5%	93%	収納率の向上に努め、経営の健全化を図ります。

●医療費の適正化【保健課】

- ・国保連合会と提携してのレセプト点検の徹底を図ります。
- ・重複受診・多受診を点検・把握し、状況に応じた指導等を実施します。
- ・特定健康診査・特定保健指導*を行うとともに、生活習慣病の予防事業、健康づくり事業を通じ、医療費の適正化に努めます。

●後期高齢者医療制度運営への協力【保健課】

- ・75歳以上の方々などが、安心して医療が受けられるよう制度の適切な運営に当たります。

*特定健康診査・特定保健指導 糖尿病など生活習慣病に関する健康診査及び保健指導のこと。

1-4 安心・安全を実感できるまち

介護保険制度の充実により、住み慣れた地域ですっと暮らすことができる

●介護保険制度の運用【介護課】

- ・介護保険制度改正とともにサービスへの選択や利用の拡大が図られ、より充実したものとなりましたが、一方では利用の増大に伴う財政負担が大きな課題となっています。このため、介護保険サービス給付の適正化および効率化をより一層進めるとともに、要介護状態への予防を重視した「予防重視型システム」への転換を図ります。
- ・地域支援事業として、65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定者を受けている方を除く）に対して「健康元気度チェック票」による調査を実施します。その調査結果により、要支援、要介護になるおそれのある高齢者（二次予防対象者）および比較的元気で活動的な状態にある高齢者（一次予防対象者）を把握し、対象者に対し効果的な介護予防事業を実施します。

●地域包括支援センターの運営【介護課】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できる限り要介護状態にならないような予防対策をはじめ、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要な支援を包括的・継続的に行うため地域包括ケアの中核的な役割を地域包括支援センターが担います。
- ・地域包括支援センターでは地域における①高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務および権利擁護業務、②介護予防事業および介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント*業務、③高齢者の状態に対応したケアマネジメントを支援する包括的・継続的なマネジメントの支援等を推進します。
- ・地域包括支援センターは市の直轄による運営方式とし、公正・中立性および適切な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会による事業評価を受け、事業の質的向上を図ります。
- ・高齢化が進むことで要介護者の増加、医療費の増加が見込まれ、その抑制には健康寿命をできるだけ伸ばすことが重要であることから、介護予防事業を推進します。
- ・地域包括ケアマネジメントの提供は、福祉・保健・介護・医療の連携、地域の住民活動などを含めたさまざまな地域資源の統合が必要であるため、その育成・活用を図ります。

●地域包括支援のネットワークの連携強化【介護課】

- ・支援を必要とする高齢者を見出し総合相談につなげるとともに、適切な支援を継続するため、地域におけるさまざまな関係者の地域包括支援を推進するためのネットワークの連携を強化します。
- ・高齢者の虐待防止、認知症高齢者の見守りのため、「高齢者の虐待防止・認知症の早期発見ネットワーク」を構築します。
- ・平均寿命の延伸や高齢化が進む中で、だれもが健康で長生きできることを願っており、健康課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、個人の努力と周囲の支援が必要であることから、福祉・保健・介護・医療が連携し、一人ひとりに適したサービスの提供や支援を行うことができる体制を強化します。

●在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実【介護課】

- ・要介護高齢者等の生活を支えていくため、在宅サービスだけでなく、在宅から施設入所、施設や病院からの退所、退所後のサービスの一貫性・継続性などさまざまなサービスを継続的、包括的に提供します。

*ケアマネジメント 一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな福祉・保健・医療などの資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

●介護サービス基盤の整備【介護課】

- ・軽度者の要介護状態等の軽減、悪化防止のための効果的な介護予防サービスの提供を行います。
- ・要支援、要介護になるおそれのある二次予防事業対象者および一次予防事業対象者に対し、効果的な介護予防事業を実施します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
二次予防対象高齢者に対する介護予防教室への参加者数	—	—	62人	70人	地域支援事業を充実させ、介護予防教室を利用して心身の機能向上を図ります。

●介護サービスの充実【介護課】

- ・地域支援事業や予防給付の実施、高齢者や家族に対する総合相談、虐待防止や早期発見等の権利擁護事業の実施、ケアマネジャーへの支援等のための地域拠点として、地域包括支援センターが担います。
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス等の事業者の指定を行う地域密着型サービスを実施します。

●公正な介護サービスの確保【介護課】

- ・公正な介護サービスを確保するため、ケアプラン（介護サービスの利用計画）のチェックやケアマネジャーを対象として連絡協議と研修会を定期的に実施し、介護サービスの質の向上にも努めます。

●地域福祉推進体制の確立【福祉課・介護課・保健課】

- ・福祉・保健・介護・医療など重層的な地域福祉推進体制を整備します。
- ・地域住民同士が支えあっていく、地域包括ケア体制の支援を図ります。

●事業計画推進体制の充実【介護課】

- ・介護保険制度の考え方や内容を理解してもらい、制度の普及に努めます。
- ・第5期介護保険事業計画策定における、介護予防ケアマネジメント事業の強化と内容の充実を図ります。
- ・在宅生活の支援の視点から、より身近な場で介護サービスを受けることができる地域密着型サービスを実施します。

だれもが必要な支援を受けることができる

●医療費の助成【福祉課】

- ・子育て家庭、ひとり親家庭や重度障害者の医療費の自己負担分の助成を行うことにより、世帯の経済的負担の軽減を図るとともに安心・安定した生活を支援します。

●社会保障制度の充実【福祉課】

- ・障害者が自らの能力や適性に応じて、地域で自立した生活をしていくための在宅福祉サービスの充実や、生活支援へのサービスなどを進めます。
- ・サービスの必要な高齢者・障害者への情報提供や生活相談に応じるとともに、福祉サービスが円滑に利用できるよう関係機関との連携を図ります。
- ・日常生活において常時の介護を要する在宅の身体または精神に重度で永続する障害がある者に手当を支給し、本人および家族の生活の安定を図ります。
- ・障害によって発生する特別な経費負担を軽減するため、各種手当て支給制度を継続して実施します。

1-4 安心・安全を実感できるまち

●自立支援のための諸制度の充実【福祉課】

- すべての市民が地域で自立した生活が送れるよう、このとり支援事業、母子自立支援給付金、子育てに係る諸手当、高齢者支援、障害者支援、生活困窮者保護などの諸制度を適正に進めます。また、母子・寡婦福祉資金等の県助成制度について情報提供を行います。

●住宅確保の支援【福祉課・建設課】

- 住宅に困窮している低額所得者に、公営住宅を低廉な家賃で提供します。
- 高齢者および障害者の居住環境の改善に努め、安心・安全な住宅環境の充実を図ります。

●出産育児一時金の支給【保健課】

- 出産育児一時金（国保）を支給することにより、出産に伴う経済的負担を軽減します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
支給件数	34件/年	40件/年	15件/年	35件/年	出産育児一時金の支給により、経済的負担を軽減します。

●子育て支援医療費助成の充実【福祉課】

- 保護者の経済的負担を減らし、子育てを支援するため小学校6年生までの医療費の助成を行うとともに、対象内容を検討します。

年金制度が充実し老後の生活設計に不安がなくなっている

●国民年金制度の周知【市民課】

- 国民年金については、制度や趣旨のPRに努め、身近な相談に対応します。
- 将来への不安を解消するために、運営や必要な制度の改正等について積極的な国への働きかけをしていきます。

火葬場の適正な管理運営が図られている

●市営火葬場の適正な管理運営【市民課】

- 公衆衛生、その他公共の福祉、火葬の普及状況などから火葬場は市民にとって必須の施設となっています。施設の老朽化が進んでいますが、正常稼働のための営繕や、さらなる運営面の改善に努めるとともに、市民サービス・利便性の向上を図るため、新たな施設整備に向けた検討を行ないます。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

健康で暮らせるように、また病気等になったときも安心して医療が受けられるような環境整備を進めます。

現況と課題

健康志向が定着するなか、食生活の改善や運動を行うなど、自ら健康づくりを実践する市民が増えています。本格的な高齢社会を向かえ、あらゆる世代が自分の健康に関心を持ち、健康で健やかに地域で暮らせることは市民一人ひとりの願いであり、協働して活力ある地域社会を形成し、維持していく上で欠かせない要素であり、医療や社会保障の適正化の視点からも極めて重要な意味があります。

そのためには、生活習慣病予防健診や企業健診などにより、メタボリックシンドロームの該当者や予備群への早期介入、生活習慣病等の早期発見に努めるとともに、健康保持・増進の活動等を通して、市民の生涯にわたる健康を確保するための体制を強化することが必要です。

本市では平成22年3月市立中央病院に併設する健診センターを全面的に改修し、生活習慣病健診やがん検診、企業健診等に対応できる体制を整えてきましたが、地域の医療・保健分野で基幹的・中核的な役割を果たすため、予防医療から急性期・長期療養医療までの地域医療のネットワークの拠点施設として機能を強化していく必要があります。

一方では、地域医療の危機の連鎖が全国各地で発生、顕在化していることから、医療を取り巻く環境も大きく変化し、国において本格的な支援が始まりました。市立中央病院を含む富士・東部医療圏は、県下2番目の人口規模を持つ医療圏ですが、最も充実している中北医療圏との医療格差が顕著であるとして「地域医療再生計画」の対象医療圏に選定され、圏域全体で一般的な医療から高度な医療まで完結できる体制を確保するため、各種事業が展開されています。

さらに、国では県単位に新たな枠組みでの地域医療再生計画への追加支援が行われています。

市立中央病院は、市民に、より安全で安定した医療を提供し、地域の中核病院として役割を果たすとともに、休日・夜間の24時間救急医療体制の整備・充実が求められています。

また、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりにより「災害医療拠点病院」の役割が一層求められています。



市立中央病院

1-4 安心・安全を実感できるまち

◆健診受診状況

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基本健診	2,951	2,715	2,480	—	—	—
特定健診	—	—	—	1,109	1,610	1,500
若年健診(39歳以下)	—	—	—	89	112	81
高齢者健診	—	—	—	366	361	386
すこやか大月市民健診	755	684	744	244	233	172
胃がん健診	1,580	1,232	2,067	1,039	1,107	1,085
子宮がん検診	896	896	1,244	759	867	888
乳がん健診	904	747	1,114	708	917	839
大腸がん検診	1,793	1,772	2,826	2,039	1,713	1,693
肺がん健診	2,935	2,695	3,144	2,029	1,951	1,790
肝がん健診	1,978	1,583	3,023	2,213	2,108	1,815
前立腺がん検診	694	650	617	705	554	571
肝炎ウィルス健診	517	250	311	326	369	218
歯周疾患健診	305	271	256	260	209	172

(資料：保健課)

◆市立中央病院の概況

(単位：人・床・%)

			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
取 扱 患 者 数	外来	年 計	80,458	82,246	75,838	73,758	81,200	91,727
		1 日平均	274	280	258	251	277	312
	入院	年 計	38,930	40,054	35,893	25,993	30,566	36,669
		1 日平均	107	110	98	71	84	101
	計	年 計	119,388	122,300	111,731	99,751	111,766	128,396
		1 日平均	381	390	356	322	361	413
病 床 数 (床)			243	243	243	243	230	230
病床利用率 (%)			44.60	45.90	41.00	29.80	37.10	44.50
職 員 人 数	医 師		66 (60)	68 (61)	66 (60)	74 (67)	89 (80)	78 (68)
	看 護 師		81 (15)	85 (23)	86 (24)	85 (24)	87 (26)	86 (27)
	薬 剤 師		9	9	7	5	5	6
	× 線 技 師		5	5	5	4	4	5
	臨床検査技師		10	10	8	5	5	8
	その他の技師		23 (1)	21	22 (1)	19 (1)	20 (1)	21 (1)
	事 務 員		22 (1)	18 (1)	17 (2)	14 (2)	17 (5)	17 (4)
	そ の 他		37 (16)	34 (15)	25 (13)	22 (10)	22 (11)	23 (14)
	計		253 (93)	250 (100)	238 (100)	231 (104)	252 (123)	244 (114)

() は非常勤医師、賃金職員

(資料：市立中央病院)

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民一人ひとりの健康が守られている

みんなが健康づくりに真剣に取り組んでいる

安心・安全で快適な医療施設・設備が整っている

市民が安心できる時代のニーズに対応した医療サービスが提供されている

市立中央病院において健全な経営が行われている

身近に利用できる医療のネットワークが整い、市民に最良の医療が提供されている

いざというときの救急救命・救助体制が充実している

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・保健事業の充実
- ・健康管理情報システムの活用
- ・成人保健の推進
- ・高齢者保健の推進
- ・乳幼児期の健康管理の支援

- ・健やかライフおおつき21の推進
- ・健康づくり活動の推進

- ・市立中央病院増改築事業の推進
(地域医療再生計画交付金事業の活用)
- ・高度医療機器の計画的な整備
- ・災害拠点病院としての機能強化

- ・専門的知識を有する人材の確保
- ・診療情報の電子システム・ネットワーク化の推進

- ・経営基盤の充実および効率的な運営

- ・診療ネットワークの充実・強化
- ・市立中央病院と救急医療機関との連携強化
- ・市立中央病院と医師会との連携強化

- ・救急救命業務の高度化
- ・救急医療体制の充実

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

市民一人ひとりの健康が守られている

●保健事業の充実【保健課】

- ・国民健康保険加入者への特定健診、特定保健指導等を実施することにより、生活習慣病の予防を図ります。
- ・市立中央病院や関係医療機関と連携し、住民の健康保持と疾病予防・早期発見に努め、市民の健康確保に努めます。
- ・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
特定健診の受診率	—	—	25.3%	65%	健診事業の受診率の増加を図ります。

●健康管理情報システムの活用【保健課】

- ・健康管理情報システムを活用し、市民の健康管理に寄与します。

●成人保健の推進【保健課】

- ・健診結果に基づく保健指導、健康相談・健康教育の推進・強化を図り、生活改善や積極的な健康づくり活動を実践することで生活習慣病（特にメタボリックシンドローム*）の予防に努めます。
- ・自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を促進します。
- ・80歳になっても20本以上自分の歯を保つ、8020推進事業を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
健康診断を受ける人の割合	青年44.6% 壮年60.2% 中年68.8%	55% 70% 80%	49.3% 65.0% 70.4%	53% 69% 74%	年に1回、健康診断を受診することで、一人ひとりが自分の健康状態を把握することができ、自分に合った健康づくりに取り組むことができます。 （後期基準値はH19年実施のアンケート結果）

●高齢者保健の推進【保健課】

- ・地域包括支援センターと連携し、健康づくり、介護予防に関する知識の普及、意識の啓発に努めます。
- ・基本健診・各種がん検診を実施します。
- ・健診結果等に基づき、生活習慣病予防のための健康相談・健康指導を実施します。
- ・高齢期には、加齢に伴う運動機能の低下、足腰の痛み、生活習慣病の発症などの状態に陥ることが少なくないことから、適切な運動を心がけ、バランスの良い食生活を実践することで、元気な高齢者が増えるよう指導・支援に努めます。
- ・自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を推進します。
- ・80歳になっても20本以上自分の歯を保つ、8020推進事業を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
意識的に運動を心がけている人（高齢者）の割合	55.3%	65.0%	45%	48%	要介護にならないために、運動を続け、機能低下を予防します。 （後期基準値はH19年実施のアンケート結果）

●乳幼児期の健康管理の支援【保健課】

- ・乳幼児健診等を通じて健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見、健康増進を図ることができるよう支援します。
- ・心身の発達や健康状態に応じ、保育所（園）、幼稚園、学校等関係機関と連携し、支援します。

*メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態のこと。

それぞれ単独でもリスクを高める要因であるが、これらが多数重積すると相乗的に動脈硬化性疾患の発生頻度が高まる。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

みんなが健康づくりに真剣に取り組んでいる

●健やかライフおおつき21の推進【保健課】

- 健康づくり推進協議会を中心に、市民・地域・行政がそれぞれの役割を持ち、市民の生涯にわたる健康を確保するため、健やかライフおおつき21を促進します。
- ライフサイクルに応じた健康課題についての取り組みを推進するとともに、評価を行います。

●健康づくり活動の推進【保健課】

- メタボリックシンドローム等生活習慣病を予防し、健康で長生きするために、市民・地域・行政が一体となって、子どもも大人も良い生活習慣を身につけられるよう取り組みます。
- 健康教室や行事に積極的に参加する市民を増やします。
- 健康づくりに携わる組織を育成し、連携を図ります。
- 健康づくりについて高い意識をもつ市民と地域の育成に努めます。
- 福祉保健まつり等のイベントや事業等を通じて、健康づくりへの意識啓発、知識の普及に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
1日30分以上の運動を週に2回以上行っている人の割合	—	—	青年30.3% 壮年18.2% 中年29.7%	青年33% 壮年22% 中年33%	運動は生活習慣病を予防し、また、生活の質の改善に効果があるとされていることから、健康の保持・増進のために運動を生活習慣として実践する人を増やします。 (後期基準値はH19年実施のアンケート結果)

安心・安全で快適な医療施設・設備が整っている

●市立中央病院増改築事業の推進(地域医療再生計画交付金事業の活用)【中央病院】

- 地域医療再生臨時特例交付金の拡充による事業採択を受け、外来、入院の診療機能を極力維持し、救急センター機能を持つ新病棟を建設します。また、老朽化した「本館」は解体・撤去し、「本館」以外の施設は耐震補強工事を行い、新病棟と一体的な施設整備を進めます。また、撤去した本館跡地は立体駐車場として整備します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
新增改築事業の進捗率	—	—	0%	100%	実施設計、増改築事業及び関連工事等の進捗状況を把握し、安全で快適な医療の早期提供を目指します。

●高度医療機器の計画的な整備【中央病院】

- 一般的な入院治療が可能となる診療体制を確立し、近隣市立病院と機能分担を図るなかで、循環器疾患医療分野を中心とした医療ニーズに対応するため、医療機器等の計画的な整備を図ります。
- 化学療法室の整備など、新生物分野への医療に積極的に取り組みます。
- 高度医療機器の共同利用等を進め、地域医療連携の強化を図ります。

●災害拠点病院としての機能強化【中央病院】

- 市立中央病院は、平成8年11月に災害拠点病院に指定され、防火水槽、高圧自家発電設備などの整備を進めてきましたが、新病棟の建設などにより災害時医療救援体制のさらなる整備・拡充を図ります。
- 災害拠点病院として、医療資材、簡易ベッド、食料等災害医療に対応できる必要な資材の備蓄を進めます。
- 東海地震等、大規模な災害を想定した近隣病院との相互医療支援体制を検討します

1-4 安心・安全を実感できるまち

市民が安心できる時代のニーズに対応した医療サービスが提供されている

●専門的知識を有する人材の確保【中央病院】

- 医療の高度化、医療安全体制の充実、在院日数の短縮等によって医療の業務量は飛躍的に増加しています。市立中央病院では、高度で多様化する医療ニーズに応えるため専門的知識を有する医療技術者の確保と人材の育成に努め、質の高い医療を提供します。
- 院内委員会活動を充実・強化し、職員の資質の向上を努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
職員研修会の実施	年4回	年6回 以上	年5回	年8回	質の高い医療の提供を目指して、計画的な職員研修を実施します。

●診療情報の電子システム・ネットワーク化の推進【中央病院】

- 放射線科で撮影した画像を診察室やカンファレンス室で患者さんや家族に説明できる「医用画像情報システム（PACS）」の充実・強化を図り、診療機能の向上に努めます。
- 電子カルテの導入を含め、オーダリングシステム*の充実・強化を図り、業務処理の迅速化や正確化を図るとともに、医療情報の共有化を図り、診療、経営管理等を推進します。

市立中央病院において健全な経営が行われている

●経営基盤の充実および効率的な運営【中央病院】

- 常に診療報酬の改定とその動向を注視し、施設基準の取得、専門医療職の確保等により医業収益の増加を図ります。
- 医師、看護師を確保し、医業収益の根幹となる入院収益を確保し、経営基盤を強化します。
- 独立採算制の経営基本に基づき、人件費、材料費、経費の見直しを行い、無駄のない経営に努めます。
- 効率的な経営を図るため、業務のアウトソーシング*を積極的に推進します。

身近に利用できる医療のネットワークが整い、市民に最良の医療が提供されている

●診療ネットワークの充実・強化【中央病院】

- 病診連携を進め医療のネットワークを整備し、予防医療から急性期医療まで一貫して市民に提供できる体制づくりに努めます。
- 関連病院協定を締結した東京女子医科大学・関連医療機関及び山梨大学、県立中央病院等医療圏外との病病連携も進めます。

*オーダリングシステム 紙に手書きしていた伝票や処方箋内容をコンピュータに入力することによって、薬局での処方箋処理から医事会計までを電子化するしくみのこと。

*アウトソーシング 従来内部で行われていた業務を外部に委託し、外部の専門的な機能や資源を活用することにより効率を高めるとともに、内部の業務をより重要な分野に集中させる手法。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

●市立中央病院と救急医療機関との連携強化【中央病院】

- ・地域医療再生交付金による整備を進め、二次救急医療機関*として富士・東部医療圏域内で発生した救急患者に対し、的確な診療が行える人的体制の整備に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
救急患者搬送率	60%	85%	76.3%	90%	救急（市消防署取扱救急）患者のうち、当病院への搬入（受入）率を高めます。

●市立中央病院と医師会との連携強化【保健課】

- ・富士・東部地域の救急医療については、病院群および在宅当番医制（医師会）による体制を維持します。また、小児救急医療については、県と県内市町村で運営する「山梨県小児救急医療事業」に参画することにより、小児救急医療体制の維持・強化を図ります。

いざというときの救急救命・救助体制が充実している

●救急救命業務の高度化【消防課・消防署】

- ・自動体外式除細動器（AED）*の使用が一般市民にも認められることとなり、救命効果の更なる向上が期待されることから、救命効果の向上のために、市民による応急手当普及啓発活動を積極的に促進します。
- ・救命効果を向上させるため、救急車搬送中の薬剤投与、気管挿管、除細動等の処置向上を図ります。また、救急救命士などの救急隊員の養成や高規格救急車、高度救命処置資機材の整備を図り、医療機関との連携を強化するとともに、救急隊が到着するまでの応急手当について市民に普及、啓発を図るなど、救急業務の高度化を図ります。

●救急医療体制の充実【保健課・中央病院】

- ・市内医療機関、近隣市町村と連携し、休日・夜間診療体制が円滑に実施できるよう体制の充実を図ります。
- ・小児救急医療体制の整備および事業の周知徹底を図ります。
- ・広域的な視点に立ち、救急医療体制の整備を推進します。

*二次救急医療機関 救急医療の機能分担を明確にするため、急傷病者の様態別に救急医療期間を初期（軽症）、二次（重症）、三次（重篤）と区分した体制の1つ。

*自動体外式除細動器（AED） 高性能の心電図自動解析装置を内蔵し、心臓の心室細動が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて本来の機能を回復させる装置。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

災害に強く、また災害が発生したときも被害が最小限となるような備えの充実・整備を進めます。

現況と課題

本市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、また、首都直下地震等の影響も想定されています。地形の起伏が多いという本市の地理的条件から、災害に強いまちづくりにあたっては、急傾斜地崩壊危険箇所などの整備や、災害時の孤立地区発生に対応した情報の収集・伝達手段を確保する必要があります。

また、市街地での未改修道路の解消や住宅密集地における建築物の不燃化、さらには、災害対策用物資の備蓄や防災施設、消防水利等を一層充実させるとともに、学校等公共施設の耐震化を進めるなど防災拠点としての強化を図る必要があります。

こうしたハード面の整備とともに、市民一人ひとりが地震や台風時における避難方法や二次災害の防止等についての基礎知識を身につけ、災害時に自ら適切な行動がとれるよう、日頃から自主防災意識を持つことが大切です。このため、職場や学校、生涯学習における防災教育の徹底を図るとともに、あらゆる機会を通じて防災意識を高める必要があります。

また、災害対策活動拠点となる常備消防体制の強化や、地域消防の要となる消防団や自主防災組織の強化に向けた防災リーダーの育成とともに、多様な防災訓練等を通して地域住民の防災意識の醸成を図り、市民一人ひとりが率先して行動できるような災害活動体制の確立が必要となっています。

さらに、相互応援協定に基づく行政相互の応援体制の確立をはじめ、病院・医師会等関係機関との連携強化、企業等との災害時応援協定の拡充、市内各種団体との協力体制の強化などにより、防災ネットワークを形成・強化し、地域の総合防災力を高める必要があります。

◆消防車両等整備状況（平成 22 年度末現在）

（単位：台）

	消防本部・ 消防署	小菅・丹波山 出張所	消 防 団	計
梯子車	1			1
工作車	1			1
化学消防車	1			1
消防ポンプ 自動車	2	2	24	28
小型動力 ポンプ付積載車	1		35	36
小型動力ポンプ	1	2	3	6
救急車 (うち高規格救急車)	3 (2)	2 (2)		5
その他	5			5

（資料：消防本部）

1-4-4 災害に強いまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

災害や事故に対する備えが十分にできている

災害時の被害が最小限に抑えられる

市民一人ひとりの防災意識が強いまちになっている

災害時の危機情報管理能力が向上している

地域の消防力が高いまちになっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・地域防災計画および国民保護計画の推進
- ・建築物の耐震強化
- ・孤立地区対策の充実・強化
- ・避難所の確保
- ・備蓄品の備蓄および有効活用

- ・災害時情報の周知
- ・治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進

- ・学校等における防災教育の充実
- ・自主防災組織等の防災・防火意識の高揚
- ・防災ボランティアの育成
- ・防災避難訓練の充実

- ・防災行政無線の更新
- ・消防・救急無線のデジタル化の推進

- ・消防施設の計画的整備の推進
- ・消防団施設の計画的整備の推進
- ・消防団の分団および部の再編・組織強化

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

災害や事故に対する備えが十分にできている

●地域防災計画および国民保護計画の推進【総務管理課】

- ・地域防災計画および国民保護計画に基づき、大規模地震や風水害、武力攻撃事態等、大災害等に備えた危機管理体制を整備するとともに、市民総参加による訓練の実施を行うなど、「災害に強いまちづくり」の確立を目指します。

●建築物の耐震強化【総務管理課・建設課・施設所管課】

- ・災害時の避難場所等の防災拠点となる、市庁舎、学校施設、社会教育施設、福祉施設などの公共建物は、常に多くの人の利用に供する建物であり、万が一地震などの災害によりこれらの建物が倒壊した場合には多くの犠牲者を生み出すことから、防災拠点施設の耐震改修を行い、施設利用者の安全確保を図ります。
- ・木造住宅の耐震診断や耐震改修について支援を行い、地震などの災害による建物の倒壊を減らします。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災拠点の耐震化率	50%	80%	60%	81%	防災拠点の耐震化の向上を図ります。

●孤立地区対策の充実・強化【総務管理課】

- ・本市は地形上、災害時に孤立地区が発生する確率が高いため、各家庭において食糧品等を備蓄するよう啓発します。
- ・大規模災害時の情報収集・伝達手段としてバイク隊の設置を検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ボランティアバイク隊の設置	—	—	—	編成	災害時の情報収集・伝達手段の強化を図ります。

●避難所の確保【総務管理課】

- ・避難所の見直しを推進します。

●備蓄品の備蓄および有効活用【総務管理課】

- ・市内15カ所の備蓄倉庫に備蓄してある非常用の食糧・飲料水等の適正な入れ替えを行います。
- ・計画的な入れ替え時期の繰り上げにより、それまで備蓄していた備蓄食糧等を防災教育等に用いるなど、その有効活用を図ります。

災害時の被害が最小限に抑えられる

●災害時情報の周知【総務管理課・建設課】

- ・県が指定した土砂災害警戒区域を資料としてハザードマップ*を作成し、地域住民へ周知するとともに災害時の被害軽減を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
ハザードマップの作成	—	作成	未作成	作成・配布・活用	災害時の危険箇所を公表し、事前避難者を誘導します。

*ハザードマップ 防災地図のこと。災害発生の危険性を指摘したり、避難場所等が記されている地図。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

●治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進【産業観光課・建設課】

- ・急傾斜地崩壊対策事業の事業主体である山梨県に、今後も事業採択を要望していきます。
- ・定期的なパトロールを行うことにより危険箇所の把握に努め防災対策を講じます。
- ・市単治山事業および、県と連携による県営治山事業を促進します。
- ・土砂の流出を抑制し、土石流による災害を事前に防止し、市民の生命・財産を守るため、土地所有者に対して砂防指定の理解が得られるよう、広報活動を行っていきます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災工事新規採択件数	—	—	3か所/年	2か所/年	急傾斜地対策や治山・砂防事業の新規採択により危険箇所の解消を図ります。

市民一人ひとりの防災意識が強いまちになっている

●学校等における防災教育の充実【学校教育課・消防課・消防署】

- ・各教育施設管理者に地震災害に対応した防災計画の作成を指導します。
- ・児童・生徒に防災に関する知識を習得させるための教育の充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災訓練等への講師派遣回数	42回	65回	66回	70回	防火訓練等への講師派遣数を増やし、防火意識の高揚を図ります。

●自主防災組織等の防災・防火意識の高揚【総務管理課・消防課・消防署】

- ・自主防災組織、各事業所および危険物施設等を中心に災害に強いまちをつくるため、防災訓練、防災出前講座を充実させ、防災・防火意識の高揚を図ります。
- ・火災から人命を守るため、広報活動等を積極的に行い、住宅・事業所等における住宅用火災警報器の設置を促進します。
- ・多くの市民が災害等から自らの身を守る「自助」の精神を持つための普及啓発活動を推進します。
- ・事業所等において、火気管理の不備による出火や消防用設備等の不備、教育訓練不足による延焼拡大などが多いことから、防火管理者の重要性を認識させるとともに、管理の徹底を図ります。
- ・危険物施設の火災については、人為的要因による事故が多く、さらにタンクの腐食等施設の劣化による事故が多いことから、事故防止のため立入検査を実施し、消防法の改正点と事故事例を活用した指導を行います。
- ・消防団や各自主防災会の活動を市が助成し、自主防災活動のさらなる促進を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
住宅用火災警報器の設置状況	—	50%	39.3%	100%	火災から人命を守るため、住宅用火災警報器の設置を促します。

●防災ボランティアの育成【総務管理課】

- ・地震や風水害等をはじめとする災害の発生に備え、自立する自主防災組織の活動を推進するため、「自助」、「互助」の観点から地域防災力の向上を目指し、防災活動を指導できる防災リーダーを養成します。

1-4 安心・安全を実感できるまち

●防災避難訓練の充実【総務管理課】

- 震災発生時に迅速に対応できるよう、地域住民・企業・学校等、全市民を対象とした防災訓練を実施します。実施にあたっては、より実践に近い訓練の実施に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防災訓練参加者割合 (全人口に対する割合)	—	—	35%	40%	防災訓練への参加意識の向上を図ります。

災害時の危機情報管理能力が向上している

●防災行政無線の更新【総務管理課】

- 市民に防災情報や行政情報を発信・伝達する防災行政無線を更新するため、デジタル化を含め、施設の更新について具現化します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
基本構想策定	—	—	—	策定	老朽化している防災行政無線の施設更新手法を検討します。

●消防・救急無線のデジタル化の推進【消防課・消防署】

- 現在の管轄エリアをすべてカバーするためには、新たな前進基地局の設備が必要です。現在、山梨県が県下一円を一つのエリアとしてデジタル化を検討しており、これに併せて効率的な無線の整備を進めます。

地域の消防力が高いまちになっている

●消防施設の計画的整備の推進【消防課・消防署】

- 消防水利整備計画を見直し、消火栓の設置を推進し、水利不足地域の解消を図ります。
- 高規格救急車の更新を図り、救急業務の高度化を推進することで、救命率の向上を図るとともに、業務の複雑多様化に対処します。
- 消防の広域化により、組織管理および財政運営等の効率化に努め、さらには大規模災害等への対応強化を図ります。

●消防団施設の計画的整備の推進【消防課・消防署】

- 常備消防との密接な連携体制を図り、消防資機材および消防水利の整備を計画的に推進します。

●消防団の分団および部の再編・組織強化【消防課・消防署】

- 地域の実情にあった消防団の組織化を促進します。
- 団員に対しての各種教育訓練の積極的な参加を促し、資質向上を図るとともに、団員確保に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
消防団再編	37部	30部	37部	30部	地域の実情にあった消防団の再編を行うとともに、団員確保、団員の資質向上に努めます。

1-4-5 犯罪のないまちをつくる

犯罪の発生や被害のない、安心して暮らせる環境整備を進めます。

現況と課題

登下校中の子どもを狙った事件や高齢者・主婦などを狙った振り込め詐欺、空き巣や車上荒らしなど、犯罪は私たちの身近で起きています。犯罪の質的变化に加え、地域の隣人関係の希薄さや無関心・無干渉が犯罪の発生を容易にし、治安の悪化をもたらす大きな要因となっています。

本市における犯罪の発生件数は、平成 14 年度をピークに減少傾向に転じていますが、犯罪の種類は、窃盗犯がもっとも多く、「振り込め詐欺」など新たな形態の犯罪も増えてきています。

住民が犯罪を防ぐための正しい知識を持つために公民館を通じた啓発活動に力を入れると伴に、老人クラブや防犯関係団体に対しての防犯に関する啓発活動の強化が必要です。

犯罪者がもっとも恐れるのは「住民の視線」です。市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、連帯感や団結力の強化により地域の防犯力が高まることで、不審者・犯罪者が侵入しづらい環境となり、犯罪は起こりにくくなります。このように、地域の治安を維持するためには警察や市からの情報を活用しながら、市民ができる範囲で自主的な防犯対策を講じることが大切であり、それが安全・安心して暮らすことのできるまちづくりにつながります。

◆犯罪発生件数の推移

(単位：件・件/千人)

年 次	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
犯罪件数	156	185	150	134	115	132
犯 罪 率	5.0	6.0	5.0	4.5	3.9	4.6

※ 犯罪率は人口 1,000 人あたり

(資料：大月警察署)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

みんなが犯罪に関する情報を知っている

地域が協力して犯罪が発生しにくいまちになっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・犯罪防止のための啓発活動および情報提供の充実

・地域防犯力向上の推進
・防犯灯の設置

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

みんなが犯罪に関する情報を知っている

●犯罪防止のための啓発活動および情報提供の充実【市民課】

- ・今まで以上に市民一人ひとりが正しい防犯の知識を身につけ自衛することで、犯罪の発生が抑えられることから、日ごろの防犯意識を高めるため、大月警察署と連携し、犯罪の防止に役立つための啓発活動や地域に関する情報提供を行います。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防犯意識強化のための啓発活動	20回/年	25回/年	13件/年	20回/年	防犯関係団体との連携により、犯罪減数の減少に努めます。

地域が協力して犯罪が発生しにくいまちになっている

●地域防犯力向上の推進【市民課】

- ・地域におけるさまざまな活動が犯罪発生を抑止する環境づくりの大きな決め手となることから、犯罪発生に対して死角のないまちづくりを目指し、市民・警察・行政が一体となって地域防犯力の向上を図ります。

●防犯灯の設置【建設課】

- ・夜間における道路上での犯罪防止対策として防犯灯の設置を行います。
- ・既設置防犯灯の設置箇所の見直しを行うとともに、維持管理の強化を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
防犯灯設置基数	— (10基/年)	10%増	15基/年	20基/年	防犯灯の設置、既設防犯灯の適切な維持管理を行ない、犯罪を防止します。

1-4-6 交通事故のないまちをつくる

交通安全施設の充実を図るとともに、市民全員で交通安全ルールの遵守に努め、交通事故をなくします。

現況と課題

高齢化が進んでいる中で、交通事故は、交通量の多い幹線道路ばかりではなく、市道など身近な生活道路でも発生しています。

交通事故を防止するためには、交通弱者である高齢者や子供を対象とした交通安全学級を警察と協力して開催し、交通事故防止のための啓発活動を行っていきます。

◆人身事故発生件数の推移

(単位：件)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
国 道	114	102	104	89	91	77
県 道	14	12	4	3	9	3
市 道	33	0	20	13	8	10
その他	4	24	8	2	1	4
合 計	165	138	136	107	109	94

(資料：大月警察署)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

交通安全対策がしっかり実行されている



◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・交通安全計画の推進
- ・交通安全対策の充実
- ・交通安全施設の整備
- ・道路脇の樹木等障害物の除去推進

1-4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

交通安全対策がしっかり実行されている

●交通安全計画の推進【建設課】

- 生活道路において住民や警察と協力しながら効率的な安全施設の整備を進めていきます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
市道等での人身事故件数	— (37件)	0件	14件	0件	安全施設の整備を図り、交通事故の発生件数を減らします。

●交通安全対策の充実【市民課】

- 交通安全教室などの開催による指導・啓発を行うとともに、交通安全関係団体の活動を援助するなど、交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に努めます。

●交通安全施設の整備【建設課】

- 急峻な地形に位置する道路が多いことから、防護柵やカーブミラーなどの整備を計画的に進めます。

●道路脇の樹木等障害物の除去推進【建設課】

- 民地から道路に越権している樹木・庭木等は、車輛通行上大変危険であることから、所有者に除去を依頼するなど対策を講じ、良好な道路環境を維持します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
道路パトロール回数	3回/月	4回/月	2回/月	2回/月	道路パトロールを実施することで、樹木等の越権する箇所の早期発見に努めます。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

- 1-5-1 快適な市街地の形成を進める
- 1-5-2 良好な住宅地の形成を進める
- 1-5-3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる
- 1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる
- 1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる
- 1-5-6 情報環境が整ったまちをつくる
- 1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる
- 1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる
- 1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる
- 1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる
- 1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める
- 1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる
- 1-5-13 人を大切にするまちをつくる

1-5 住みやすく人が住み着くまち

基本目標 1-5

住みやすく人が住み着くまち

住みやすいまちは、道路や上・下水道などの都市基盤が整っているだけでなく、買い物や職場への利便性、子育て環境、情報の入手のしやすさ、人とのつながりなどの要素が整っていることが必要です。

このため、これまで整備してきた都市基盤や公共施設等を大切に維持・管理することを基本としながら、限られた財源の中で優先順位に基づき必要なものだけを整備していくことが不可欠となっており、自然環境・生活環境の向上を図るための下水道整備や、地域を連絡する幹線道路網、身近な生活道路の整備など、事業の効果を見極めながら計画的な整備を進めます。

一方、我が国の人口は平成 16 年をピークに減少傾向に転じています。今後も生まれてくる子どもはますます減少することが予測され、社会経済の活力や社会保障制度などに深刻な影響を与えていると考えられています。

本市においては、人口減少時代に対応した自治体のあり方を認識しながら、地域の活力を維持するため、少子化や人口流出などへの対策を重要課題の一つとしてとらえ積極的に取り組む必要があります。このため、子育て支援の強化や幼児教育を含めた教育改革など、少子化対策の積極的な推進を図るとともに、生活基盤の向上、産業の振興による雇用確保、福祉施策の充実など、あらゆる施策において、人口対策を念頭に、「住んでみたいまち」「住んでよかったまち」の実現に向けた施策の展開を図ります。

個別目標

1-5-1 快適な市街地の形成を進める

にぎわいのある商店街や落ち着いた住宅地など、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めます。

1-5-2 良好な住宅地の形成を進める

地域性を生かし、住み続けることのできる快適な住宅地の整備や、住みやすい住環境への改善を進めます。

1-5-3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる

皆が集まり、買い物がしたくなるような楽しい商業環境の整備に努めます。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

だれもが不自由を感じることなく市内の移動ができるように、道路網や交通機関の充実を図ります。

1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる

公園や上・下水道、ごみ処理など都市基盤の整った快適なまちづくりを進めます。

1-5-6 情報環境が整ったまちをつくる

だれもが必要な情報をいつでも身近で手に入れることができるように、基盤整備を進めます。

1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる

だれもが働きやすく、働く人が労働環境に満足できるよう、企業や関係機関への働きかけや支援を行います。

1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる

若い世代のニーズに対応した住宅の供給や雇用の開発などを進め、今後の本市を担う若者の定住を促進します。

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指し、子育て支援や保健サービスの充実を図ります。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

学校教育等の中で、子どもがのびのびと勉強や活動をすることができるように、教育環境の整備に努めます。

1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める

心身ともに健やかな子どもたちが育つように、世代や地域を越えて皆で見守る体制づくりを進めます。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

介護や保護を必要とする人も社会とのかかわりを持ち、高齢者・障害者が元気に活動できる体制づくりを進めます。

1-5-13 人を大切にするまちをつくる

性別、信条、国籍などに関係なく、すべての人が互いの人権を尊重するような社会の形成を目指します。

1-5 住みやすく人が住み着くまち



あいさつ運動



地区の運動会

1-5-1 快適な市街地の形成を進める

にぎわいのある商店街や落ち着いた住宅地など、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めます。

現況と課題

本市は、森林・原野が全体面積の約9割を占め平坦部が極めて少ないことから、宅地や農用地などは河岸段丘や山裾の傾斜地などにまで広がっています。また、市街地は、笹子川および桂川沿いに帯状に広がっているため東西に細長く、JR中央本線の6つの駅を中心として分散しています。

このようななか、本市では市街地に隣接する形で、民間等により丘陵地の農地や山林への大規模な宅地開発が行なわれてきましたが、一方で市街地においては、住宅と工業施設・商業施設などの土地利用の混在がみられます。また、地形的な制約等から道路の拡幅など都市施設の整備が進まず、合理的な土地利用がなされていない地区もあります。さらに、道路や排水路など都市基盤が整っていない市街地周辺においても、無秩序に宅地化が進行する可能性もあります。

このため、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、快適な市街地を形成する必要があります。



国道 20 号大月バイパス

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

計画的にまちづくりが進められている

各駅周辺で地域の特性を生かしたまちづくりが進められている

市民が自分たちのまちづくりにかかわっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・土地利用の推進（1-2-1 再掲）
・都市計画制度の活用

・大月駅周辺の賑わいづくりの推進（1-2-7 再掲）
・各駅周辺整備の推進（1-2-7 再掲）

・都市マスタープランの推進

施策の方向

計画的にまちづくりが進められている

●土地利用の推進(1-2-1 再掲)【企画財政課】

・活力と魅力に満ちた快適なまちづくりを進めるために、経済活動や市民生活に適合した計画的な土地利用の促進を図ります。

●都市計画制度の活用【地域整備課】

・秩序あるまちづくりを進めていく上で、用途地域など都市計画制度を活用し、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

各駅周辺で地域の特性を生かしたまちづくりが進められている

●大月駅周辺の賑わいづくりの推進(1-2-7 再掲)【産業観光課・大月駅周辺整備室】

・駅前や商店街を中心としたにぎわいづくり事業を推進します。

●各駅周辺整備の推進(1-2-7 再掲)【産業観光課・建設課】

・地域活性を推進するため、大月駅以外の各駅へのアクセス道路の整備を検討します。
・各駅周辺の住民が主体となり、駅周辺活性化のサポーターとしてアイデアを出し合い活性化を進めるしくみづくりを検討します。

市民が自分たちのまちづくりにかかわっている

●都市マスタープランの推進【地域整備課】

・民間の活力を生かしつつ、大月市都市マスタープランに基づいた計画的なまちづくりを進めます。
・大月市都市マスタープランの見直し等、計画づくりや実施にあたり、市民が主体的にかかわる体制づくりを推進します。

1-5-2 良好な住宅地の形成を進める

地域性を生かし、住み続けることのできる快適な住宅地の整備や、住みやすい住環境への改善を進めます。

現況と課題

本市では、自然の中のゆとりある住宅スペースの確保と良好な居住環境の形成を進めるため、都市計画法、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例および大月市開発行為指導要綱に基づき民間宅地開発の適正な規制・誘導に努めてきました。

また、積極的に公営住宅の整備を推進し、現在は市営住宅 16 カ所 674 戸（特定公共賃貸住宅 4 戸を除く）が建設整備されています。しかしながら、昭和 60 年までに建設された住宅が全体の 1/2 を占め、これらの住宅のうち、昭和 50 年までに建設された木造及び簡易耐火造の住宅は既に耐用年数を経過しており、一部の団地では、入居募集を停止する空家政策を実施しています。さらに、昭和 50 年から建設が始まった中層耐火住宅も 3 割近くが耐用年数の 1/2 を経過しています。今後は、老朽化した市営住宅の建て替えや長寿命化型改善等を行い社会情勢の変化に対応した公営住宅を整備していく必要があります。

一方、現在では、住宅地や住環境に対して、災害に対する安全性の確保はもとより、少子・高齢化の急速な進行や価値観、家族形態の多様化などに伴う、さまざまなニーズへの対応が求められています。このため、住環境の整備にあたっては、豊かさやゆとりが実感できるとともに、自然環境に配慮しながら、地域特性や社会情勢の変化に応じたきめ細やかな規制誘導を強化していくことが必要となっています。さらに、市内には空き家も目立ってきており、これらの有効活用策を確立することも必要となっています。

◆市営住宅の現況（平成 23 年 1 月 1 日現在）

（単位：戸・㎡）

地区別団地名		建築年	戸数	構造	敷地面積
初狩町	初狩団地	昭和 42 年	20	簡平	2,797.74
大月町	大月団地	昭和 23 年	8	木造	1,107.56
	花咲団地	平成 10 年	16	中耐	1,847.23
	みどう団地	平成 6 年	20	中耐	1,289.99
	駒橋団地	昭和 30 年～32 年	34	簡平	3,543.73
	仲山団地	昭和 32 年	9	木造	1,652.90
賑岡町	岩殿団地	昭和 43 年	20	簡平	3,202.56
	畑倉団地	昭和 44 年	20	簡平	2,800.24
	浅利団地	昭和 47 年～49 年	26	簡平	9,979.94
	浅利団地	昭和 48 年～49 年	56	中耐	
	石動団地	昭和 57 年～62 年	150	中耐	16,668.00
七保町	下和田団地	昭和 38 年～41 年	44	簡平	5,947.93
猿橋町	殿上団地	昭和 37 年	19	簡平	1,877.67
	梨木ヶ原団地	昭和 39 年～40 年	36	簡平	3,289.59
	アツクメ団地	昭和 53 年～54 年	60	中耐	6,678.00
	恋路団地	昭和 63 年・平成 2 年	60	中耐	8,634.47
富浜町	横吹団地	昭和 51 年～53 年	80	中耐	6,291.49

※ 特定公共賃貸住宅 花咲団地 4戸含む

（資料：建設課）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

安全かつ快適な公営住宅が整備されている

自然と調和した郊外住宅が増えている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・公営住宅の整備・改善

・適切な宅地化の誘導
・個性ある住環境の形成
・住みやすい住宅地の供給促進

施策の方向

安全かつ快適な公営住宅が整備されている

●公営住宅の整備・改善【建設課】

- ・市営住宅長寿命化計画に基づく修繕・改修を行うとともに建て替え等のための空家政策を継続して行います。

自然と調和した郊外住宅が増えている

●適切な宅地化の誘導【地域整備課】

- ・地域特性に応じた良好な市街地を形成するため、開発事業者に理解と協力を求め、開発が市の方針に沿った適正なものとなるよう規制誘導に努めます。
- ・市街地及びその周辺の地域における緑地空間の積極的な保全・創出を図り、緑化などによるまちなみ景観を形成し、ゆとりある快適な生活環境を確保できるよう規制誘導に努めます。
- ・都市計画区域は、用途に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

●個性ある住環境の形成【地域整備課】

- ・地域に適した景観形成や個性ある快適な住環境を保全・創出するため、住民が主体となって指定する建築協定・景観計画の促進を図ります。
- ・建築協定・景観計画の内容について、広報誌・市ホームページへの掲載やパンフレットの作成・配布等により、広く市民に周知します。

●住みやすい住宅地の供給促進【総務管理課(土地開発公社)・地域整備課】

- ・猿橋町桂台地区の住宅開発計画を促進します。
- ・賑岡町ゆりヶ丘地区の宅地開発については、地価の動向に伴う販売価格の見直しにより販売を促進します。

1-5-3 買い物かしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる

皆が集まり、買い物したくなるような楽しい商業環境の整備に努めます。

現況と課題

近年の商業活動を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化や消費行動範囲の拡大、店舗立地の郊外化、大型店・量販店の進出等により、地域間・商店間の競争が激化し、厳しい状況にあります。

このようななか、本市の中心市街地である大月駅周辺をはじめとする既存の商店街は、地形的な制約から十分な用地確保が難しく、駐車場の整備や安全性・快適性に優れた街路空間整備等、魅力ある商店街づくりを進めることが難しい状況にあります。このため、廃業・休業による空き店舗が急増し、商店街の空洞化が進んでいます。

今後はさらに、インターネットの利用拡大等による流通環境の変化も予想されるため、空き店舗の活用をはじめ、時代の変化に対応した個々の店舗の経営能力の向上や魅力ある商店街づくりを図り、商業活動の活性化を積極的に促進することが必要となっています。

◆商業概況の推移

(単位：店舗・人・百万円)

		平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 21 年
卸売業	事業所数	42	58	42	47	36	40
	従業者数	252	320	236	290	205	158
小売業	事業所数	420	413	393	370	323	284
	従業者数	1,853	1,891	1,867	1,681	1,500	1,371

(資料：平成 19 年までは商業統計調査。平成 21 年は経済センサス基礎調査)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

多くの人で商店街がにぎわっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・空き店舗対策の促進
- ・魅力ある商業集積の促進
- ・各支援団体の育成・強化
(1-3-3 再掲)
- ・歩きたくなる商店街づくりの推進
- ・共同駐車場・駐輪場の確保

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

多くの人で商店街がにぎわっている

●空き店舗対策の促進【産業観光課】

- ・空き店舗の利活用等による商業空間の復活を図ります。
- ・新たな出店者への支援を行います。
- ・まちの活性化に向けた生涯学習や交流の場など、市民の創意工夫に基づく空き店舗の活用を検討します。
- ・駅周辺への魅力ある店舗の誘致を図ります。

●魅力ある商業集積の促進【産業観光課】

- ・個性的な店舗の立地を促進します。
- ・駅周辺へ魅力ある商業集積を図るため、話題性のある新規店舗や不足業種を誘致し、業種・業態の適正配置を図ります。
- ・消費者ニーズを的確に把握し、さまざまな方法による商業者と消費者の交流を促進します。

●各支援団体の育成・強化(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・商工会等支援団体の活動を強化するとともに、経営者意識の高揚や経営相談の充実、研修機会の拡充などを図ります。
- ・地場産業、各組合、商工会および大月短期大学等の連携強化に努めます。

●歩きたくなる商店街づくりの推進【企画財政課・産業観光課・大月駅周辺整備室】

- ・だれもが安心して買い物を楽しめるように、道路や歩道だけでなく、総合的なバリアフリー化を推進します。
- ・街路事業や都市計画事業との組み合わせにより、安全・快適で、魅力ある商業環境づくりを推進します。

●共同駐車場・駐輪場の確保【産業観光課・地域整備課】

- ・共同駐車場・駐輪場の整備拡充や共同店舗と駐車場の一体的な整備を促進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
買い物の便利さの満足度	10.1%	30.0%	12.0%	20%	市内での買い物の利便性を向上し、集客力を高めます。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

だれもが不自由を感じることなく市内の移動ができるように、道路網や交通機関の充実を図ります。

現状と課題

国道 20 号やそのアクセス道路は、通勤・通学の時間帯には慢性的な交通渋滞が発生しているため、国道 20 号大月バイパスの整備が進められ、その一部が供用開始されるなど、その渋滞解消に努めています。今後はさらに、大月バイパスの全線開通や既存の道路基盤を部分改良するなど、効率的な渋滞緩和対策が求められています。

また、市民の生活道路である市道の大部分は、山間部に整備されていることから道路幅員が狭く急勾配な箇所もあり、円滑な交通を確保し緊急自動車の通行を妨げないためにも、今後、計画的な改良・整備を進めていく必要があります。さらに改良にあたっては、歩行者や車椅子、自転車スムーズにすれ違える歩道幅員の確保のほか、傾斜や段差の解消など、高齢者や障害者を含む利用者にとって利用しやすい生活道路として整備していくことが必要です。

電車やバスなどの公共交通機関は、児童・生徒や高齢者の日常生活における交通手段として、また、観光客の移動手段として欠かせないものです。特に、高齢者の外出機会の増加や、障害者の積極的な社会参加の機会の増大のためにも、公共交通機関の役割は年々大きくなっています。さらに近年では、地球レベルでの温暖化防止対策が求められており、その点からも、自動車に比べて輸送効率やエネルギー効率に優れた公共交通機関の利用の促進が必要です。

しかし一方で、自家用車の普及や少子化の進行により、路線バスの利用者数は減少している状況です。このため、本市ではバス路線の維持・存続と、スクールバスの効率的な運行を目指し、平成 18 年 4 月からスクールバスを路線バスに組み入れた「新バスシステム」を導入するなど、その対応を図ってきましたが、路線バスの経営状況は以前厳しい状況にあり、持続可能な生活交通の確保対策に取り組んでいく必要があります。

◆道路の整備状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

（単位：m・％）

		総 数	国 道	県 道	市 道
道路実延長		366,040	57,951	41,281	266,808
構 成 比		100.0	15.8	11.3	72.9
舗 装	延 長	302,213	57,951	41,281	202,981
	舗装率	82.6	100.0	100.0	76.1
改 良	延 長	250,010	44,980	22,173	182,857
	改良率	68.3	77.6	53.7	68.5
自動車交通不能	延 長	33,099	0	0	33,099
	交通不能率	9.0	0.0	0.0	12.4

（資料：国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所、同大和国道出張所、富士・東部建設事務所、建設課）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市内の移動がスムーズにできるようになっている

冬期でも安全で快適に通行できる道路が確保されている

公共交通機関の利用が多くなっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・幹線市道の整備
- ・生活道路の整備
- ・国道・県道へのアクセス道路の整備
- ・橋りょうの計画的整備
- ・国道・県道整備の促進
- ・松姫トンネル建設の促進
- ・大月バイパス第2工区の推進（1-2-7 再掲）

- ・除雪体制の整備

- ・JR中央本線の運行増発等の要望（1-2-7 再掲）
- ・生活交通の確保（1-2-7 再掲）
- ・中央自動車道バス停周辺整備の促進（1-2-7 再掲）

施策の方向

市内の移動がスムーズにできるようになっている

●幹線市道の整備【建設課】

- ・市街地の幹線市道の整備を図り、交通機能および住民の利便性の向上に努めます。
- ・狭隘で急峻な市道の整備を行い、安全な交通網を形成します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
道路の改良延長	—	—	250,010m	改良延長 3%増/5年	安全な交通の確保と市民生活の向上を図ります。

●生活道路の整備【建設課】

- ・住環境を向上させるため、市民生活に密着した生活道路の整備を推進します。
- ・子どもから高齢者までだれもが安心して快適に利用できるように歩道の設置、電線の地中化など、景観にも配慮したゆとりある道づくりを推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
生活道路の改良箇所数	—	1か所/年	9か所/年	10か所/年	生活環境の向上を図ります。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

●国道・県道へのアクセス道路の整備【建設課】

- ・国道・県道等に接続する幹線市道を整備し、円滑な交通網を確保します。

●橋りょうの計画的整備【建設課】

- ・道路パトロールや老朽化した橋の点検を行います。
- ・調査結果に基づいて耐震補強工事や架け替え等、維持補修を行い、安全性を高め事故防止を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
橋りょう修繕箇所	—	1か所/年	3か所/年	2か所/年	計画的に橋梁の長寿命化を行うことにより、安全な道路網の維持に努めます。

●国道・県道整備の促進【建設課・地域整備課】

- ・国道・県道の危険箇所・渋滞箇所の解消を要望し改良を図ります。
- ・国道・県道に歩行者に優しい安全な歩道の設置を促進します。

●松姫トンネル建設の促進【建設課】

- ・小菅村等への円滑な交通の確保および活発な交流を推進するため、松姫トンネル及び国道 139 号の整備を促進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
松姫トンネル建設進捗率	0%	90%	90%	100%	安全で円滑な交通が確保され、地域間の交流が強化されます。

●大月バイパス第2 エ区の推進(1-2-7 再掲)【地域整備課】

- ・主要幹線道路である国道 20 号の大月市街地における交通緩和を図るため、大月バイパス第二エ区（国道 139 号から大月インターチェンジ間）の早期完成を目指します。
- ・大月バイパスへのアクセス道路について、地域の実情に応じた整備を検討します。

冬期でも安全で快適に通行できる道路が確保されている

●除雪体制の整備【建設課】

- ・除雪対象路線を見直します。
- ・地区内での雪捨て場の確保に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
除雪対象路線の維持	—	—	73路線	73路線	委託業者が減少するなか幹線道路の除雪体制を維持します。。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

公共交通機関の利用が多くなっている

●JR中央本線の運行増発等の要望(1-2-7 再掲)【企画財政課】

- 山梨県、長野県及び両県のJR中央本線沿線市などで組織する「中央東線高速化促進広域期成同盟会」や立川駅から大月駅間のJR中央本線沿線市で構成する「中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会」に参画し、情報交換を行うとともに、普通電車の増発、E電の甲府駅までの延伸などの要望活動を引き続き実施します。

●生活交通の確保(1-2-7 再掲)【企画財政課】

- 高齢者や児童・生徒等の日常生活における交通手段として欠かせない路線バスの利用を広く市民にPRし、さらなる利用を促進します。
- 関係機関や利用者等との連携・調整を図り、持続可能な生活交通の確保対策を検討します。

●中央自動車道バス停周辺整備の促進(1-2-7 再掲)【建設課】

- 中央自動車道の高速バス利用の利便性を高めるため、直近道路から猿橋バス停や笹子バス停までのアクセス道路の改善を図ります。
- 高速バス利用者のための駐車場の整備について検討します。
- 安心して安全に利用できるよう、バス停周辺の安全確保を図ります。



1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる

公園や上・下水道、ごみ処理など都市基盤の整った快適なまちづくりを進めます。

現況と課題

快適な生活空間を形成するためには、公園や上・下水道、ごみ処理などの施設やしくみが整っていることが必要です。

このうち公園は、市民にうるおいとやすらぎの場を提供するとともに、環境保全や防災、景観形成など、重要な役割を担っています。現在本市の都市公園*は、岩殿山丸山公園、猿橋近隣公園および山梨県が整備した桂川ウェルネスパークの3箇所があり、合計面積は79.0haとなっています。今後は、バリアフリーへの対応など市民ニーズに応じた施設の拡充・改善を図るとともに、市民との協働による維持管理を検討する必要があります。

一方上水道は、現在、東部地域広域水道企業団による安定した供給を行っています。一方、簡易水道については、平成22年4月現在、市営簡易水道が7ヶ所、地区簡易水道が12ヶ所、小規模簡易水道が8ヶ所となっています。このうち市営簡易水道以外は、集落単位での経営のため事業規模も小さく、施設等の老朽化などに応じた日常の維持管理が困難となりつつあります。このため、東部地域広域水道企業団給水エリア内の簡易水道等については、市民の理解を得ながら企業団への移行を図るとともに、東部地域広域水道企業団の給水エリア外の簡易水道についても、中長期的な整備統合計画を作成し、企業団と協議の上で整備を進めていきます。

下水道については、桂川流域下水道事業計画の関連公共下水道施設整備事業として事業を行っており、全体計画面積681.2haのうち平成22年3月に263.5haに事業認可を縮小し整備を進めています。しかし、本市の地形的条件から、低宅地域からのポンプアップ施設や河川により隔たれた区域からの河川横断による管路整備等に多くの費用が必要となる場合もあり、必ずしも市内全域をこの事業で行うことが効率的であるとはいえません。また、下水道整備区域外では、合併処理浄化槽整備事業も行っており、この2つの事業を効率的・効果的に推進することが必要となっています。

また、ごみ処理については、平成15年度から再資源化物の本格収集を行っており、ごみの減量化と再資源化に努め、除々に減少傾向となっていますが、今後さらにリサイクル運動などを推進し、分別の徹底による資源の合理的・循環的な利用に向け活動を進めていく必要があります。さらに、山間地・林道沿い等へのごみの不法投棄が急増しているため、市内全域にわたり、夜間・休日も含めた不法投棄監視パトロールを強化するとともに、市民・事業者・行政が連携し、不法投棄防止運動を展開する必要があります。

◆上水道等の普及状況（平成22年度）

	上水道 (企業団：大月市分)	簡易水道
計画給水人口 (人)	24,333	12,375
給水区域内人口 (人)	23,346	7,626
現在給水人口 (人)	19,868	7,626
給水戸数 (戸)	8,234	2,604
給水普及率 (%)	85.1	100.0
施設能力 (t/日)	26,332	3,559
取水能力 (t/日)	27,752	4,110

(資料：東部地域広域水道企業団、生活環境課)

◆大月市公共下水道の状況（平成22年度末）

	全体計画	事業計画（認可）
計画区域面積 (ha)	681	264
計画人口 (人)	22,280	8,417

◆大月市公共下水道普及状況（平成22年度末）

処理区域面積 (ha)	163.1
処理区域内人口 (人)	4,290
処理区域内水洗化人口 (人)	2,692
普及率 (%)	14.8
水洗化率 (%)	62.8

(資料：地域整備課)

*都市公園 国や地方自治体が設置した都市公園法に基づく公園のこと。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

快適な公園が創出されている

緑とうるおいのある空間が創出されている

おいしい水を飲むことができる

生活排水がよみがえっている

ごみが適切に分別・処理されている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・桂川ウェルネスパークの活用促進
- ・岩殿山丸山公園および猿橋近隣公園等の整備

- ・公園および緑地の整備・維持管理

- ・「おいしい水のまち」づくりの推進
- ・簡易水道の経営健全化

- ・公共下水道整備の推進
(1-2-2 再掲)
- ・合併処理浄化槽設置の促進
(1-2-2 再掲)

- ・排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及(1-2-3 再掲)
- ・ノーボイ・持ち帰り運動の推進
(1-2-3 再掲)
- ・市内廃棄物処理方策の検討・促進
(1-2-3 再掲)
- ・不法投棄対策の充実(1-2-3 再掲)
- ・し尿収集業者への適正な指導

1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる

施策の方向

快適な公園が創出されている

●桂川ウェルネスパークの活用促進【産業観光課・地域整備課】

- ・住民参加型のイベントを検討しながら、地域の活性化につながるような公園を目指します。

●岩殿山丸山公園および猿橋近隣公園等の整備【産業観光課・社会教育課】

- ・大月市のシンボルである岩殿山丸山公園とふれあいの館の適切な維持・管理を行い、市民に憩いの場を提供します。
- ・市民や来訪者が気軽に岩殿山に親しめるように、岩殿山登山道の整備を行います。
- ・猿橋近隣公園の特性を生かし、市立郷土資料館や名勝猿橋とのネットワーク化を推進します。
- ・猿橋近隣公園は、市街地にあると同時に名勝猿橋に近いので、市民の憩いの場と同時に、来訪者との交流の場となる公園の整備を目指します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
岩殿山入込者数	18,000人	20,000人	9,481人	15%増 (10,900人)	登山道等の整備により、登山客の増加を図ります。
名勝猿橋入込者数	87,000人	100,000人	88,400人	15%増 (101,600人)	郷土資料館との連携により、利用者数の増加を図ります。

緑とうるおいのある空間が創出されている

●公園および緑地の整備・維持管理【生活環境課・産業観光課・地域整備課】

- ・老朽化した公園の再整備を行い、市民が安全に利用できる施設の整備を図ります。
- ・地域住民の参画を得ながら、住民ニーズに即した公園・緑地の整備を検討します。
- ・公園やポケットパークの美化及び保全について、アダプトプログラムによる維持管理を推進します。
- ・多くの市民の参加と協力を得るために、市民の共有財産である公園に対する意識を高めます。
- ・花や緑に親しみ、余暇を快適に過ごせるような公園整備を推進します。

おいしい水を飲むことができる

●「おいしい水のまち」づくりの推進【生活環境課】

- ・水道水源林の保全啓発活動等に取り組みます。
- ・現存する水源、施設等の維持管理に努めます。
- ・将来にわたり安全で安心できる水を安定して供給するため、渇水対策（節水の周知）、水道水源の汚染に対する水質保全対策を進めるとともに、施設の耐震化、老朽施設の更新を計画的に進めます。

●簡易水道の経営健全化【生活環境課】

- ・（仮称）簡易水道組合長会議を設立し、各組合長に簡易水道の経営状況、長期施設運営及び水道料金の見直し、起債残高の削減等の財政健全化への理解を深める説明を行ないます。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

生活排水がよみがえっている

●公共下水道整備の推進(1-2-2 再掲)【地域整備課】

- ・桂川流域関連大月市公共下水道事業計画に基づき、市民の快適な生活環境の創出と河川の水質保全を目的として、公共下水道の整備を推進します。
- ・都市計画区域内においては、「公共下水道施設整備事業」として整備します。
- ・都市計画区域外の終末処理場の周辺は、「特定環境保全公共下水道事業」として整備します。
- ・公共下水道の認可区域内における管路整備を早期に達成します。

●合併処理浄化槽設置の促進(1-2-2 再掲)【地域整備課】

- ・集合処理と個別処理の比較検討を行い、あわせて生活排水処理計画の見直しの是非を検討します。
- ・公共下水道整備区域外の公共水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の未設置世帯に対して合併処理浄化槽の設置を促進します。

ごみが適切に分別・処理されている

●排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・市民にわかりやすい「ごみと再資源化物の分け方・出し方」、「分別収集日程表（ごみカレンダー）」の作成に努め、全戸に配布します。
- ・地元勉強会での分別・排出方法の説明を行います。
- ・ごみの散乱防止を防ぐため、ごみステーションの適正な管理についての指導を行います。

●ノーボイ・持ち帰り運動の推進(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・広報による、ごみのノーボイ・持ち帰り運動の啓発を引き続き行います。
- ・市民・事業者・ドライバーなどに対する、ごみ捨て禁止の啓発を行います。
- ・ごみゼロ運動を実施します。

●市内廃棄物処理方策の検討・促進(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・市内事業所、建設工事現場などから発生する産業廃棄物の適切な処理の誘導を推進します。
- ・家庭用生ごみ処理容器および処理機購入者に対し、購入費の一部補助を行い、ごみ減量化を図ります。

●不法投棄対策の充実(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・市民、事業者、行政が連携し、廃棄物の不法投棄をなくす運動を展開します。
- ・広報による、地域住民の監視の呼びかけを継続します。
- ・募集・推薦等により、不法投棄監視員の拡大を図ります。
- ・県や近隣市町村と連携し、不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。
- ・市内事業所と「情報提供に関する覚書」を結び、防止対策を進めます。
- ・不法投棄防止用看板・防護ネットの設置を進めます。
- ・既存の廃棄物については速やかな撤去に努めます。

●し尿収集業者への適正な指導【生活環境課】

- ・し尿収集業者へ適切な指導を行い、環境衛生の向上を図ります。

1-5-6 情報環境が整ったまちをつくる

だれもが必要な情報をいつでも身近で手に入れることができるように、基盤整備を進めます。

現況と課題

ブロードバンド*環境の整備が進み、通信技術・機器の発達や企業・個人レベルでの情報のネットワーク化など、近年の本市の情報化を取り巻く環境は、生活や経済のシステムを大きく変えつつあります。

ユビキタスネット社会*の実現に向け、情報発信基地となる拠点施設の更なる整備・拡充など、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるようなしくみをつくる必要があります。

一方、現在、県および県内全市町村による共同事業として行政手続きの電子化に向けての取り組みを行っていますが、利用率は伸び悩んでいる状況です。このため、さらに住民等が利用しやすく便利なシステムとなるよう改善していく必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

欲しい情報をいつでもどこでも手に入れることができる



◆実現に向けて〔施策〕◆

・情報環境整備の推進

*ブロードバンド 高速で大容量の情報をやり取りすることができる高速通信回線のこと。代表的なものとして、光ファイバーやADSL等による通信網がある。

*ユビキタスネット社会 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

欲しい情報をいつでもどこでも手に入れることができる

●情報環境整備の推進【企画財政課・全課】

- ・情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるようなしくみをつくれます。
- ・やまなしくらしネットを活用した情報収集の拡大を図ります。
- ・行政手続き・届出・申請等の電子化を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
施設のインターネット予約	—	5施設	0施設	6施設	利用しやすく、便利なシステムの構築を図ります。

1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる

だれもが働きやすく、働く人が労働条件に満足できるよう、企業や関係機関への働きかけや支援を行います。

現況と課題

勤労者が快適かつ安心して働くことができる環境づくりを進めることは、勤労者はもとより、地域経済の活性化や人口定着の面からも大変重要なことです。このため、勤労者が文化活動により教養を高めたり、スポーツを通じて健康維持や体力増進を図るなど、生きがいをもって働くことができるような環境づくりが求められています。

本市では東部勤労青年センターを中心として、勤労者に余暇活動の場の提供を行ってきましたが、施設の老朽化、耐震診断に伴う大規模改修の必要性や利用者のニーズの変化に伴い、費用対効果の観点から施設の廃止の検討も必要となっています。

各職場における労働環境については、本市には中小零細企業が多いことなどから、それぞれの特性を十分ふまえ、週休二日制の一層の普及など勤労者福祉の向上を推進する必要があります。また、高齢化の進行や女性の社会進出、産業構造の変化、情報化の進展などにより、就業環境が変化してきており、高齢者や障害者、女性の就業の場の確保など、時代要請に即した新たな対応が求められています。

一方、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害を持った人たちが社会を構成する一員として社会復帰を目指し、地域の中で心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、平成 18 年度に策定した「障害福祉計画」に基づき、養護学校やハローワーク、共同作業所等と連携した雇用対策を計画的に推進する必要もあります。

◆勤労青年センター利用者会員数の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
会 員 数	81	93	93	96	105	98

(資料：社会教育課)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市内で働く人が労働環境に満足している

若者・女性・高齢者・障害者等も働きやすい労働環境が整っている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・ハローワーク等関係機関との連携
・勤労者福祉活動の支援

・障害者の雇用の促進
・中高年齢者・女性・障害者の雇用の促進

*ノーマライゼーション 高齢者も若者も、障害者も健常者も、あらゆる人々がともに暮らし、ともに生きようとする社会が正常であるとして、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

市内で働く人が労働環境に満足している

●ハローワーク等関係機関との連携【産業観光課】

- ・ハローワーク（公共職業安定所）や産業間との連携により就業機会の拡大を促進します。

●勤労者福祉活動の支援【産業観光課】

- ・労働者の健康維持増進のための施設整備を促進します。
- ・週休二日制の一層の普及などを推進します。
- ・関係機関との連携により勤労者の福祉の向上を目指します。

若者・女性・高齢者・障害者等の働きやすい労働環境が整っている

●障害者の雇用の促進【福祉課】

- ・障害者雇用連絡会議の活用や、ハローワーク（公共職業安定所）との連携により、ジョブコーチ*やトライアル雇用制度*の周知を図り、就労に結びつく指導・支援を行います。
- ・障害福祉計画に基づき、養護学校やハローワーク、就労を支援する事業所等と連携した雇用対策を推進します。
- ・養護学校卒業予定者については、個々の特性に応じた就労支援を推進し、福祉作業所や授産作業所など、法定外福祉施設での実習受入を促進するとともに、企業への一般就労を支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
障害者法定雇用率の達成率	—	100%	93%	100%	障害者法定雇用率の達成と、雇用義務のない規模の事業者（従業員56名未満）についても雇用促進を図ります。

●中高年齢者・女性・障害者の雇用の促進【産業観光課】

- ・中高年齢者の豊富な経験を発揮できる雇用の場の創出と雇用機会の拡大を図ります。
- ・行政による優遇措置など企業に対するPR活動を推進します。
- ・一般企業との連携強化により、若者・高齢者等の就業機会の拡大を図ります。
- ・福祉産業の創出を推進し、女性・障害者等の雇用機会の拡大を図ります。

*ジョブコーチ 障害のある人が仕事につく際に、その人がスムーズに就労できるように支援する職員のこと。

*トライアル雇用制度 ハローワークが紹介する障害者や高齢者など特定の労働者を最大3カ月間試行的に雇用して、企業と労働者が相互に適性を判断し、その後本採用するという制度のこと。

1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる

若い世代のニーズに対応した住宅の供給や雇用の開発などを進め、今後の本市を担う若者の定住を促進します。

現況と課題

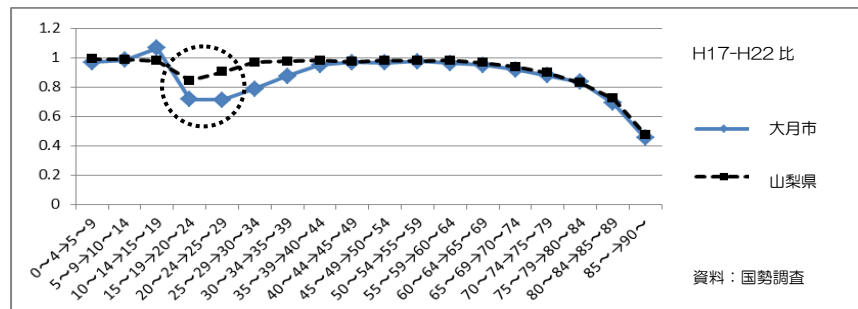
本市は、東京都内への通勤・通学圏に位置しているものの、若い世代の定住があまり進んでいません。その理由としては、市内および近郊に企業が少ないことや、より通勤しやすい場所・生活しやすい場所に住居を求めること、都会生活に憧れている若者が存在することなどが挙げられます。さらに、近年の都心回帰志向、首都圏への人口の一極集中化とあいまって、本市では若者の流出が顕著になり、このことが人口減少の大きな要因の一つとなっています。

このため、若者に就業の場として既存産業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致などを進めることが重要な課題の一つとなっています。

また、少子・高齢化の急速な進行や、価値観、家族形態の多様化など社会情勢が変化するなか、若者を引きつけるような魅力ある住環境の整備・改善を図る必要があります。さらに、東京都心および業務核都市である立川市や八王子市などへの通勤・通学の利便性の高い地域であることを生かせるよう、駅などへのアクセスのための交通網の整備を図る必要があります。

●年代別にみた人口の変化

※同じ年代の人数が5年後にどのように変化したかの割合。同じであれば「1」。
大月市の場合、10代後半の人が約3割減っている。



個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

魅力ある職場が近くにある

働く場・学ぶ場へのアクセスが便利になる

比較的良好な条件の場所に安く住むことができる

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・工業適地の確保（1-3-3 再掲）
- ・企業誘致の推進および誘致企業への支援（1-3-3 再掲）
- ・若者の就職支援（1-3-3 再掲）

- ・幹線市道の整備（1-5-4 再掲）
- ・国道・県道へのアクセス道路の整備（1-5-4 再掲）
- ・国道・県道整備の促進（1-5-4 再掲）
- ・生活交通の確保（1-2-7 一部再掲）

- ・公営住宅の整備・改善（1-5-2 再掲）
- ・住みやすい住宅地の供給促進（1-5-2 再掲）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

魅力ある職場が近くにある

●工業適地の確保(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・廃業・撤退により遊休化した工場用地の有効活用を促進します。
- ・地形的特性を考慮した新規工場の計画的な配置を検討します。

●企業誘致の推進および誘致企業への支援(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・情報ネットワークの整備により、新たな企業立地を支援します。
- ・自然環境を生かした環境産業の誘致を検討します。

●若者の就職支援(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・山梨県と連携し、若者の就職活動を支援します。

働く場・学ぶ場へのアクセスが便利になる

●幹線市道の整備(1-5-4 再掲)【建設課】

- ・市街地の幹線市道の整備を図り、交通機能および住民の利便性の向上に努めます。
- ・狭隘で急峻な市道の整備を行い、安全な交通網を形成します。

●国道・県道へのアクセス道路の整備(1-5-4 再掲)【建設課】

- ・国道・県道等に接続する幹線市道を整備し、円滑な交通網を確保します。

●国道・県道整備の促進(1-5-4 再掲)【建設課・地域整備課】

- ・国道・県道の危険箇所・渋滞箇所の解消を要望し改良を図ります。
- ・国道・県道に歩行者に優しい安全な歩道の設置を促進します。

●生活交通の確保(1-2-7 一部再掲)【企画財政課】

- ・関係機関や利用者等との連携・調整を図り、持続可能な生活交通の維持確保方策を検討します。

比較的良い条件の場所に安く住むことができる

●公営住宅の整備・改善(1-5-2 再掲)【建設課】

- ・市営住宅長寿命化計画に基づく修繕・改修を行うとともに建て替え等のための空家政策を継続して行います。

●住みやすい住宅地の供給促進(1-5-2 再掲)【総務管理課(土地開発公社)・地域整備課】

- ・猿橋町桂台地区の住宅開発計画を促進します。
- ・賑岡町ゆりヶ丘地区の宅地開発については、地価の動向に伴う販売価格の見直しにより販売を促進します。

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指し、子育て支援や保健サービスの充実を図ります。

現況と課題

女性の社会進出に伴い、就労形態の多様化を背景に子育て家庭のニーズは多岐にわたっています。また、核家族化の進展や地域住民間の交流の希薄化等により、地域と子育て家庭のつながりはよわくなっています。このため本市では「子育てしやすいまちづくり」を目指し、次世代を担う子供たちの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの増設や大月市子ども家庭総合支援センターにおいて、子育て情報の提供や相談、親子あそび事業、ファミリー・サポート事業や母子保健の充実を図るため、特に生後4ヶ月までの乳幼児とその母親に対し、月1回の相談機会を設けることや各事業の中で母親同士が交流する機会の提供などの育児支援や関係機関との連携による児童虐待ネットワークを設立し、虐待防止に努めています。

さらに、親子あそび参加者や児童館利用者に呼びかけ「母親クラブ」を設立し、市民による自主活動も支援しています。

今後も、子育ての当事者など地域住民が多様な活動を通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行える活動場所の確保・提供をはじめ、子育てに関する情報提供など、子育てサークルの育成や活動支援を継続的に行っていくことが必要です。

◆市内保育所の現況（平成23年4月1日現在）（単位：人・％）

		保育所児童数			職員数
		入所数	定数	入所率	
市立	初狩保育所	47	90	52.2	8
	富浜保育所	70	90	77.8	13
	瀬戸保育所	9	40	22.5	4
	総 数	126	220	57.3	25
私立	真木保育園	42	50	84.0	9
	大月保育園	99	90	110.0	19
	ふたば保育園	57	60	95.0	12
	総 数	198	200	99.9	40

（資料：福祉課）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

安心して子どもを産むことができる

子どもの健康が保たれている

子育て環境が充実している

地域が子育てを見守っている

保育所（園）や幼稚園でのびのびと
集団生活が身についている

だれもが必要な支援を受けることが
できている（再掲）

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・妊娠および出産に関する安全・安心の確保と不妊への支援
- ・出産育児一時金の支給（1-4-2 再掲）

- ・母子保健の推進
- ・子育て支援医療費助成の充実（1-4-2 再掲）
- ・乳幼児期の健康管理の支援（1-4-3 再掲）

- ・子育て支援計画の推進（1-4-1 再掲）
- ・若いお母さんへの支援対策の充実（1-4-1 再掲）
- ・子育て支援体制の充実
- ・ひとり親家庭への経済支援および自立支援の充実
- ・家庭児童相談員による児童養育等への支援
- ・母子自立支援員による母子家庭等への支援

- ・地域ぐるみの見守り体制づくり（1-4-1 再掲）
- ・学校・家庭・地域の連携強化（1-4-1 一部再掲）

- ・保育所および保育園の適正配置の推進
- ・保護者負担金の適正化
- ・私立保育園運営の支援
- ・私立幼稚園運営の支援
- ・保育ニーズに対応した特別保育事業の推進
- ・保育士等の資質の向上

- ・医療費の助成（1-4-2 再掲）
- ・自立支援のための諸制度の充実（1-4-2 再掲）
- ・住宅確保の支援（1-4-2 再掲）

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

施策の方向

安心して子どもを産むことができる

●妊娠および出産に関する安全・安心の確保と不妊への支援【保健課】

- ・妊娠届出時からの健康管理および相談・教室等を通して安全・安心が得られるよう支援します。
- ・不妊治療は治療費が高額であることから、このとり支援事業として治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
不妊治療の申請件数	3.5件/年	10件/年	7件/年	10件/年	事業の周知、内容の見直しを行い申請件数の増加を図ります。

●出産育児一時金の支給(1-4-2 再掲)【保健課】

- ・出産育児一時金（国保）を支給することにより、出産に伴う経済的負担を軽減します。

子どもの健康が保たれている

●母子保健の推進【保健課】

- ・子育てに関する意識の高揚、知識の普及を図ります。
- ・乳幼児健診、育児教室などの母子保健事業を充実し、子どもの健やかな成長を支援します。
- ・育児不安の軽減、お母さん同士の交流の機会を増やすなど、安心して子育てができるよう支援します。
- ・子どもが元気で、健康に成長できるよう食育を推進します。
- ・幼児・児童虐待の予防・早期発見・早期支援のための体制づくりを強化します。
- ・軽度発達障害の早期発見と療育・支援に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
子育てに自信の持てない母親の割合	45.5%	40.0%	51.6%	45%	不安や悩みを持つことがあっても、楽しく子育てができるお母さんを増やします。 (後期基準値はH19年実施のアンケート結果)

●子育て支援医療費助成の充実(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・保護者の経済的負担を減らし、子育てを支援するため小学校6年生までの医療費の助成を行うとともに、対象内容を検討します。

●乳幼児期の健康管理の支援(1-4-3 再掲)【保健課】

- ・乳幼児健診等を通じて健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見、健康増進を図ることができるよう支援します。
- ・心身の発達や健康状態に応じ、保育所（園）、幼稚園、学校等関係機関と連携し、支援します。

子育て環境が充実している

●子育て支援計画の推進(1-4-1 再掲)【福祉課】

- ・平成22年度に策定した「大月市地域子育て支援計画（後期計画）」に基づき、子育て支援策を推進します。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

●若いお母さんへの支援対策の充実(1-4-1 再掲)【福祉課・保健課】

- ・核家族化の中で子育てに奮闘する若いお母さんを支援するため、子育て支援の各種手当や助成による支援事業を推進します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て情報の提供や来所・電話・メール等による子育て相談、「親子遊び」、「ファミリー・サポート事業」等により子育てを支援します。
- ・ママパパ学級、乳幼児健診、離乳食教室、発育発達相談など、お母さんと子どもを支援するための各種保健事業を推進します。

●子育て支援体制の充実【福祉課】

- ・次代を担う児童の増加を願い、出生を奨励するとともに子育てを支援するため、子育てに係る諸手当を支給します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターの相談体制の充実を図り、センターが核となり子育て情報の提供、支援事業を実施し、子育てがしやすいまちを目指します。
- ・育児に関する相談の機会の充実を図ります。
- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を推進する学童クラブを充実します。

●ひとり親家庭への経済支援および自立支援の充実【福祉課】

- ・ひとり親家庭に対して、家庭生活の安定や自立の促進を図るため、児童扶養手当の給付・ひとり親家庭医療費の助成を行います。
- ・母子家庭の雇用の安定および就職の促進を図るため、転職や技術、訓練、資格取得に必要な給付金等の支援を行います。
- ・県の母子福祉資金、寡婦福祉資金の優良返済者に対し、利子分を支給します。

●家庭児童相談員による児童養育等への支援【福祉課】

- ・家庭における児童養育及び児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員により、児童相談所、学校等と連携を図り、児童に対する相談指導業務を推進します。

●母子自立支援員による母子家庭等への支援【福祉課】

- ・母子家庭、父子家庭、父母のいない児童を養育している家庭および寡婦の自立を支援し、生活の安定と向上を図るため、母子自立支援員を置き、生活全般についての相談に応じ、自立に必要な情報提供および指導を行うとともに、職業能力の向上および求職活動等就業についての相談指導等を行います。

地域が子育てを見守っている

●地域ぐるみの見守り体制づくり(1-4-1 再掲)【市民課・社会教育課】

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。
- ・犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。
- ・防犯活動団体の育成を図り、地域安全運動を促進します。

●学校・家庭・地域の連携強化(1-4-1 一部再掲)【福祉課】

- ・要保護児童対策地域協議会により、地域全体で児童の虐待防止、健全育成を図ります。

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

保育所（園）や幼稚園でのびのびと集団生活が身についている

●保育所および保育園の適正配置の推進【福祉課・学校教育課】

- ・少子高齢化の進行による幼児数の減少に伴い、保育所の適正配置に向けた取り組みを行うことで、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置いた真の保育環境の構築を目指します。
- ・社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応できるよう保育体制の充実を図ります。
- ・幼稚園・保育所の垣根を取り払い、新たな指針に基づく、幼児教育と保育を推進する、幼保一体化を目指します。

●保護者負担金の適正化【福祉課・学校教育課】

- ・多様化する保育ニーズに応じ、保育所（園）の保護者負担金の適正化を図り、保育ニーズに応じた体制整備と、保育所運営の健全化を図ります。
- ・幼稚園就園奨励費の補助額・補助枠の拡大により、保護者負担の軽減を図ります。

●私立保育園運営の支援【福祉課】

- ・私立保育園の運営に対し助成し、保育の振興に協力します。

●私立幼稚園運営の支援【学校教育課】

- ・私立幼稚園の運営に対し助成し、幼児教育の振興に協力します。

●保育ニーズに対応した特別保育事業の推進【福祉課】

- ・特別保育事業*の導入により、障害児保育および延長保育の充実を図り、働く親を支えることと安心して保育所（園）に預けられるよう体制整備を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
延長保育実施園数	—	—	2箇所	3箇所	働く親を支援するため延長保育実施園数を増やします。

●保育士等の資質の向上【福祉課】

- ・保育士会の研修等により、保育士の資質を高めます。

だれもが必要な支援を受けることができる（再掲）

●医療費の助成(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・子育て支援医療費、ひとり親家庭や重度障害者の医療費の自己負担分の助成を行うことにより、世帯の経済的負担の軽減を図るとともに安心・安定した生活を支援します。

●自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・すべての市民が地域で自立した生活が送れるよう、このとり支援事業、母子自立支援給付金、子育てに係る諸手当、高齢者支援、心身障害者支援、生活困窮者保護などの諸制度を適正に進めます。また、母子・寡婦福祉資金等の県助成制度について情報提供を行います。

●住宅確保の支援(1-4-2 再掲)【福祉課・建設課】

- ・住宅に困窮している低額所得者に、公営住宅を低廉な家賃で提供します。
- ・高齢者および障害者の居住環境の改善に努め、安心・安全な住宅環境の充実を図ります。

*特別保育事業 通常の保育所利用の枠を超えて提供されるサービスのことで、延長保育や休日保育等がある。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

学校教育等の中で、子どもがのびのびと勉強や活動をすることができるように、教育環境の整備に努めます。

現状と課題

次代を担う子どもたちが、自然や伝統を大切に、豊かな人間性や能力・個性を伸ばしていくためには、適正な規模の教育環境の中で、児童・生徒一人ひとりの能力・個性に合った教育の充実を図ることが必要です。

平成 19 年度には、市内に小学校 15 校、中学校 5 校がありましたが、少子化の影響によりいずれの学校においても児童・生徒数の減少がみられ、教育環境面での解決すべき問題が生じていました。

社会の変化に対応した新たな学校づくりを目指すという観点から、学校の規模と配置についての適正化を図る必要があり、平成 17 年度に学校適正配置審議会に小中学校の規模・配置等を諮問して、答申を受けています。平成 18 年度には、この答申を尊重する中で実施計画を作成し、平成 20 年 4 月から計画に基づく統合を実施し、平成 23 年 4 月には、小学校 8 校、中学校 4 校となっています。

大月短期大学附属高校は、開校以来 50 年余り地域の教育養成に應える大きな役割を果たしてきました。しかしながら、中学校卒業生数の減少などを理由に平成 26 年 3 月末日をもって閉校することとなりました。今後、本市の高等教育は、市民の子弟が近在の高等学校で学ぶことができる環境づくりが必要で

す。一方、高等教育を取り巻く状況についても、大学全入学時代が到来し、学生の 4 年制大学志向等により短期大学離れが進んでいます。また、認証機関による大学評価制度の導入など、新たな取り組みも実施されています。このようななか、大月短期大学では、社会的・経済的効果による地域経済の活性化を図るとともに、人的・知的資源の活用による生涯学習を通じた学習機会の提供やボランティア、社会活動への学生の派遣、教員の持つ専門知識の活用など、地域貢献を積極的に進める必要があります。

◆児童・生徒数の推移（各年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
市立小学校	男	863	830	788	754	692	638
	女	790	719	668	626	605	570
	計	1,653	1,549	1,456	1,380	1,297	1,208
市立中学校	男	459	455	435	424	427	417
	女	457	465	445	441	378	356
	計	916	920	880	865	805	773
県立都留高等学校	男	431	451	458	437	420	408
	女	406	386	375	371	377	347
	計	837	837	833	808	797	755
大月短期大学 附属高等学校	男	201	166	176	163	166	138
	女	260	244	242	250	259	245
	計	461	410	418	413	425	383
大月短期大学	男	151	169	179	148	150	169
	女	299	294	283	297	293	270
	計	450	463	462	445	443	439

（資料：学校基本調査）

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

教育基盤が構築され、教育環境が整っている

ふるさと教育や今日的課題に対応するための特色ある教育ができています

一人ひとりが個性・能力にあった学習・教育を受けている

保護者が望み納得した教育体制で児童・生徒の教育が受けられる

健康的な学校生活を送ることができる

教職員の子どもに対する教育の充実を図ることができる

大月短期大学附属高等学校で、充実した高校生活を送ることができる

多くの入学志願者が大月短期大学を目指している

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・小・中学校の適正規模・適正配置の推進
- ・教育施設整備の充実
- ・地域ぐるみの見守り体制づくり（1-4-1 一部再掲）

- ・ふるさと教育等の推進
- ・国際理解教育の推進
- ・情報教育の推進
- ・環境教育の推進

- ・特別支援教育*の充実

- ・教育相談体制の充実
- ・学校と地域との連携強化

- ・健康教育の充実および保健管理の徹底

- ・教職員の資質・能力の向上の推進
- ・教員宿舎の適切な維持管理

- ・教育課程および教育内容の充実
- ・進路指導の充実
- ・施設設備の計画的な整備

- ・将来構想の検討
- ・広報活動および進路指導体制の強化
- ・短期大学における市民公開講座の充実（1-3-1 再掲）
- ・リカレント教育の推進
- ・施設の計画的な整備

***特別支援教育** 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

教育基盤が構築され、教育環境が整っている

●小・中学校の適正規模・適正配置の推進【学校教育課】

- ・少子化の影響で児童・生徒の減少が続くなか、小・中学校適正配置審議会の答申を最大限に尊重し、主に老朽化等による校舎建て替え時期に合わせ、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置き、真の教育環境の構築を目指した適正規模等を考慮して適正配置を進めます。
- ・小学校については、適正規模の観点から段階的に5校体制に編成します。
- ・中学校については、適正規模の観点から段階的に2校体制に編成します。
- ・平成28年4月に予定されている適正配置完了に向け、校名変更の検討を進めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
小学校の適正規模・適正配置の推進	15校	5校	8校	5校	適正配置、適正規模の推進により、効率的な運営を行います。
中学校の適正規模・適正配置の推進	5校	2校	4校	2校	

●教育施設整備の充実【学校教育課】

- ・学校の適正配置を見据えた中で、校舎及び体育館の耐震化を図ります。
- ・学校の適正配置に合わせて、学校施設、教材備品、パソコン整備等について計画的に整備・充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
小中学校の耐震化率	—	—	63.2%	100%	適正配置、適正規模の推進と並行して小中学校施設の耐震化を図り、児童生徒の安全を確保します。

●地域ぐるみの見守り体制づくり(1-4-1 一部再掲)【社会教育課】

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。

ふるさと教育や今日的課題に対応するための特色ある教育ができている

●ふるさと教育等の推進【学校教育課】

- ・地域の人材を活用し、自然や伝統、文化を大切にし、ふるさとの良さを伝えるふるさと教育や、環境教育を推進します。
- ・人への思いやりの心や道徳心を育む、福祉ボランティア教育、人権教育を推進します。

●国際理解教育の推進【学校教育課】

- ・国際社会の中で、日本人としての主体性（日本人らしさ）を育むため、国語などの基礎的学力の向上を目指します。
- ・英語能力の向上と異文化交流により、国際化に対応できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・小・中学校へ語学指導助手（ALT）を派遣し、小学校においては外国語に親しむ教育の実践、中学校では生きた英会話学習を実践し、国際理解教育を充実させます。

●情報教育の推進【学校教育課】

- ・いつでもどこでも、ほしい情報を簡単に手に入れることが出来る時代ゆえに、情報社会に参画する際のモラルや技術を身につけると共に、情報を選択し活用する力を育てるための教育を推進します。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

●環境教育の推進【学校教育課】

- ・子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちに対し、環境に関する学習と実践の機会を提供します。

一人ひとりが個性・能力にあった学習・教育を受けている

●特別支援教育の充実【学校教育課】

- ・特別支援教育の充実を図り、特別支援学級を設置している学校の設備や備品の整備・充実を図ります。
- ・言葉に障害を持っているため学習に支障をきたす子どもたちに、個々に応じた指導計画の作成指導を行います。
- ・LD*、ADHD*、高機能自閉症*の児童・生徒への支援体制の強化を図ります。

保護者が望み納得した教育体制で児童・生徒の教育が受けられる

●教育相談体制の充実【学校教育課】

- ・乳幼児期からかわり就学指導ができる教育相談室の充実を図ります。
- ・気軽に教育相談を受けることができる専門家の養成に努めます。
- ・保育園、幼稚園、学校等との連携を図り、就学児の適切な教育環境の整備に努め、就学時に保護者が安心できるような体制を整備します。
- ・いじめ、不登校、非行、問題行動などの防止や早急な解決のために、各学校や市の相談機関等に専門のカウンセラーを適正配置し、教育相談体制の整備を図ります。

●学校と地域との連携強化【学校教育課】

- ・学校応援団の設置など、学校と地域の連携を促進する体制を整備します。
- ・あいさつ運動を展開し、明るく礼儀正しい学校づくりに努めます。
- ・学校と地域が連携・協力して行うボランティア活動の推進を図ります。

健康的な学校生活を送ることができる

●健康教育の充実および保健管理の徹底【学校教育課】

- ・健康的な学校生活および円滑な学校運営のため、全児童・生徒、教職員を対象に健康診断を行います。
- ・給食センター栄養士や食育担当教諭を中心とした食に関する教育の推進を図ります。
- ・養護教諭を中心とした計画的、日常的な健康教育・保健指導を展開し、各校の保健課題の解決を図ります。

*LD Learning Disabilities の略。学習障害。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

*ADHD Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥／多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

*高機能自閉症 High-Functioning Autism. の略。3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

教職員の子どもに対する教育の充実を図ることができる

●教職員の資質・能力の向上の推進【学校教育課】

- ・教職員の資質や能力、実践的指導を高めるため、県教育委員会や総合教育センターで行われる各種研修会へ参加します。
- ・教職員の自主的研究活動を支援していきます。

●教員宿舎の適切な維持管理【学校教育課】

- ・教職員が学校の近くに仮宿し、地域を理解しながら、子どもたちに大月という地域を題材にした教育に力を入れていけるような、住環境の整備を図ります。
- ・地元教職員の充足率を考慮しながら教員宿舎の配置を見直し、大規模な修繕等の実施により適切な管理運営を行います。

大月短期大学附属高等学校で、充実した高校生活を送ることができる

●教育課程および教育内容の充実【附属高校】

- ・生徒一人ひとりを大切に、規律ある生活習慣を身につけさせ、生徒の自己実現を図るとともに、実力と自信をつけ、進路実現できるよう指導します。
- ・校内情報ネットワークを活用した教育の推進を図ります。

●進路指導の充実【附属高校】

- ・次代を担う有為な人材を育成するため、インターンシップ*の充実を図ります。
- ・短期大学との連携により、生徒が短期大学の授業を受講することで、高等教育が体験できる環境を整備します。
- ・生徒一人ひとりが自ら進路を決め、その実現のために努力する姿勢を育てます。
- ・綿密な指導計画を立て、希望進路の実現を図ります。

●施設設備の計画的な整備【附属高校】

- ・安全で快適な学習のできる環境を整備維持します。
- ・平成 25 年度末の閉校に伴う施設配置（解体）計画を策定します。

多くの入学志願者が大月短期大学を目指している

●将来構想の検討【企画財政課・短期大学】

- ・短期大学として存続するための将来的な発展をめざし、教育の個性化、地域貢献の推進、入学生数の確保を念頭に、「学科の新設」や「経済科におけるコース選択制」などを視野に入れた「将来構想」を策定します。

●広報活動および進路指導体制の強化【短期大学】

- ・年 2 回のオープンキャンパス*や県内外の高等学校への学校訪問など、広報活動を引き続き行います。
- ・今後も負担の軽い修学費用、編入学に強い短大という、大月短期大学の特長を生かす広報活動を進めていきます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
志願者数	312名	350名	322名	310名	少子化ではあるが魅力ある短大を目指し、志願者数の確保に努めます。

*インターンシップ 学生が在学中に企業などで一定期間自らの専攻や、将来の目標に関連した就業体験を行う教育制度のこと。

*オープンキャンパス 入学希望者を対象として、大学などが行う説明会や学校見学会のこと。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

●短期大学における市民公開講座の充実(1-3-1 再掲)【短期大学】

- 高等教育機関が有するノウハウを積極的に開放することにより、市民との連携のもと、豊かな地域社会づくりに寄与します。
- 市民の多様化・専門化する学習ニーズに応え、特別聴講生や市民へのリカレント教育などにより大学の教育内容を広く提供します。
- 県が主体となって実施している「県民コミュニティカレッジ」の一環である公開講座を積極的に活用します。

●リカレント教育の推進【短期大学】

- 学習機会の提供を積極的に進め、地域に密着した市民の大学として社会貢献活動を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
特別聴講生数	32名	40名	25名	25名	景気の低迷により余暇に費やす時間が減少しているが、魅力ある講座を開講することにより、特別聴講生（市民）の増加を目指します。

●施設の計画的な整備【企画財政課・短期大学】

- 短期大学の施設整備計画は、現時点では耐震化、バリアフリー化など教育環境の充実と安全性の確保を基本としているが、将来構想に基づく施設整備も検討します。

1-5-1-1 次代を担う青少年の育成を進める

心身ともに健やかな子どもたちが育つように、世代や地域を超えて皆で見守る体制づくりを進めます。

現況と課題

次代を担う青少年が、自主性・社会性を備え、心身ともにたくましく、心豊かに成長することは市民共通の願いです。

しかし、核家族化の進展や少子化の進行、さらには近年の通信技術の発達による情報化の急速な進展などにより、青少年を取り巻く社会環境が急激な変化を見せるなか、青少年非行の凶悪化や低年齢化等が大きな社会問題となっています。

青少年の健全育成には、家庭や地域での豊かな人間関係や変化する社会環境の中でのさまざまな体験が大きな影響を与えます。

したがって、家庭、学校、職場、地域などの生活領域を通して、連携を密にし、それぞれの教育機能をふまえながら、一体となって青少年の指導、育成、保護および更正の各方面にわたった対応を推進する必要があります。

◆スポーツ少年団等チーム数（平成23年4月現在）

	少年野球	ミニバスケットボール	サッカー	剣道	バレーボール	少林寺	柔道	陸上	空手	バトントリック
チーム数	10	6	2	3	1	2	2	1	2	1

（資料：社会教育課）

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

地域が青少年の健全育成をささえている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・地域における青少年の健全育成の強化（1-4-1 再掲）
- ・青少年育成団体の活動の推進と連携強化
- ・青少年環境浄化活動の推進

1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める

施策の方向

地域が青少年の健全育成をささえている

●地域における青少年の健全育成の強化(1-4-1 再掲)【社会教育課】

- ・家庭教育の充実、青少年の地域活動と体験活動の推進、青少年育成環境の充実、青少年育成関係団体の連携などを進め、青少年の健全育成に努めます。

●青少年育成団体の活動の推進と連携強化【社会教育課】

- ・地域の育成会活動と連携し、諸活動を促進しながら指導体制の充実・強化を図ります。
- ・青少年育成カウンセラーの充実・強化を図ります。
- ・地域育成会・各種団体サークル活動などへの支援を行い、これらの活動によって青少年の健全な居場所づくりを推進します。
- ・青少年育成推進員の充実強化を図ります。
- ・地域での見守りウォークを継続的にを行います。

●青少年環境浄化活動の推進【社会教育課】

- ・学校や地域、各種団体との連携を強化し、広く市民の総意を集結した、青少年育成大月市民会議の活動の充実を図ることで、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。
- ・学校訪問等を実施し、情報交換を行うことにより青少年の健全な育成を図ります。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

介護や保護を必要とする人も社会とのかかわりを持ち、高齢者・障害者が元気に活動できる体制づくりを進めます。

現況と課題

介護保険制度においては、高齢化の進展に伴い今後も引き続き要支援・要介護認定者数の増大から介護保険給付費の増加が見込まれます。

このよう中、平成18年4月から制度化された「地域包括支援センター」の役割は、高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐことや、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなど多様な社会資源を有機的に結びつけることが課せられています。

また、その一方で高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供することや地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などを基に地域における将来の課題を見据えた予防的対応を図るなど地域包括支援センターを中心とした、関係機関の連携による地域包括ケアの体制づくりが求められます。

一方、障害者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域社会で自立した生活を送るためには、ノーマライゼーションの考え方を基に、福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加への支援を行う必要があります。

また、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年8月に「（仮称）障害者総合福祉法」に改正される見込みであり、その中で障害者等の範囲・定義を見直され、幅広く福祉サービスが利用できるようになります。本市においても、障害者のニーズを把握し必要なサービスを提供できる体制を整えることが課題となっています。

◆市内 65 歳以上在宅者要援護高齢者 (単位：人・%)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者人口		8,238	8,410	8,412
要援護高齢者	寝たきり高齢者	352	324	379
		4.3	3.9	4.5
	一人暮らし高齢者	952	976	987
		11.6	11.6	11.7
	認知症高齢者	496	672	789
		6.0	8.0	9.8

※ 下段%表示は高齢者人口に対して占める割合 (資料：介護課)

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

高齢者が元気に活躍している

介護や保護を必要とする人が社会とのかかわりの中でゆとりをもって生活している

障害者が地域の中で暮らせる環境が整備されている

障害者が自立できる環境が整備されている

だれもが必要な支援を受けることができる（一部再掲）

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・高齢者保健の推進(1-4-3 再掲)
- ・元気な高齢者支援の充実(1-4-1 再掲)
- ・一人暮らし高齢者の生活支援の充実(1-4-1 再掲)
- ・高齢者いきがい産業の育成(1-3-3 再掲)

- ・介護サービス基盤の整備(1-4-2 再掲)
- ・介護サービスの充実(1-4-2 再掲)
- ・公正な介護サービスの確保(1-4-2 再掲)
- ・地域福祉推進体制の確立(1-4-2 再掲)
- ・地域包括支援センターの運営(1-4-2 再掲)
- ・地域包括支援のネットワークの連携強化(1-4-2 再掲)
- ・在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実(1-4-2 再掲)

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・障害者の社会参加の促進
- ・障害者福祉の充実(1-4-1 再掲)
- ・災害時要援護者登録者の拡充(1-4-1 再掲)

- ・（仮称）障害者総合福祉法における障害者等のニーズに基づく認定の実施
- ・在宅介護および支援体制の充実
- ・施設福祉サービスの充実
- ・地域生活支援サービスの充実

- ・社会保障制度の充実(1-4-2 再掲)
- ・自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 一部再掲)

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

高齢者が元気に活躍している

●高齢者保健の推進(1-4-3 再掲)【保健課】

- ・地域包括支援センターと連携し、健康づくり、介護予防に関する知識の普及、意識の啓発に努めます。
- ・基本健診・各種がん検診を実施します。
- ・健診結果等に基づき、生活習慣病予防のための健康相談・健康指導を実施します。
- ・高齢期には、加齢に伴う運動機能の低下、足腰の痛み、生活習慣病の発症などの状態に陥ることが少なくないことから、適切な運動を心がけ、バランスの良い食生活を実践することで、元気な高齢者が増えるよう指導・支援に努めます。
- ・自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を推進します。
- ・80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つ、8020 推進事業を推進します。

●元気な高齢者支援の充実(1-4-1 再掲)【介護課・保健課】

- ・高齢者がいつまでも健康でいられるよう、初期段階の要介護者を対象に介護予防教室等を開催し、状態の改善、悪化の防止を図ります。
- ・地域の人々が高齢者を敬愛する思想の普及・充実を図ります。
- ・高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、健康教室やスポーツ大会等の開催や、各種スポーツ活動への支援を行います。
- ・高齢者の社会参加や健康づくり・生きがいづくりの増進や外出機会の拡大を図るため、公共交通機関の利用を支援します。

●一人暮らし高齢者の生活支援の充実(1-4-1 再掲)【介護課】

- ・生活の安全確保を図るため、一人暮らしの高齢者への緊急通報システム、配食サービスなど生活支援の充実にも努めます。
- ・一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への友愛訪問など、ふれあい福祉の推進を図ります。

●高齢者いきがい産業の育成(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・高齢者の就業機会の拡大を図ります。
- ・団塊の世代受け入れのための就業機会の拡大を図ります。

介護や保護を必要とする人が社会とのかかわりの中でゆとりをもって生活している

●介護サービス基盤の整備(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・軽度者の要介護状態等の軽減、悪化防止のための効果的な介護予防サービスの提供を行います。
- ・要支援、要介護になるおそれのある二次予防事業対象者および一次予防事業対象者に対し、効果的な介護予防事業を実施します。

●介護サービスの充実(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・地域支援事業や予防給付の実施、高齢者や家族に対する総合相談、虐待防止や早期発見等の権利擁護事業の実施、ケアマネジャーへの支援等を地域包括支援センターが担います。
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス等の事業者の指定を行う地域密着型サービスを実施します。

●公正な介護サービスの確保(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・公正な介護サービスを確保するため、ケアプラン（介護サービスの利用計画）のチェックやケアマネジャーを対象として連絡協議と研修会を定期的実施し、介護サービスの質の向上にも努めます。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

●地域福祉推進体制の確立(1-4-2 再掲)【福祉課・介護課・保健課】

- ・福祉・保健・介護・医療など重層的な地域福祉推進体制を整備します。
- ・地域住民同士が支えあっていく、地域包括ケア体制の支援を図ります。

●地域包括支援センターの運営(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できる限り要介護状態にならないよう予防対策をはじめ、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要な支援を包括的・継続的に行うため、地域包括ケアの中核的な役割を地域包括支援センターが担います。
- ・地域包括支援センターでは、地域における①高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務および権利擁護業務、②介護予防事業および介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント業務、③高齢者の状態に対応したケアマネジメントを支援する、包括的・継続的マネジメントの支援等を推進します。
- ・地域包括支援センターは市の直轄による運営方式とし、公正・中立性および適切な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会による事業評価を行いながら事業の質的向上を図ります。
- ・高齢化が進むことで要介護者の増加、医療費の増加が見込まれ、その抑制には健康寿命をできるだけ伸ばすことが重要であることから、介護予防事業を推進します。
- ・地域包括ケアマネジメントの提供は、福祉・保健・介護・医療の連携、地域の住民活動などを含めたさまざまな地域資源の統合が必要であるため、その育成・活用を図ります。

●地域包括支援のネットワークの連携強化(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・支援を必要とする高齢者を見出し総合相談につなげるとともに、適切な支援を継続するため、地域におけるさまざまな関係者の地域包括ネットワークの連携を強化します。
- ・高齢者の虐待防止、認知症高齢者の見守りのため、「高齢者の虐待防止・認知症の早期発見ネットワーク」を構築します。
- ・平均寿命の延伸や高齢化が進む中で、だれもが健康で長生きできることを願っており、健康課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、個人の努力と周囲の支援が必要であることから、福祉・保健・介護・医療が連携し、一人ひとりに適したサービスの提供や支援を行うことができる体制を強化します。

●在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・要介護高齢者等の生活を支えていくため、在宅サービスだけでなく、在宅から施設入所、施設や病院からの退所、退所後のサービスの一貫性・継続性などさまざまなサービスを継続的、包括的に支援します。

障害者が地域の中で暮らせる環境が整備されている

●福祉のまちづくりの推進【福祉課】

- ・公共施設等特殊建築物のバリアフリー化に努め、高齢者や障害者が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ・「山梨県幸住条例」に基づく福祉のまちづくりを推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
バリアフリー等に配慮した施設整備の満足度	—	80%	3.4%	15%	バリアフリー化とユニバーサルデザインの普及を促進し、市民が満足できる生活環境の形成を図ります。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

●障害者の社会参加の促進【福祉課】

- ・社会参加意識の高揚と誘導を図るために、福祉・保健・教育のネットワーク化による相談支援体制の充実に努めます。
- ・心身障害者の障害者福祉サービス事業所等の利用を促進します。
- ・障害者の社会生活を支援するさまざまな施策を推進します。
- ・県や障害者福祉サービス事業所など関係機関との連携を強化し、市内に必要な施設、事業所の設立を支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
障害福祉サービスの事業所数	—	—	4事業所	5事業所	障害者に活動の場を提供し、地域での生活を支援します。

●障害者福祉の充実(1-4-1 再掲)【福祉課】

- ・障害者団体の研修事業やサークル活動、手話等のコミュニケーションや通院等の移動支援など、多様な需要に対応できるボランティア組織を育成します。
- ・平成24年度に「第3次障害者福祉計画」を策定し、計画に基づき障害者福祉施策を推進します。

●災害時要援護者登録者の拡充(1-4-1 再掲)【総務管理課・福祉課】

- ・災害時要援護者登録制度の推進により要援護者や地域支援者を記載した登録台帳を整備し、民生・児童委員や地区社会福祉協議会、自主防災組織などと連携して登録者の拡充を図るとともに、災害時の救援活動が迅速に行えるように努めます。

障害者が自立できる環境が整備されている

●(仮称)障害者総合福祉法における障害者等のニーズに基づく認定の実施【福祉課】

- ・障害者等のニーズに基づく認定方法を基本とし、「サービス支給に係るガイドライン（仮称）」に基づいて、サービス利用の支給内容を作成します。

●在宅介護および支援体制の充実【介護課】

- ・介護給付により在宅の障害者への訪問系サービスだけでなく、施設入所者の日中活動や居住の場を包括的に支援します。

●施設福祉サービスの充実【福祉課】

- ・訓練等給付により施設入所者の自立を支援します。

●地域生活支援サービスの充実【福祉課】

- ・障害者が地域の中で安心して暮らせるしくみを整備するため、必要な施策、制度、事業を経済的かつ効果的に構築します。
- ・地域の特性を生かしたサービス体制を整備し、障害者が身近な地域でサービスの提供を受けながら安心して生活できるまちづくりを目指します。
- ・各種障害者団体の文化・教養・スポーツ活動を支援し、障害者の自立と社会参加活動の促進を図ります。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

だれもが必要な支援を受けることができる（一部再掲）

●社会保障制度の充実(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・障害者が自らの能力や適性に応じて、地域で自立した生活をしていくための在宅福祉サービスの充実や、生活支援へのサービスなどを進めます。
- ・サービスの必要な高齢者や障害者への情報提供や生活相談に応じるとともに、福祉サービスを円滑に利用することができるよう関係機関との連携を図ります。
- ・日常生活において常時の介護を要する在宅の身体または精神に重度で永続する障害がある者に手当を支給し、本人および家族の生活の安定を図ります。
- ・障害によって発生する特別な経費負担を軽減するため、各種手当て支給制度を継続して実施します。

●自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 一部再掲)【福祉課】

- ・すべての市民が地域で自立した生活を送るため、高齢者支援、障害者支援などの諸制度の充実を図ります。

1-5-13 人を大切にするまちをつくる

性別、信条、国籍などに関係なく、すべての人が互いの人権を尊重するような社会の形成を目指します。

現状と課題

近年、女性にかかわる法や制度が整備され、女性の社会進出も着実に広がりを見せています。しかし、男女の地位については、家庭や仕事の場などさまざまな分野で、男女平等が十分実現されていないのが現状です。

また、家庭等での児童虐待や学校での体罰、いじめなどを子どもの人権問題としてとらえ、解決を図ることが望まれています。

このような、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別を解消し、すべての市民が個性ある人間として平等に尊重され、あらゆる基本的人権が守られる社会を築いていくためには、市民一人ひとりが人権を尊重し、人権に対する認識と理解を深めるために毎月2回の人権相談を実施して市民への啓発活動を行っています。

◆人権相談等の件数

(単位：件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人権相談等の相談件数	137	140	138	137	142	172

(資料：市民課)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

すべての人が互いの人権を尊重しあっている

男女が共同して家庭や地域社会を築いている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・人権を尊重するまちづくりの推進
- ・人権相談活動の充実
- ・人権教育の推進

- ・男女平等意識の確立
- ・男女共同参画社会の促進

1-5-13 人を大切にするまちをつくる

施策の方向

すべての人が互いの人権を尊重しあっている

●人権を尊重するまちづくりの推進【市民課】

- ・人権意識の高揚を目指し、あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、さまざまな機会を通じて人権意識の普及、啓発に努めます。

●人権相談活動の充実【市民課】

- ・関係機関との連携を図り、いじめや差別についての相談活動の充実に努めます。

●人権教育の推進【市民課】

- ・学校教育については、教育活動全体を通して、差別や偏見をなくす人権尊重の教育を基盤とした人権教育を、児童・生徒の発達段階や地域の実情に即して推進します。
- ・社会教育については、各種の学習機会を通して、人権尊重の意識の普及に努めます。

男女が共同して家庭や地域社会を築いている

●男女平等意識の確立【秘書広報課】

- ・性別役割分担の意識の是正に向けた普及、啓発に努めます。
- ・男女共同参画のための学習機会の提供を進めます。

●男女共同参画社会の促進【秘書広報課】

- ・家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進します。
- ・地域課題や生活課題の解決に男女がともに取り組めるよう、各種活動などへの共同参加を進めます。
- ・女性が働きやすい職場づくりを支援するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の普及を促進します。
- ・仕事と子育ての両立支援を図るため、働き続けることができる環境整備の推進や、子育て後の再就職などの支援に努めます。
- ・大月市男女共同参画プランの検証を行うとともに、見直しを検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
家庭生活において、男女の地位が「平等」と感じる市民の割合	—	—	男性34.3% 女性21.8%	男性60% 女性50%	出前講座や広報活動により、男女が対等なパートナーとしてお互いに認め合いながら家庭生活を営むことができるよう促進します。 (後期基準値はH20年実施の市民意識調査結果)

2-1 信頼される行政経営を行う

- 2-1-1 市民にわかりやすい市政運営を行う
- 2-1-2 市民のやる気を受け止める市政運営を行う
- 2-1-3 地域に密着した市政運営を行う

2-1 信頼される行政経営を行う

基本目標 2-1

信頼される行政経営を行う

常に市民の目線に立ち、速やかで分かりやすい行政情報の開示に心がけるとともに、さまざまな方法を用いて情報を提供することにより、市民のだれもが市政の状況を理解できるように努めます。そのため、広報誌やホームページを充実し、市政情報の提供の拡大を図ります。また、市民の意見や質問に対しても、インターネットの双方向性を活用するなど、さまざまな方法で聴取し、明確に対応できるしくみづくりを行います。

さらに、市民と行政の協働による市民参画のまちづくりを推進するため、自治基本条例などにより、市民の権利および責務を明確にした上で、政策や施策の検討および実現過程において、市民が参画しやすい環境づくりを進めます。

また、地域に関する問題や、地域の公共施設の維持・開放などについても、身近に相談等ができる窓口を設けるなど、地域に密着した行政サービスに努めます。

個別目標

2-1-1 市民にわかりやすい市政運営を行う

市民が知りたい情報を適切に公開するとともに、気軽に質問できる窓口を設けるなど、透明性の高い市政運営に努めます。

2-1-2 市民のやる気を受け止める市政運営を行う

市民と意見交換ができる機会を設定し、市民の意見や質問をきちんと受け止め、結果の公表に努めます。

2-1-3 地域に密着した市政運営を行う

各出張所の窓口や市職員を通じて、担当課との橋渡しができるなどの体制づくりに努めます。

2-1-1 市民にわかりやすい市政運営を行う

市民が知りたい情報を適切に公開するとともに、気軽に質問できる窓口を設けるなど、透明性の高い市政運営に努めます。

現況と課題

これからのまちづくりには、市民の協力・参画が不可欠であり、このため、市政情報の積極的な公開により市民との信頼関係を構築する必要があります。本市では、市政情報の公開に向けて、個人情報保護を前提として、公文書等の管理体制の整備を進めるとともに、今後は市民にわかりやすく利便性の高いサービスの構築を行ない、市民が気軽に相談できる窓口の充実や幅広い市政情報の提供など、開かれた市政の推進を図る必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市政の透明性が高く市民によく理解されている

広報誌がより分かりやすくなっている

市内のいろいろな場所で情報を発信している

◆実現に向けて〔施策〕◆

- 市政情報の積極的な公開（1-1-1 再掲）
- 情報化の推進

- 広報おおつきの発行（1-1-1 再掲）

- 行政情報掲示コーナーの設置（1-1-1 再掲）

2-1 信頼される行政経営を行う

施策の方向

市政の透明性が高く市民によく理解されている

●市政情報の積極的な公開(1-1-1 再掲)【秘書広報課・全課】

- ・市民との信頼関係を構築し開かれた市政を推進するため、行政情報の適切な公開により市民への説明責任を果たします。
- ・自主放送組織と連携し、積極的に情報発信します。
- ・行政情報の公開にあたっては、個人情報の適切な保護を図ります。

●情報化の推進【秘書広報課・全課】

- ・市広報誌や市ホームページの積極的な活用を図ります。
- ・最新情報を即時に発信するため、市ホームページを活用します。

広報誌がより分かりやすくなっている

●広報おおつきの発行(1-1-1 再掲)【秘書広報課】

- ・市民が知りたい情報を分かりやすく簡潔に伝えられるよう努めます。
- ・迅速に正確な内容を伝えられるよう、簡潔で分かりやすい表現を工夫し無駄を省きます。
- ・現行の「月の予定表」をより詳細に、見やすくするよう努めます

市内のいろいろな場所で情報を発信している

●行政情報掲示コーナーの設置(1-1-1 再掲)【秘書広報課】

- ・市の出先機関及び公共施設などの行政情報掲示コーナーや掲示板を利用し、日常生活の中で自然に行政情報が目にとまるよう努めます。

2-1-2 市民のやる気を受け止める市政運営を行う

市民と意見交換ができる機会を設定し、市民の意見や質問をきちんと受け止め、結果の公表に努めます。

現況と課題

市民の地域を良くしようという思いや、自らの地域のために何かをしようとするやる気を、行政がきちんと受け止め、生かしていくためには、市民と行政のお互いの信頼関係が必要であり、その信頼関係の構築には、気軽に情報や意見を交換しあえる場が必要です。

このため、市民が自主的・自発的に地域や社会に貢献できるよう、市民からの情報や意見を受け止め、明確に対応し、結果を公表するようなシステムを構築する必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民の意見や質問に対して行政が明確に対応し、結果を公表している



◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・ 広聴機会の拡充
- ・ 市ホームページの充実（1-1-1 再掲）

2-1 信頼される行政運営を行う

施策の方向

市民の意見や質問に対して行政が明確に対応し、結果を公表している

●**広聴機会の拡充【秘書広報課・全課】**

- ・市民の意見をきめ細かく把握し、市政に反映できるよう努めます。
- ・各地区における市長との懇談会の機会を拡充します。
- ・広く市民に意見や情報を求め、市政に反映させるパブリックコメント制度を活用します。

●**市ホームページの充実(1-1-1 再掲)【秘書広報課・全課】**

- ・情報内容を充実させ、市民に迅速で正確な情報を分かりやすく公開します。

2-1-3 地域に密着した市政運営を行う

各出張所の窓口や市職員を通じて、担当課との橋渡しができるなどの体制づくりに努めます。

現況と課題

お年寄りの多い地域や新興住宅地など、地域によって行政に対するニーズは異なり、多様化しています。

このようななか、市職員と地域が密接な関係を築き、行政が地域を理解し、地域が行政を理解することがまちづくりを進める第一歩となります。

また、市民から身近な出張所で、区長、市政協力委員長、公民館長などの地域役員から地域の現状や要望を聞くための体制づくりも検討していきます。

このため、市民と市職員が一緒になり、生活に身近な課題や地域のあるべき姿などについて、アイデアを出し、解決を図っていくような協働のまちづくりを実現することが必要となっています。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

出張所で必要な行政サービスが受けられる

地域の新たなつながりや活力が生まれている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・出張所の窓口機能の充実

・地域担当職員制度導入の検討

施策の方向

出張所で必要な行政サービスが受けられる

●出張所の窓口機能の充実【市民課】

- ・市民にとって身近な行政窓口である出張所において、市民とのコミュニケーションを図りながら簡単な手続きや受付・相談などができるよう、窓口機能の充実・改善を図ります。
- ・窓口での対話を通じて、地域の課題や要望、意見などの把握に努めます。

地域の新たなつながりや活力が生まれている

●地域担当職員制度導入の検討【秘書広報課】

- ・市民と市職員が一緒になって、生活に身近な課題の解決や地域のあるべき姿などについて、お互いの立場を理解しながら話し合い、さまざまな自主的活動を行えるような「地域担当職員制度」の導入を検討します。

2-2 堅実な行政経営を行う

- 2-2-1 公共施設の集結と再配置を行う
- 2-2-2 職員の意識改革を進め、職員のやる気を生かせる組織づくりを行う
- 2-2-3 縦割り行政を見直し、風通しの良い組織づくりを行う
- 2-2-4 受益と負担の原則に基づく適正な行政サービスの提供を行う
- 2-2-5 構造改革を進め、自立した自治体を目指す

2-2 堅実な行政経営を行う

基本目標 2-2

堅実な行政経営を行う

本格的な地方分権に伴い、地方自治体においては、自立性・独自性の高い行財政運営が求められています。

今後は、抜本的な行財政改革を推進するため、行政の効率化や職員の意識改革を図るとともに、行政の多様な分野への市民の参画を進め、市民との協働による行政経営を目指します。

また、適正で、効率の良い行財政運営を行うため、常に検証や改善を心がけます。

個別目標

2-2-1 公共施設の集結と再配置を行う

人口や施設対象者の規模等に応じた施設配置や市有財産の管理を無駄なく効率的に行います。

2-2-2 職員の意識改革を進め、職員のやる気を生かせる組織づくりを行う

一職員の提案も公平に検討され実現できるような体制づくりを進め、職員のやる気を生かせる組織づくりを行います。

2-2-3 縦割り行政を見直し、風通しの良い組織づくりを行う

広範囲にまたがる重要施策については各課にまたがるプロジェクトチームを組むなど、効率的・効果的な組織づくりを進めます。

2-2-4 受益と負担の原則に基づく適正な行政サービスの提供を行う

使用料・手数料等の見直しにより、受益と負担の適正化を図ります。

2-2-5 構造改革を進め、自立した自治体を目指す

徹底した事業の見直しや構造改革を進め、行財政の効率的運営を図ることによって自立した自治体を目指します。

2-2-1 公共施設の集結と再配置を行う

人口や施設対象者の規模等に応じた施設配置や市有財産の管理を無駄なく効率的に行います。

現況と課題

人口減少時代の到来や少子・高齢化の進行により、本市の財政状況はますます厳しくなることが予測されています。このようななか、公共施設のサービスについては、人口や施設利用者の規模に応じた施設の廃止や集約化のほか、運営やサービスの見直しが必要となっています。

特に本市では、児童・生徒数が減少しているため、適切な教育環境を維持し、新たな学校づくりを目指すという観点から、平成20年度より小・中学校の適正規模による再配置を進め、平成23年4月現在、小学校7校、中学校1校を閉校しましたが今後も適正配置を進めていかなければなりません。

また、限られた財源の中でより効率的・効果的な行政経営を行うため、社会教育・社会体育施設等の管理運営についても、市民との協働による役割分担やNPO等への事業委託、企業へのアウトソーシング等を進めるほか、施設の建設にあたってはPFI*などの手法を含む、民間活力の導入を積極的に進めていく必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

公共施設が適正に配置されている

公共施設・サービスの見直しが進められている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・保育所および保育園の適正配置の推進（1-5-9 再掲）
- ・小・中学校の適正規模・適正配置の推進（1-5-10 再掲）

- ・学校給食センターの管理運営の充実
- ・市立短期大学の管理運営の充実
- ・社会教育施設の管理運営の見直し
- ・社会体育施設の管理運営の見直し

施策の方向

公共施設が適正に配置されている

●保育所および保育園の適正配置の推進(1-5-9 再掲)【福祉課・学校教育課】

- ・少子高齢化の進行による幼児数の減少に伴い、保育所の適正配置に向けた取り組みを行うことで、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置いた真の保育環境の構築を目指します。
- ・社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応できるよう保育体制の充実を図ります。
- ・幼稚園・保育所の垣根を取り払い、新たな指針に基づく、幼児教育と保育を推進する、幼保一体化を目指します。

*PFI Private Finance Initiative の略で、これまで公的部門が提供してきたサービスやプロジェクトの建設や運営を民間にゆだね、行政はサービスの購入媒体になるという、民間資金主導型の手法のこと。

2-2 堅実な行政経営を行う

●小・中学校の適正規模・適正配置の推進(1-5-10 再掲)【学校教育課】

- ・少子化の影響で児童・生徒の減少が続くなか、小・中学校適正配置審議会の答申を最大限に尊重し、主に老朽化等による校舎建て替え時期に合わせ、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置き、真の教育環境の構築を目指した適正規模等を考慮して適正配置を進めます。
- ・小学校については、適正規模の観点から段階的に5校体制に編成します。
- ・中学校については、適正規模の観点から段階的に2校体制に編成します。
- ・平成28年4月に予定されている適正配置完了に向け、校名変更の検討を進めます。

公共施設・サービスの見直しが進められている

●学校給食センターの管理運営の充実【学校教育課】

- ・児童・生徒数が減少している中で、より効率的・効果的な運営を推進するとともに、民間委託の実施についても検討を継続します。

●市立短期大学の管理運営の充実【短期大学】

- ・18歳人口が減少するなか、四年制大学化、学科改変等、高等教育機関としての生き残りをかけた改変が相次いでいますが、大月短期大学基本問題審議会の答申をふまえ、大月短期大学の特長を生かしつつ、活性化を図ります。
- ・教育環境の充実により、人材育成を図り、市域の振興等に寄与できる高等教育機関としてのあり方を目指し、将来構想を策定します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
短期大学に関する将来構想の策定	—	策定	検討中	策定	少子化時代における地域の高等教育機関としてのあり方、方向性を示します。

●社会教育施設の管理運営の見直し【社会教育課】

- ・市民会館等の社会教育施設の管理運営業務について、公共と民間の役割で、民間にできるものは民間に移行します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
施設管理運営の民間委託施設数	—	3か所	0か所	1か所	公共と民間の役割分担で、民間に出来るものは民間に移行します。

●社会体育施設の管理運営の見直し【社会教育課】

- ・総合体育館、総合グラウンド、武道館および勤労青年センター等の社会体育施設の管理運営業務について、指定管理者制度による民間委託を検討し、あわせて各種スポーツ振興等事業の運営についても民間委託の検討を行います。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
施設管理運営の民間委託施設数	—	3か所	0か所	4か所	公共と民間の役割分担で、民間に出来るものは民間に移行します。

2-2-2 職員の意識改革を進め、職員のやる気を生かせる組織づくりを行う

一職員の提案も公平に検討され実現できるような体制づくりを進め、職員のやる気を生かせる組織づくりを行います。

現況と課題

平成18年3月に策定した「大月市集中改革プラン」（5カ年計画）を基に、行政改革を推進してきました。この計画は、平成17年度から平成21年度までを推進期間としており、平成22年度に成果を取りまとめて公表しました。

「大月市集中改革プラン」の実施計画の中に「職員の意識改革」の位置づけがあり、実践を意識した政策能力向上のための実務研修や職場研修などの研修制度を充実させる必要があります。さらに、職員個人が自律的に目標を設定し、その目標達成のために努力することを通じて成長するとともに、市全体の目標を意識した目標設定を行うことで、自治体としての成果を向上させる「目標管理制度」を導入し、この制度を「人事評価」につなげることも必要となっています。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

やる気のある職員がそろっている

職員に顧客志向・市民志向が浸透している

職員に対する市民の信頼が高まっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・人材育成計画の検討
・職員提案制度の推進

・行政経営のための研修制度の充実

・目標管理制度の推進
・人事評価制度の導入

施策の方向

やる気のある職員がそろっている

●人材育成計画の検討【秘書広報課】

- ・人材の育成を積極的に進めるため、職員研修の体系化や職員評価制度の導入などにより、自己啓発を含む人事に関する総合的な人材育成計画の策定を検討します。

●職員提案制度の推進【総務管理課】

- ・広く職員から提案を求めることにより、職員の想像力、研究心および市政運営への参加意欲を高めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
職員提案の採用件数	—	5件	0件	3件/年	職員から提案された行政課題を市政運営へ生かします。

2-2 堅実な行政経営を行う

職員に顧客志向・市民志向が浸透している

●行政経営のための研修制度の充実【秘書広報課】

- ・NPM*理論に沿った「顧客志向」、「市民志向」の考え方を認識し、市民の目線に立った行政経営を行うため、市町村研修所への研修参加はもとより、民間企業から講師を招くなど研修制度の充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
全職員に対する職員研修参加者の割合	30%	50%	30%	50%	市民の目線に立った行政経営を行うため、多くの職員を対象に研修を行います。

職員に対する市民の信頼が高まっている

●目標管理制度の推進【秘書広報課】

- ・単なるノルマ管理ではなく、個人が自律的に目標を設定し、その目標達成のために努力することを通じて成長することを目指します。
- ・市の目標を職員個人の目標にまで取り込むことで、個人の意欲を引き出し、自治体としての成果を向上させます。

●人事評価制度の導入【秘書広報課】

- ・少数精鋭の組織体制を構築するため、試験を含む選考制度や業績評価、行動特性評価など、客観的で公正な成果主義の人事評価制度の導入により、職員の行動様式の改善を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
人事評価制度の導入	—	導入	検討中	導入	意欲のある少数精鋭の組織体制を構築します。

*NPM New Public Management の略で、民間経営の考え方を行政運営に当てはめること。

2-2-3 縦割り行政を見直し、風通しの良い組織づくりを行う

広範囲にまたがる重要施策については各課にまたがるプロジェクトチームを組むなど、効率的・効果的な組織づくりを進めます。

現況と課題

本市では、平成 18 年 4 月 1 日に大課制を導入する機構改革を行い、更に「大月市集中改革プラン」に基づいた行政改革の一環として大課制を検証したうえで、平成 21 年 4 月 1 日に部制を導入する機構改革を行っています。この機構改革は、将来（平成 26 年度）の行政職員 250 人体制を目指したもので、組織の簡素化を図ったところであります。

今後も、抜本的な事務事業の整理や組織の合理化、職員の適正配置などを進め、また、地域との協働による取り組みなどを通して、効果的な市民サービスの向上に努める必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

スリム化のための適正な人員管理が行われている

効率的・効果的に仕事に取り組むための体制が整っている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・職員の適正配置

・組織体制の充実および弾力的運用
・市民サービスのための情報通信技術の活用

2-2 堅実な行政経営を行う

施策の方向

スリム化のための適正な人員管理が行われている

●職員の適正配置【秘書広報課】

- 自己申告書や異動面接の結果を活用して、職員の適性・能力等に合致した人材配置を実施し、職場の活性化を図ります。

効率的・効果的に仕事に取り組むための体制が整っている

●組織体制の充実および弾力的運用【秘書広報課・総務管理課】

- 職員数の減少に伴い、簡素な組織を推進するとともに、職員の流動体制が定着化できるような運用を目指します。

●市民サービスのための情報通信技術の活用【企画財政課】

- 山梨県市町村総合事務組合と連携し各種申請の電子化の促進を図ると共に、市民等に親しまれるホームページ作りの一環として、モバイル版ホームページの構築を検討します。

2-2-4 受益と負担の原則に基づく適正な行政サービスの提供を行う

使用料・手数料等の見直しにより、受益と負担の適正化を図ります。

現況と課題

「受益と負担の適正化」の基本的な考え方は、特定の人がサービスを利用し利益を受ける場合には、応分の負担を使用料・手数料として求めることにより、利益を受けない人との負担の公平性を確保することです。そのため、各種使用料・手数料等を見直し、受益と負担の適正化を図り、特に施設の使用料については、施設の維持管理にかかる費用やサービスのニーズ等を総合的に勘案して見直しを行う必要があります。

また、税金は市の財政運営の根幹をなすものです。しかし長引く景気低迷等により現在多くの未収金が発生しています。税の未収金は、財政運営に多大なる影響を及ぼすばかりでなく、納税者に不信感や不公平感を与えるため、未収金に対する有効な手段を講じて行く必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

受益と負担の原則がよく理解されている



負担の公平化、財源の確保が図られている



適正な工事が行われている



◆実現に向けて〔施策〕◆

・受益者負担の適正化

・市税等収納率の向上

・厳正な工事検査の実施

2-2 堅実な行政経営を行う

施策の方向

受益と負担の原則がよく理解されている

●受益者負担の適正化【全課】

- 各種の使用料・手数料等を見直し、受益と負担の適正化を図ります。特に施設の使用料などについては、施設の維持管理にかかる費用やサービス等を総合的に勘案して見直しを行います。
- 受益者負担金の適切な運用を図るため、行政サービスの受益と負担に関する啓発活動を推進します。

負担の公平化、財源の確保が図られている

●市税等収納率の向上【税務課】

- 市税等の自主財源確保や公正公平負担の面からも、収納率を上げる必要があります。市税収納率向上対策委員会を活用し、市税・使用料等の滞納者に対して徹底した納税意識の浸透を図るなど、収納率の向上に努めます。
- 口座振替の推進や徴収体制の強化、適切な滞納整理による滞納額の削減など、徴収事務を充実強化し、収納率の向上を図ります。

適正な工事が行われている

●厳正な工事検査の実施【会計課】

- 契約事項や仕様が適正に履行されているか厳正に検査します。
- 工事の入札・契約の適正化促進、工事に対する市民の信頼の確保、建設業の健全な発達を図るため、適正な工事成績評価を行います。

2-2-5 構造改革を進め、自立した自治体を目指す

徹底した事業の見直しや構造改革を進め、行財政の効率的運営を図ることによって自立した自治体を目指します。

現況と課題

構造改革とは、分権型社会に対応し、本市が持続的に自立できる自治体となるために、行政事務やサービス、市民との協働によるまちづくりなど、既存のあり方を根本から見直すことです。

本市が将来に向かってこれまで築き上げてきた特色を失わず、かつ市民が満足するサービスを提供し続けるために、市民と行政が一体となって市全体の構造を改革していく必要があります。

そのため、行政評価制度を十分検討したうえで事業の見直しを行い、アウトソーシングや指定管理者制度等の推進および導入により、行政事務の効率化を図ることが必要です。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市民ニーズに合わせて絶えず事業の見直しが行われている

民間活力の導入が積極的に図られている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・行政評価システム*の検討及び推進
・市民サービスのための情報通信技術の活用（2-2-3 再掲）

・民間活力の導入
・行政事務等のアウトソーシングの推進

*行政評価システム 行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを数値等で客観的に把握、評価し、その結果を次の計画や予算に反映させること。

2-2 堅実な行政経営を行う

施策の方向

市民ニーズに合わせて絶えず事業の見直しが行われている

●行政評価システムの検討及び推進【総務管理課】

- ・事業の目的の妥当性、実施する際の手段や方法、実施後の達成度や成果が検証できる手法について検討し、行財政改革の根幹となるシステムを構築します。
- ・「第4次大月市行政改革大綱」において、事業ごとに個別指標を設定したうえで進行管理を行い、市民に分かりやすい計画を推進するため、推進状況を公表するなど、行政を評価できる方法で行財政改革を実践します。

●市民サービスのための情報通信技術の活用(2-2-3 再掲)【企画財政課】

- ・山梨県市町村総合事務組合と連携し各種申請の電子化の促進を図ると共に、市民等に親しまれるホームページ作りの一環として、モバイル版ホームページの構築を検討します。

民間活力の導入が積極的に図られている

●民間活力の導入【総務管理課・全課】

- ・限られた財源の中で、より効率的・効果的な行政運営を行うため、徹底した事業の見直しを行い、市民との協働による役割分担やNPO等への事業の委託、企業へのアウトソーシング、指定管理者制度、PFI等の導入等を積極的に推進し、行政経営の効率化を図ります。

●行政事務等のアウトソーシングの推進【秘書広報課・総務管理課・全課】

- ・職員数の削減に伴い、直接雇用方式を検討したうえで、民間委託や指定管理者制度を推進します。

2-3 無駄のない行政経営を行う

- 2-3-1 健全な財政運営を行う
- 2-3-2 明確な目標設定と行政評価により市政運営を行う
- 2-3-3 関係市町村との連携を強化する

2-3 無駄のない行政経営を行う

基本目標 2-3

無駄のない行政経営を行う

限られた財源の中で、質の高い行政サービスを展開するため、市民目線に立ち、真に必要なものを見極めながら適切な財政運営に努めるとともに、人口の減少によって過剰となるサービスの見直し等により、公共施設の適正管理や適正配置について検討し、財源の有効活用を図ります。

個別目標

2-3-1 健全な財政運営を行う

後世に負担を残さないため、収支バランスが保たれた持続可能な財政経営を行います。

2-3-2 明確な目標設定と行政評価により市政運営を行う

行財政の改善のため、常に「計画→実行→評価→改善」の行政評価による市政運営を行います。

2-3-3 関係市町村との連携を強化する

周辺市町村と協力して効率的な行政運営を行います。

2-3-1 健全な財政運営を行う

後世に負担を残さないため、収支バランスが保たれた持続可能な財政経営を行います。

現況と課題

国の三位一体改革に伴う国庫支出金の縮小や地方交付税の見直し、さらにリーマン・ショックなどの社会経済情勢を受け、平成20年度決算において歳入一般財源は最低となった。平成21年度には本格的な国の経済危機対策もあり、投資的事業の前倒しなどを行った。また、平成21、22年度は地方交付税・臨時財政対策債等の一般財源は増加しているが、社会保障費も増加し続け、地方自治体の財政状況はより厳しくなることが予測されます。

そのため、本市では、税の徴収率の向上に積極的に取り組むほか、受益者負担（使用料・手数料等）の適正化や未利用市有財産等の売却、貸付を含めた適正管理に努めるなど自主財源の確保に努める必要があります。さらに、財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うとともに、歳出全般の効率化や財源配分の重点化、削減努力の持続による経常経費の一層の削減など、財政構造の改善を図る必要があります。

また、市民に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限り分かりやすい方法で提供し、財政に対する理解を深めてもらう必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

財政の収支バランスが保たれている

財源が確保されている

税金等が効率的に使われている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・予算管理システムの再構築

・受益者負担の適正化（2-2-4 再掲）
・市有財産の有効活用
・市税等収納率の向上（2-2-4 再掲）

・諸経費の節減および削減の促進
・補助金等の整理合理化の推進

2-3 無駄のない行政経営を行う

施策の方向

財政の収支バランスが保たれている

●予算管理システムの再構築【企画財政課】

- ・中長期的な財政計画を策定、公表し、財源配分の重点化を図ります。また、財政計画は、定期的に修正公表します。
- ・行政評価を活用した予算編成を行います。

財源が確保されている

●受益者負担の適正化(2-2-4 再掲)【全課】

- ・各種の使用料・手数料等を見直し、受益と負担の適正化を図ります。特に施設の使用料などについては、施設の維持管理にかかる費用やサービス等を総合的に勘案して見直しを行います。

●市有財産の有効活用【総務管理課】

- ・不用財産については、売却を基本としつつ、賃貸も含め、処分または有効活用を図ります。

●市税等収納率の向上(2-2-4 再掲)【税務課】

- ・市税等の自主財源確保や公正公平負担の面からも、収納率を上げる必要があります。市税収納率向上対策委員会を活用し、市税・使用料等の滞納者に対して徹底した納税意識の浸透を図るなど、収納率の向上に努めます。
- ・口座振替の推進や徴収体制の強化、適切な滞納整理による滞納額の削減など、徴収事務を充実強化し、収納率の向上を図ります。

税金等が効率的に使われている

●諸経費の節減および削減の促進【全課】

- ・市民の理解が得られるよう、国に準じた給与の適正化を進めるとともに、諸手当ての見直しを行い人件費総額の抑制に努めます。
- ・事業に係る経費だけでなく、庁舎管理、業務管理のすべてにおいて経費の節減、コスト意識の徹底を図ります。
- ・会議時間の短縮や構成メンバーの縮小等、業務全般において無駄を解消し、行政運営の効率化を図ります。

●補助金等の整理合理化の推進【全課】

- ・各団体等へ支出している補助金等を見直し、整理合理化に取り組みます。

2-3-2 明確な目標設定と行政評価により市政運営を行う

行財政の改善のため、常に「計画→実行→評価→改善」の行政評価による市政運営を行います。

現況と課題

平成18年3月に策定した「大月市集中改革プラン」（5ヵ年計画）を基に、行政改革を推進してきました。この計画により平成17年度から平成21年度までを推進期間としており、成果を平成22年度に取りまとめて公表しました。

今後は、「大月市集中改革プラン」を検証し、「第4次大月市行政改革大綱」により目標値を設定したうえで、進行管理を実施しながら公表することで分かりやすい行政運営を行うことが必要となっています。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

行財政改善のため、常にPDCAサイクルによる行政運営が行われている

目標がしっかり掲げられている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- 行政評価システムの検討及び推進（2-2-5 再掲）
- 外部評価システムの導入

- 健全な財政運営のための目標設定
- 指標の設定と推進

2-3 無駄のない行政運営を行う

施策の方向

行財政改善のため、常に PDCA サイクルによる行政運営が行われている

●行政評価システムの検討及び推進(2-2-5 再掲)【総務管理課】

- ・事業の目的の妥当性、実施する際の手段や方法、実施後の達成度や成果が検証できる手法について検討し、行財政改革の根幹となるシステムを構築します。
- ・「第4次大月市行政改革大綱」において、事業ごとに個別指標を設定したうえで進行管理を行い、市民に分かりやすい計画を推進するため、推進状況を公表するなど、行政を評価できる方法で行財政改革を実践します。

●外部評価システムの導入【総務管理課】

- ・市民の視点や客観的な視点から評価を行うため、外部評価システムの構築を図り、学識経験者や有識者等で構成される、外部評価委員会（仮称）を設置します。

目標がしっかり掲げられている

●健全な財政運営のための目標設定【企画財政課】

- ・分かりやすい財政内容の市民への公表を行い、財政への関心と危機感の共有を図り、財政の健全化を推進します。
- ・全職員に財政内容を周知するなかで、経営意識の醸成を促します。また、実質公債費比率、将来負担比率、人件費比率等、財政の主要指標について目標設定を行い、健全な財政運営を目指します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
将来負担比率	—	—	202.0	180.0	将来負担比率は、県内ワースト1、全国でもワースト44であるため、毎年改善するように努めます。 実質公債費比率は、今後悪化が見込まれていますが目標値の範囲内に留めるよう努めます。 人件費率は、附属高校・短期大学・消防署等の事情はあるものの、県内他市と比較し高水準となっているため、削減するよう努めます。
実質公債費比率	—	—	14.7	15.3	
人件費	—	—	2,601 百万円	2,279 百万円	

●指標の設定と推進【総務管理課・全課】

- ・「第4次大月市行政改革大綱」に定めてある指標の成果を検証しつつ、さまざまな観点から近隣都市との比較を行います。

*将来負担比率 各会計の年度末の借入金残高に基づく金額及び全職員が退職したと仮定した場合の退職手当に基づく金額などの財政規模等に対する比率

*実質公債費比率 普通会計において1年間に支払った元利償還金及び一般会計から他会計への補助金等のうち元利償還金に充当したと見込まれる額に基づく金額の財政規模等に対する比率であり、当該年度を含む過去3年間の平均数値

2-3-3 関係市町村との連携を強化する

周辺市町村と協力して効率的な行政経営を行います。

現況と課題

交通網の整備や情報化の進展などに伴い、市民の生活や経済の活動圏域は拡大し、それらは市町村にとられず広域にわたっています。このような状況に対応するため、国や県との施策の連携・協調を図るとともに、共通課題を持つ近隣市町村との連携を強化するなど、広域的視点に立った効率的な事業を推進していく必要があります。

本市でも、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、地域住民へ質の高い行政サービスを効率的に提供するとともに、個性的で活力ある地域づくりを進めるため、消防の広域化等新たな分野における行政事務の広域化の一層の推進と同時に、山梨県東部広域連合*の強化を図る必要があります。

さらに、近隣市町村とは上・下水道やごみ処理等、市民の生活環境の向上を図るため、東部地域広域水道企業団や桂川流域下水道関係市町、大月都留広域事務組合と連携し、効率的な行政運営を推進する必要があります。

市町村合併については、山梨県が平成18年3月に作成した「山梨県市町村合併構想」の中で、将来的に望まれる広域的な本県市の姿の一つとして、大月市、都留市および上野原市を含む東部広域連合構成市村を「東部広域市」（仮称）として示しています。本市としては、道州制も視野に入れ、引き続きこの合併構想の枠組みを最大限尊重し取り組んで行くこととしています。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

周辺市町村と協力して効率的な行政経営が行われている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・山梨県東部広域連合を核とした広域行政の検討・推進
- ・東部地域広域水道企業団運営の充実
- ・桂川流域下水道事業の促進
- ・大月都留広域事務組合運営の充実

*山梨県東部広域連合 大月市、都留市、上野原市、道志村、小菅村および丹波山村の3市3村が構成団体となり、地方分権の受け皿として、多様化する広域的な諸課題に対応するとともに、より効率的で格差のない住民サービスを提供することを目的に設置された特別地方公共団体。

2-3 無駄のない行政運営を行う

施策の方向

周辺市町村と協力して効率的な行政経営が行われている

●山梨県東部広域連合を核とした広域行政の検討・推進【企画財政課】

- 山梨県東部広域連合（大月市、都留市、上野原市、道志村、小菅村および丹波山村の3市3村で構成）の現在の主な業務は、広域行政推進の調査・研究、情報公開と審査会、要介護認定および老人ホーム運営等であり、今後は消防行政の広域化など新たな分野における行政事務の広域化の一層の推進と同時に、広域連合組織の強化を図ります。

●東部地域広域水道企業団運営の充実【生活環境課】

- 上野原市とともに、東部地域広域水道企業団の経営の健全化、基盤の強化に努めます。

●桂川流域下水道事業の促進【地域整備課】

- 山梨県に対して、富士吉田市、西桂町、都留市、上野原市と連携を図り、効率的、効果的な事業執行、早期完成を要請していきます。
- 県維持管理費等の負担金を賄う財源は下水道使用料であるため、今後も、加入接続を推進して収益の向上を図ります。

●大月都留広域事務組合運営の充実【生活環境課】

- 大月都留広域事務組合では、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設・リサイクルプラザ）まるたの森クリーンセンターを運営しており、ごみ減量化対策に関しての啓発活動の推進やリサイクル施設（ストックヤード）の有効利用を図ります。
- ごみ処理施設周辺環境整備事業を推進します。
- リサイクル推進の強化等により、ごみ減量化を図ります。
- 国のガイドライン*に基づき、ごみの有料化について検討を進めます。

*ガイドライン 指針、方針のこと。

大月市第6次総合計画後期基本計画

一 策定資料 一

第6次総合計画後期基本計画策定の経緯

平成 22 年	10 月	22 日	策定方針庁議決定
	10 月	下旬	基礎資料データの収集
		～	
	11 月	中旬	前期基本計画の検証及び後期基本計画草案作成に着手
		～	
平成 23 年	1 月	13 日	市民アンケート調査実施
		～ 31 日	
	4 月	11 日	第 6 次総合計画後期基本計画市民会議公募メンバー募集
		～ 25 日	
	6 月	14 日	策定委員会設置
	6 月	18 日	第 1 回 市民会議
			・市民会議メンバー 16 名委嘱状交付・正副議長選任
			・後期基本計画策定趣旨及び策定体制について
			・市民会議の運営について
			・市民アンケート結果について
			・前期基本計画指標達成状況について
	7 月	9 日	第 2 回 市民会議
			・後期基本計画（草案）について
	7 月	30 日	第 3 回 市民会議
			・後期基本計画（草案）について
	8 月	27 日	第 4 回 市民会議
			・提言書について
	9 月	8 日	「提言書」の提出
			・市民会議議長から市長へ「提言書」の提出
	10 月	11 日	後期基本計画（素案）についてパブリックコメントを実施
		～	
	11 月	10 日	
	10 月	13 日	第 1 回 総合計画審議会
			・総合計画審議会委員 20 名委嘱状交付・正副会長選出
			・大月市第 6 次総合計画後期基本計画（素案）について（諮問）
			・審議事項・スケジュールについて 3
	11 月	4 日	第 2 回 総合計画審議会
			・後期基本計画（素案）について
	11 月	28 日	第 3 回 総合計画審議会
			・後期基本計画（素案）について
平成 24 年	1 月	12 日	第 4 回 総合計画審議会
			・後期基本計画（素案）に対する答申について
	1 月	31 日	後期基本計画（素案）答申
			・総合計画審議会会長から市長へ答申
	2 月	17 日	平成 23 年度第 11 回庁議
			・第 6 次総合計画後期基本計画の庁議決定

第6次総合計画後期基本計画(素案)について(諮問・答申)

大企 0 1 第 4 8 9 号

平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

大月市総合計画審議会会長 殿

大月市長 石井 由己雄

大月市第6次総合計画後期基本計画(素案)について(諮問)

平成28年を目標年次として策定した「大月市第6次総合計画」の中間年となり、前期基本計画の計画期間が終了となることから、「大月市第6次総合計画」に掲げた基本目標達成に向け、後期5年に実施すべき施策などを示す「大月市第6次総合計画後期基本計画」を策定したいので、その基本となる別添後期基本計画(素案)について、審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

平成 2 4 年 1 月 3 1 日

大月市長 石井 由己雄 殿

大月市総合計画審議会
会 長 村 上 哲 也

大月市第6次総合計画後期基本計画(素案)について(答申)

このことについて、平成23年10月13日付け、大企01第489号により諮問のありました、大月市第6次総合計画後期基本計画(素案)について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであるが、本市の行財政運営の指針となる最上位の計画である「大月市第6次総合計画」の実現に向けては、下記のとおり本審議会として付す意見を尊重するよう修正案を添えて答申します。

記

1. 後期基本計画の推進にあたっては、市民の理解と協力、積極的な参画が必要なので、広く計画内容を市民に周知するとともに「信頼と協働のまちづくり」を推進するよう要望します。
2. 後期基本計画の施策の実施にあたっては、健全な財政運営を基本に重点事業を中心とし、効率的な事業展開が図れるよう全庁的な推進体制を強化するとともに、広域的な連携も視野に入れた取り組みを進めるよう要望します。
3. 大月市がおかれている現状は、景気の低迷や少子高齢化、人口減少が続き、厳しい財政状況となっているが、今後も定期的な計画指標の検証や市民意識調査を行い、多様な住民ニーズに柔軟に対応するよう要望します。

大月市総合計画審議会条例

平成 7 年 3 月 27 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として大月市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、大月市総合計画の策定に必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及び市民のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、市議会議員、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命された委員は、任期中であってもその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会を召集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 会長は、審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 8 条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

会 長	大月短期大学学長	村上 哲也
副会長	公民館連絡協議会会長	加納 健司
	青年会議所理事長	土屋 和也
	文化協会会長	花田 規矩男
	農業委員会会長	小俣 武一
	商工会会長	平井 誉
	観光協会副会長	天野 太文
	大月商店街協同組合理事長	小俣 孝
	森林組合組合長	渡邊 泰
	男女共同参画推進委員会委員長	梶原 美千子
	社会福祉協議会会長	星野 喜忠
	老人クラブ連合会会長	岩澤 武松
	民生委員児童委員協議会会長	小林 高紀
	教育委員会委員長	鈴木 彰
	体育協会会長	小林 克宏
	後期基本計画市民会議議長	中村 暉雄
	後期基本計画市民会議副議長	山田 茂
	市議会議員	古見 金弥
	市議会議員	小泉 二三雄
	市議会議員	小原 丈司

大月市第6次総合計画後期基本計画市民会議設置要綱

(目的)

第1条 大月市第6次総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定にあたり、広く市民等の声を聞き、市民との協働によるまちづくりを推進するため、大月市総合計画後期基本計画市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 市民会議は、第6次総合計画の掲げる基本目標及び個別目標達成に向け、行政はどのように取り組むべきか、市民はどのような取り組みができるかなどの意見交換をし、後期基本計画策定に係る提言を取りまとめる。

(組織)

第3条 市民会議は、20名程度の委員で組織する。

2 委員は、各種団体の構成員及び公募者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から、第2条の提言の取りまとめが終了する日までとする。

(議長及び副議長)

第5条 市民会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 議長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、行政経営課において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

大月市第6次総合計画後期基本計画市民会議委員名簿

(敬称略・順不同)

議 長	男女共同参画推進委員会	中村 暉雄
副議長	市民代表(公募委員)	山田 茂
	公民館連絡協議会	佐々木 敬介
	文化協会	井上 成美
	社会福祉協議会	星野 忠昭
	老人クラブ連合会	幡島 カオル
	商工会	志村 章太
	観光協会	天野 太文
	体育協会	藤本 光代
	民生委員児童委員協議会	村山 喜代男
	森林組合	佐藤 壽
	大月商店街協同組合	小宮 昭夫
	大月青年会議所	中島 啓介
	大月短期大学学生	石田 和成
	大月短期大学学生	小川 優治
	市民代表(公募委員)	知見 邦彦

市民意向・ニーズ

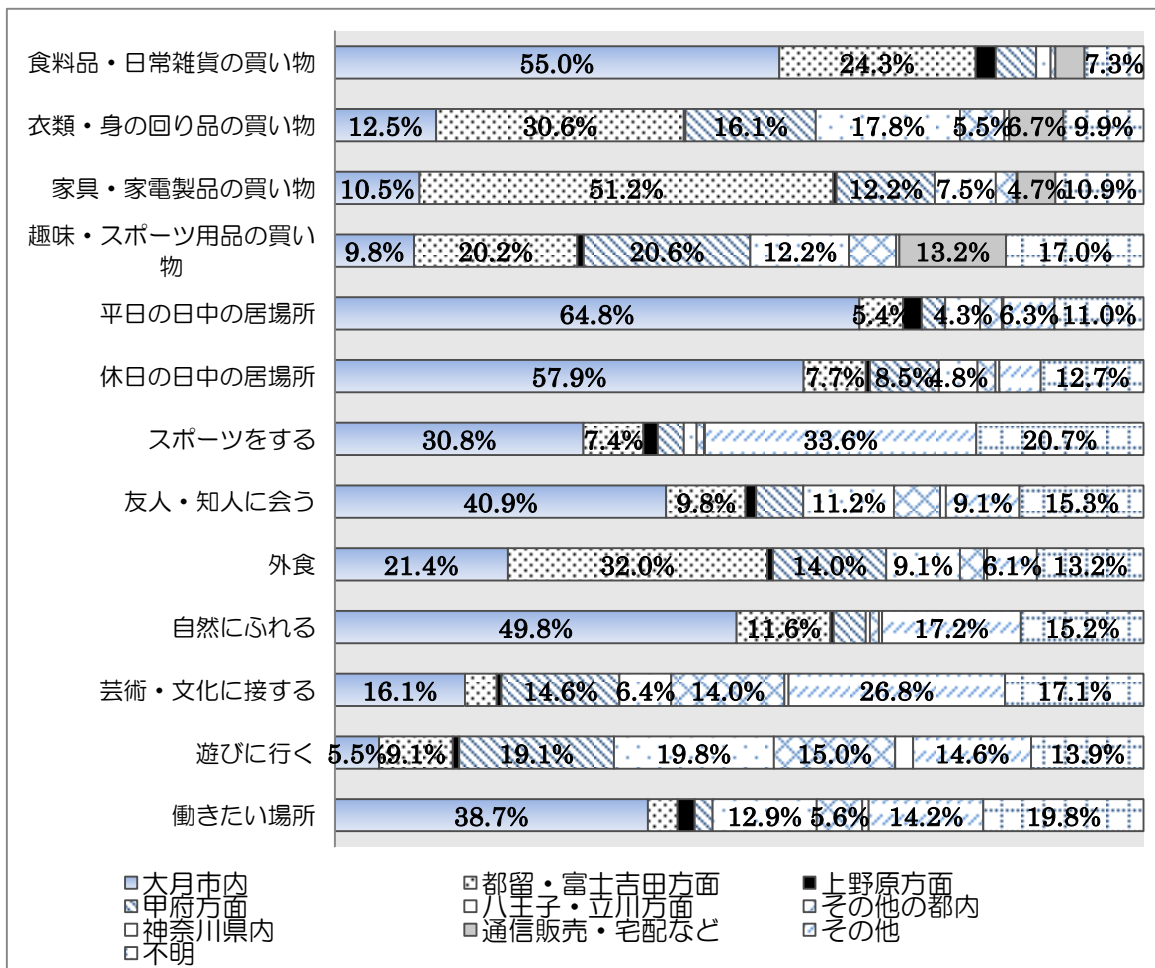
平成 23 年 1 月 13 日から 1 月 31 日に第 6 次総合計画後期基本計画策定のため、市内に居住する 20 歳以上の男女 2,000 名を対象にアンケート調査を行いました。

1 大月市民の行動する場所

市民がどこで行動しているかを尋ねました。

平成 17 年に実施したアンケートと同様、「食料品や日常雑貨」の購入や、「友人・知人に会う」、「自然にふれる」などは市内が多く、「食料品や日常雑貨」の購入は、平成 17 年と比較して+5.1 ポイント、「自然にふれる」は+8.8 ポイントとなりました。

買い物に関して、「食料品や日常雑貨」以外は、市内との回答が微減しており、「家具・家電製品の買い物」については、都留・富士吉田方面との回答が+10.7 ポイントとなっています。また、インターネット等の普及から通信販売・宅配との回答がどの項目でも増えていました。



2 大月市の生活環境

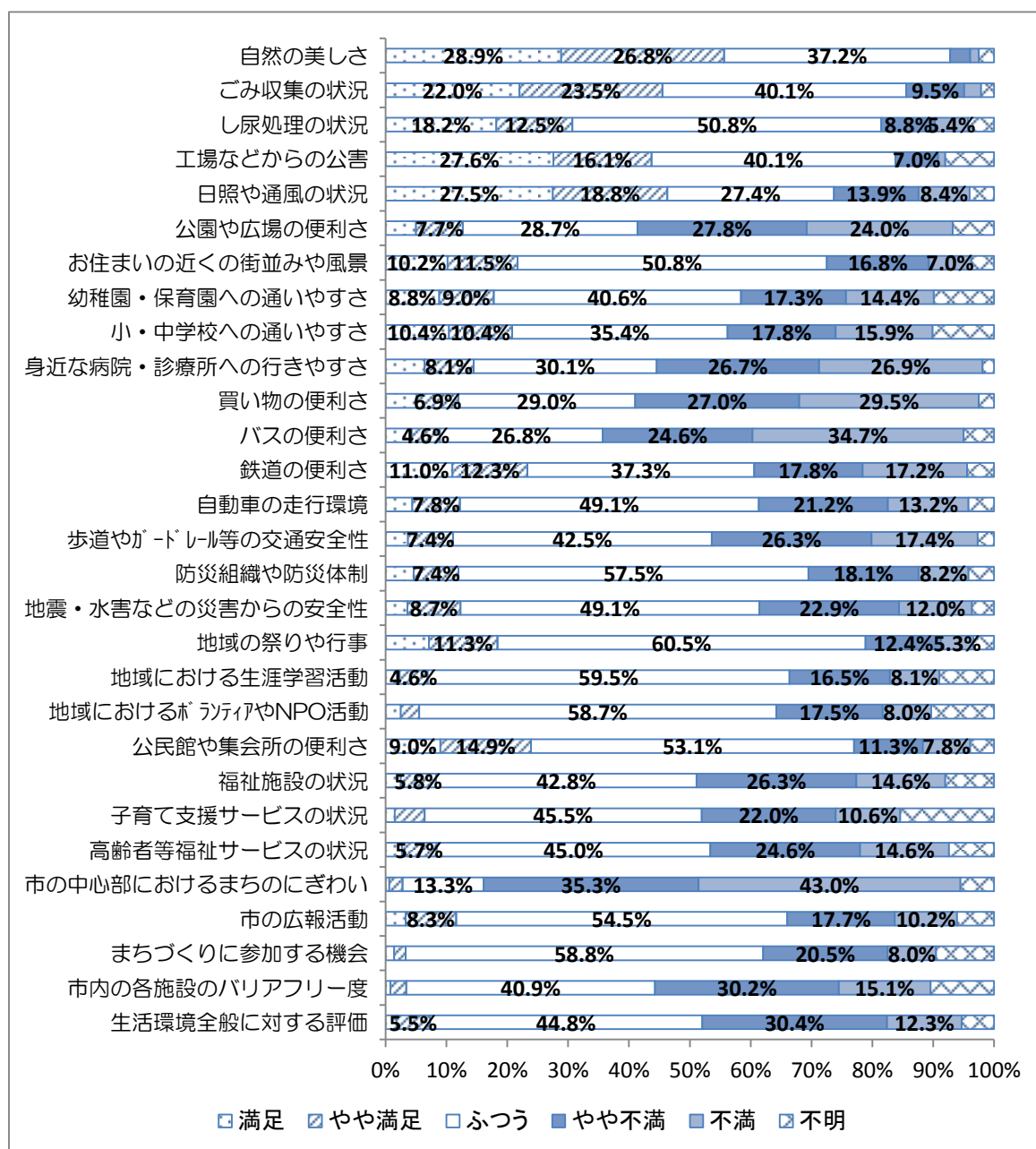
大月市の生活環境に関する満足度について尋ねました。

満足系の回答率（「満足」＋「やや満足」の合計。）が高いのは、「自然の美しさ」（55.7％）や「日照や通風の状況」（46.3％）など自然環境に関する項目で、次いで「ごみ収集の状況」（45.5％）、「工場などからの公害」（43.7％）、「し尿処理の状況」（30.7％）など衛生面が高い結果となりました。逆に、不満系の回答率（「不満」＋「やや不満」の合計。）が高いのは、「市の中心部におけるまちのにぎわい」（78.3％）、「バスの便利さ」（59.3％）、「買い物の便利さ」（56.5％）、「身近な病院・診療所への行きやすさ」（53.6％）、「公園や広場の便利さ」（51.8％）などという結果になりました。

平成17年に実施したアンケート結果と比較して、順位の上下はありますが、満足系の回答については上位3項目、不満系の回答については上位5項目が同じ項目という結果になりました。

また、平成17年に実施したアンケートと比較して満足系の回答率が上がった項目は、「自然の美しさ」（＋12.5ポイント）、「工場などからの公害」（＋11.2ポイント）、「し尿処理の状況」（＋9.7ポイント）、「ごみ収集の状況」（＋8.3ポイント）などが挙げられ、逆に不満系の回答率が上がった項目は、「日照や通風の状況」（＋5.1ポイント）、「高齢者等福祉サービスの状況」（＋4.6ポイント）、「小・中学校への通いやすさ」（＋4.5ポイント）などが挙げられます。

全体的に見ると、満足系の回答率は上がり、不満系の回答率は下がっていました。



生活環境に関する満足度の回答について、「満足」を5点、「やや満足」を4点、「ふつう」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点として地区ごとに集計し、その平均点を表にまとめました。各項目の下段の数字は平成17年のアンケート結果との増減を示しています。

「自然の美しさ」や「工場などからの公害」については、すべての地区で4点と満足度が高い点数になっています。しかし、「市の中心部におけるまちのにぎわい」については全地区で2点の評価であり、次いで「公園や広場の便利さ」、「バスの便利さ」など不満度が高い項目となっています。

今回のアンケート調査の点数合計と平成17年を比較すると、梁川地区では-1ポイントとなっていますが、瀬戸地区、富浜地区では増減無し、それ以外の地区はすべてプラスとなっており、市全体で見ると+7ポイントで、全体として不満系の回答が減っていることがうかがえます。

		全市	笹子地区	初狩地区	真木地区	大月地区	賑岡地区	七保地区	瀬戸地区	猿橋地区	富浜地区	梁川地区
自然の美しさ	今回結果	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	H17比	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
ごみ収集の状況	今回結果	4	4	4	4	4	3	3	4	4	3	3
	H17比	1	0	0	1	1	-1	0	0	1	0	0
し尿処理の状況	今回結果	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
	H17比	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
工場などからの公害	今回結果	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	H17比	1	1	1	0	1	0	0	1	1	1	1
日照や通風の状況	今回結果	3	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3
	H17比	-1	0	-1	0	0	-1	0	0	0	0	-1
公園や広場の便利さ	今回結果	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お住まいの近くの街並みや風景	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園・保育園への通いやすさ	今回結果	3	2	3	3	3	2	2	2	3	3	2
	H17比	0	-1	0	0	0	0	0	-1	0	0	-1
小・中学校への通いやすさ	今回結果	3	2	3	3	3	2	2	1	3	3	2
	H17比	0	0	0	0	0	-1	-1	-2	0	0	-1
身近な病院・診療所への行きやすさ	今回結果	2	2	2	3	3	2	2	2	3	2	2
	H17比	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1
買い物の便利さ	今回結果	2	2	2	2	3	2	3	3	2	2	2
	H17比	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
バスの便利さ	今回結果	2	2	2	2	3	2	2	3	2	2	1
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
鉄道の便利さ	今回結果	3	3	3	2	3	3	2	2	3	3	3
	H17比	0	1	0	0	-1	0	0	0	0	0	0
自動車の走行環境	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3
	H17比	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0
歩道やガードレール等の交通安全性	今回結果	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
	H17比	1	0	1	1	0	1	0	-1	0	0	0
防災組織や防災体制	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地震・水害などの災害からの安全性	今回結果	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2
	H17比	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
地域の祭りや行事	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域における生涯学習活動	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域におけるボランティアやNPO活動	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	H17比	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
公民館や集会所の便利さ	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉施設の状況	今回結果	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	2
	H17比	1	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0
子育て支援サービスの状況	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	H17比	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
高齢者等福祉サービスの状況	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	H17比	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-1	0
市の中心部におけるまちのにぎわい	今回結果	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	H17比	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
市の広報活動	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
まちづくりに参加する機会	今回結果	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	H17比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内の各施設のバリアフリー度	今回結果	2	3	2	3	2	2	2	3	2	2	2
	H17比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活環境全般に対する評価	今回結果	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	2
	H17比	1	1	0	1	1	0	0	0	0	-1	0
点 数 合 計	今回結果	82	80	83	83	85	78	76	78	81	76	69
	H17比	7	5	4	7	6	1	3	0	5	0	-1

3 大月市の住みやすさ

本市の住みやすさ、住みにくさについて尋ね、回答率が高かった上位3項目を地区別にまとめました。
本市が住みやすいと感じている項目は、生活環境の満足度で高かった「自然の豊かさ」や「工場からの公害が少ない」ことや、「犯罪などが少ない」ことが挙げられ、平成17年の調査時とほぼ同様の結果となっています。

住みにくいと感じている項目は、平成17年の調査時では、すべての地区で「医療施設が不十分で不便」が一番に挙げられていましたが、同様に「医療施設が不十分で不便」が上位であることに変わりはありませんが、大月地区や賑岡地区では「まちに活気がない」が逆転しています。また、多くの地区で「日常の買い物の便が悪い」との回答率が前回調査より上がっており、順位を上げています。

●大月市が住みやすいと感じていること

	全市	笹子地区	初狩地区	真木地区	大月地区	賑岡地区	七保地区	瀬戸地区	猿橋地区	富浜地区	梁川地区
1位	自然が豊か	犯罪などが少ない	自然が豊か	自動車交通の便が良い	鉄道交通の便が良い	自然が豊か	自然が豊か	自然が豊か	自然が豊か	自然が豊か	自然が豊か
2位	犯罪などが少ない	自然が豊か	犯罪などが少ない	自然が豊か	自動車交通の便が良い	犯罪などが少ない	犯罪などが少ない	工場からの公害が少ない	犯罪などが少ない	犯罪などが少ない	犯罪などが少ない
3位	工場からの公害が少ない	※地域とのつながりが良い ※広い住宅が持てる	※広い住宅が持てる ※自動車交通の便が良い	犯罪などが少ない	自然が豊か	鉄道交通の便が良い	工場からの公害が少ない	犯罪などが少ない	工場からの公害が少ない	工場からの公害が少ない	工場からの公害が少ない

●大月市が住みにくいと感じていること

	全市	笹子地区	初狩地区	真木地区	大月地区	賑岡地区	七保地区	瀬戸地区	猿橋地区	富浜地区	梁川地区
1位	医療施設が不十分で不便	日常の買い物の便が悪い	医療施設が不十分で不便	医療施設が不十分で不便	まちに活気がない	まちに活気がない	医療施設が不十分で不便	医療施設が不十分で不便	医療施設が不十分で不便	医療施設が不十分で不便	医療施設が不十分で不便
2位	まちに活気がない	医療施設が不十分で不便	※日常の買い物の便が悪い ※まちに活気がない	まちに活気がない	医療施設が不十分で不便	医療施設が不十分で不便	まちに活気がない	まちに活気がない	まちに活気がない	まちに活気がない	※日常の買い物の便が悪い ※まちに活気がない
3位	娯楽や就業の場が少ない	まちに活気がない	まちに活気がない	娯楽や就業の場が少ない	公園等憩いの場が少ない	娯楽や就業の場が少ない	娯楽や就業の場が少ない	細い道路が多いため移動しづらく危険	日常の買い物の便が悪い	日常の買い物の便が悪い	※日常の買い物の便が悪い ※まちに活気がない

4 将来像を考える上でのキーワード

将来像を考える上でのキーワードは、平成17年調査結果と同様に「活気」が一番に挙げられています
が、20代及び40代においては、「産業」が前回調査よりも大きく順位をあげています。

	全市	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
1位	活気	活気	活気	活気	活気	活気	活気	活気	自然	福祉
2位	自然	自然	自然	にぎわい	にぎわい	※産業 ※福祉	自然	自然	※活気 ※健康	※自然 ※活気
3位	福祉	健康	福祉	快適	健康	※福祉	活力	福祉	※健康	※活気
4位	健康	活力	健康	産業	環境	快適	健康	やすらぎ	福祉	快適
5位	活力	福祉	やすらぎ	自然	※自然 ※快適	自然	福祉	環境	やすらぎ	健康

5 大月市における重要施策

まちづくり全体や、土地利用・都市基盤、産業、教育・福祉・文化などそれぞれで重点をおくべきことについて、回答率が高かった上位3項目を地区別に示しました。

それぞれの地区において、以下のような項目が上位を占めていました。

●今後のまちづくりの方向性

	全市	笹子地区	初狩地区	真木地区	大月地区	脈岡地区	七保地区	瀬戸地区	猿橋地区	富浜地区	梁川地区
1位	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり	医療・保健が充実したまちづくり
2位	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり
3位	福祉施設が整ったまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり	※道路などの都市基盤の整ったまちづくり ※福祉施設が整ったまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり	消費生活や市民生活情報が充実したまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり	地域産業の振興によるまちづくり	福祉施設が整ったまちづくり

●土地利用や都市基盤の整備で重点をおくこと

	全市	笹子地区	初狩地区	真木地区	大月地区	脈岡地区	七保地区	瀬戸地区	猿橋地区	富浜地区	梁川地区
1位	生活道路の整備	自然環境の保全	生活道路の整備	※ＪＲ駅前等の整備	ＪＲ駅前等の整備	生活道路の整備	がけ崩れや水害、火災等の予防	生活道路の整備	生活道路の整備	がけ崩れや水害、火災等の予防	生活道路の整備
2位	がけ崩れや水害、火災等の予防	※道の駅等道路休息施設の整備 ※ＪＲ駅前等の整備	道の駅等道路休息施設の整備	※公園・広場等の整備	生活道路の整備	ＪＲ駅前等の整備	生活道路の整備	※道の駅等道路休息施設の整備 ※災害・火災等の予防	ＪＲ駅前等の整備	生活道路の整備	道の駅等道路休息施設の整備
3位	ＪＲ駅前等の整備		公園・広場等の整備	駐車場・駐輪場の整備	※道の駅等道路休息施設の整備 ※公園・広場等の整備	がけ崩れや水害、火災等の予防	街灯の整備		がけ崩れや水害、火災等の予防	ＪＲ駅前等の整備	上水道の整備

●産業等で重点をおくこと

	全市	笹子地区	初狩地区	真木地区	大月地区	賑岡地区	七保地区	瀬戸地区	猿橋地区	富浜地区	梁川地区
1位	優良企業の誘致	優良企業の誘致	優良企業の誘致	優良企業の誘致	※優良企業の誘致	温泉等保養施設の整備	優良企業の誘致	温泉等保養施設の整備	優良企業の誘致	温泉等保養施設の整備	温泉等保養施設の整備
2位	温泉等保養施設の整備	商店街の整備 ※温泉等保養施設の整備	商店街の整備	商店街の整備	※商店街の整備	優良企業の誘致	商店街の整備	※優良企業の誘致 ※大型店の誘致	温泉等保養施設の整備	優良企業の誘致	大型店の誘致
3位	商店街の整備		大型店の誘致	温泉等保養施設の整備	温泉等保養施設の整備	商店街の整備	温泉等保養施設の整備		商店街の整備	大型店の誘致	優良企業の誘致

●教育や福祉、文化などで重点をおくこと

	全市	笹子地区	初狩地区	真木地区	大月地区	賑岡地区	七保地区	瀬戸地区	猿橋地区	富浜地区	梁川地区
1位	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化	病院の拡充・強化
2位	診療所等医療施設の強化	診療所等医療施設の強化	診療所等医療施設の強化	特別養護老人ホームの整備	診療所等医療施設の強化	診療所等医療施設の強化	特別養護老人ホームの整備	※診療所等医療施設の強化	診療所等医療施設の強化	診療所等医療施設の強化	特別養護老人ホームの整備
3位	特別養護老人ホームの整備	地域包括支援センターの強化	特別養護老人ホームの整備	診療所等医療施設の強化	特別養護老人ホームの整備	特別養護老人ホームの整備	診療所等医療施設の強化	※特別養護老人ホームの整備	特別養護老人ホームの整備	特別養護老人ホームの整備	診療所等医療施設の強化

一 索 引 一

	施策名	担当課	掲載頁
市民生活	行政情報揭示コーナーの設置	秘書広報課	15・147
	広聴機会の拡充	秘書広報課・全課	149
	交通安全計画の推進	建設課	95
	交通安全施設の整備	建設課	95
	交通安全対策の充実	市民課	95
	公募委員の採用	企画財政課・全課	17
	広報おおつきの発行	秘書広報課	14・147
	国民年金制度の周知	市民課	79
	コミュニティネットワークの構築	秘書広報課	20
	J R中央本線の運行増発等の要望	企画財政課	42・111
	市営火葬場の適正な管理運営	市民課	79
	市政情報の積極的な公開	秘書広報課・全課	14・147
	市政モニター制度の拡充	秘書広報課	15
	自治会組織の連携	秘書広報課	17
	自治基本条例の制定	企画財政課	17
	市ホームページの充実	秘書広報課・全課	14・149
	市民活動支援拠点の検討	秘書広報課	20
	市民参加の推進	秘書広報課	19
	市民自治の推進	秘書広報課・企画財政課	19
	市民と市長の対話集会の実施	秘書広報課	15
	集会所施設等の管理運営に関する市民との連携	社会教育課	20
	出張所の窓口機能の充実	市民課	150
	情報化の推進	秘書広報課・全課	147
	情報環境整備の推進	企画財政課・全課	117
	除雪体制の整備	建設課	110
	人権教育の推進	市民課	142
	人権相談活動の充実	市民課	142
	人権を尊重するまちづくりの推進	市民課	142
	生活交通の確保	企画財政課	43・111・121
	相談受付体制の整備	市民課	15
	男女共同参画社会の促進	秘書広報課	142
	男女平等意識の確立	秘書広報課	142
	地域協働社会の構築	秘書広報課	19
	地域担当職員制度導入の検討	秘書広報課	150
	道路脇の樹木等障害物の除去推進	建設課	95
	パブリックコメントの実施	企画財政課・全課	15

	施策名	担当課	掲載頁
保健・医療・福祉	医療費の助成	福祉課	78・126
	医療費の適正化	保健課	76
	介護サービス基盤の整備	介護課	78・137
	介護サービスの充実	介護課	78・137
	介護保険制度の運用	介護課	77
	（仮称）障害者総合福祉法における障害者等のニーズに基づく認定の実施	福祉課	139
	学校・家庭・地域の連携強化	福祉課	70・125
	家庭児童相談員による児童養育等への支援	福祉課	125
	救急医療体制の充実	保健課・中央病院	86
	救急救命業務の高度化	消防課・消防署	86
	経営基盤の充実および効率的な運営	中央病院	85
	経営の健全化	保健課・収納対策室	76
	元気な高齢者支援の充実	介護課・保健課	71・137
	健康管理情報システムの活用	保健課	83
	健康づくり活動の推進	保健課	84
	後期高齢者医療制度運営への協力	保健課	76
	公正な介護サービスの確保	介護課	78・137
	高度医療機器の計画的な整備	中央病院	84
	高齢者保健の推進	保健課	83・137
	子育て支援医療費助成の充実	福祉課	79・124
	子育て支援計画の推進	福祉課	70・124
	子育て支援体制の充実	福祉課	125
	災害拠点病院としての機能強化	中央病院	84
	災害時要援護者登録者の拡充	総務管理課・福祉課	71・139
	在宅介護および支援体制の充実	介護課	139
	在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実	介護課	77・138
	事業計画推進体制の充実	介護課	78
	施設福祉サービスの充実	福祉課	139
	社会福祉協議会および民間福祉団体の充実	福祉課	73
	社会保障制度の充実	福祉課	78・140
	住宅確保の支援	福祉課・建設課	79・126
	出産育児一時金の支給	保健課	79・124
	障害者の社会参加の促進	福祉課	139
	障害者福祉の充実	福祉課	71・139
	自立支援のための諸制度の充実	福祉課	79・126・140
	市立中央病院増改築事業の推進 （地域医療再生計画交付金事業の活用）	中央病院	84
	市立中央病院と医師会との連携強化	保健課	86
	市立中央病院と救急医療機関との連携強化	中央病院	86
	私立保育園運営の支援	福祉課	126

	施策名	担当課	掲載頁
保健・医療・福祉	私立幼稚園運営の支援	学校教育課	126
	診療情報の電子システム・ネットワーク化の推進	中央病院	85
	診療ネットワークの充実・強化	中央病院	85
	健やかライフおおつき21の推進	保健課	84
	成人保健の推進	保健課	83
	専門的知識を有する人材の確保	中央病院	85
	地域ケア介護の活用およびサービス提供体制の一元化	介護課	76
	地域住民の交流活動の推進	福祉課・介護課	73
	地域生活支援サービスの充実	福祉課	139
	地域福祉計画の推進	福祉課	72
	地域福祉推進体制の確立	福祉課・介護課・保健課	78・138
	地域福祉を支える地域コミュニティの強化	福祉課	70
	地域包括支援センターの運営	介護課	77・138
	地域包括支援のネットワークの連携・強化	介護課	77・138
	ニーズに合った適切な相談・指導体制の充実	福祉課・介護課・保健課	76
	乳幼児期の健康管理の支援	保健課	83・124
	妊娠および出産に関する安全・安心の確保と不妊への支援	保健課	124
	ひとり親家庭への経済支援および自立支援の充実	福祉課	125
	一人暮らし高齢者の生活支援の充実	介護課	71・137
	福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの推進	福祉課・介護課・保健課	76
	福祉施設の連携および積極的な利活用の推進	福祉課	73
	福祉のまちづくりの推進	福祉課	138
	保育士等の資質の向上	福祉課	126
	保育所および保育園の適正配置の推進	福祉課・学校教育課	126・154
	保育ニーズに対応した特別保育事業の推進	福祉課	126
	保健事業の充実	保健課	83
	保護者負担金の適正化	福祉課・学校教育課	126
	母子自立支援員による母子家庭等への支援	福祉課	125
	母子保健の推進	保健課	124
	ボランティア・コーディネーターの活用	福祉課	72
	ボランティア・リーダー研修および組織のネットワーク化	福祉課	72
	ボランティアの育成および教育の充実	福祉課	72
	民生・児童委員活動の支援	福祉課	72
	若いお母さんへの支援対策の充実	福祉課・保健課	70・125

	施 策 名	担当課	掲載頁
都市基盤・環境	一般廃棄物最終処分場の適正管理の促進	生活環境課	31
	岩殿山丸山公園および猿橋近隣公園等の整備	産業観光課・社会教育課	114
	「おいしい水のまち」づくりの推進	生活環境課	114
	大月バイパス第2工区の推進	地域整備課	42・110
	各駅周辺整備の推進	産業観光課・建設課	42・103
	河川敷の有効活用および河川空間の保全	建設課	27
	合併処理浄化槽設置の促進	地域整備課	28・115
	簡易水道の経営健全化	生活環境課	114
	環境保全団体等の育成・連携	生活環境課・産業観光課	28・40
	環境保全知識の普及・啓発	生活環境課	33
	幹線市道の整備	建設課	109・121
	橋りょうの計画的整備	建設課	110
	計画的な地籍調査の推進	地域整備課	25
	「景観法」に基づく「景観計画」の推進	地域整備課	40
	公営住宅の整備・改善	建設課	105・121
	公園および緑地の整備・維持管理	生活環境課・産業観光課・地域整備課	114
	公共下水道整備の推進	地域整備課	27・115
	国道・県道整備の促進	建設課・地域整備課	110・121
	国道・県道へのアクセス道路の整備	建設課	110・121
	国土利用計画（大月市計画）の見直し	企画財政課	25
	個性ある住環境の形成	地域整備課	105
	ごみ減量意識の高揚	生活環境課	32
	サイン計画の推進	産業観光課	40
	自然保護意識の高揚	生活環境課	28
	市内廃棄物処理方策の検討・促進	生活環境課	32・115
	し尿収集業者への適正な指導	生活環境課	115
	市民団体等の育成	生活環境課	33
	収集体制の整備	生活環境課	31
	住みやすい住宅地の供給促進	総務管理課（土地開発公社）・地域整備課	105・121
	生活道路の整備	建設課	109
	地球環境問題への対応	生活環境課	32
	中央自動車道バス停周辺整備の促進	建設課	43・111
	適切な宅地化の誘導	地域整備課	105
	都市計画制度の活用	地域整備課	103
	都市マスタープランの推進	地域整備課	103
	土地利用の推進	企画財政課	25・103
	ノーポイ・持ち帰り運動の推進	生活環境課	33・115

	施策名	担当課	掲載頁
都市基盤・環境	排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及	生活環境課	31・115
	不法投棄対策の充実	生活環境課	33・115
	古い建造物およびまちなみの保存	地域整備課	40
	分別収集および再資源化の推進	生活環境課	32
	松姫トンネル建設の促進	建設課	110
	リサイクル製品の利用促進	生活環境課	33
教育・文化	学校給食センターの管理運営の充実	学校教育課	155
	学校と地域との連携強化	学校教育課	130
	環境教育の推進	学校教育課	130
	教育課程および教育内容の充実	附属高校	131
	教育施設整備の充実	学校教育課	129
	教育相談体制の充実	学校教育課	130
	教員宿舎の適切な維持管理	学校教育課	131
	教職員の資質・能力の向上の推進	学校教育課	131
	郷土資料館の充実	社会教育課	38
	健康教育の充実および保健管理の徹底	学校教育課	130
	広報活動および進路指導体制の強化	短期大学	131
	国際理解教育の推進	学校教育課	129
	施設設備の計画的な整備	附属高校	131
	施設の計画的な整備	企画財政課・短期大学	132
	市民スポーツ・レクリエーション活動の推進	社会教育課	54
	社会教育施設の管理運営の見直し	社会教育課	155
	社会体育施設の管理運営の見直し	社会教育課	155
	小・中学校の適正規模・適正配置の推進	学校教育課	129・155
	生涯学習環境の整備	社会教育課	55
	生涯学習情報の提供	社会教育課	51
	生涯学習推進計画の推進	社会教育課	50
	情報教育の推進	学校教育課	129
	将来構想の検討	企画財政課・短期大学	131
	市立短期大学の管理運営の充実	短期大学	155
	進路指導の充実	附属高校	131
	スポーツ・レクリエーション施設の整備	社会教育課	54
	スポーツ指導者・団体・グループの育成	社会教育課	54
	青少年育成団体の活動の推進と連携強化	社会教育課	134
	青少年環境浄化活動の推進	社会教育課	134
	短期大学における市民公開講座の充実	短期大学	50・132
	地域における青少年の健全育成の強化	社会教育課	70・134
	適切な埋蔵文化財発掘調査等の継続	社会教育課	38
	伝統芸能保存・継承の支援	社会教育課	38
	特別支援教育の充実	学校教育課	130

	施策名	担当課	掲載頁
教育・文化	図書館活動の充実	社会教育課	51
	廃校舎を利用した収蔵施設整備の検討	社会教育課	38
	ふるさと教育等の推進	学校教育課	129
	文化・芸術活動の推進	社会教育課	54
	文化財の保護	社会教育課	38
	文化施設の整備・拡充	社会教育課	51
	名勝猿橋保存管理計画の実践	産業観光課・社会教育課	35
	リカレント教育の推進	短期大学	132
	歴史史跡周辺の整備方針の提示	社会教育課	40
防災・防犯	学校等における防災教育の充実	学校教育課・消防課・消防署	90
	建築物の耐震強化	総務管理課・建設課・施設所管課	89
	孤立地区対策の充実・強化	総務管理課	89
	災害時情報の周知	総務管理課・建設課	89
	自主防災組織等の防災・防火意識の高揚	総務管理課・消防課・消防署	90
	消防・救急無線のデジタル化の推進	消防課・消防署	91
	消防施設の計画的整備の推進	消防課・消防署	91
	消防団施設の計画的整備の推進	消防課・消防署	91
	消防団の分団および部の再編・組織強化	消防課・消防署	91
	地域ぐるみの見守り体制づくり	市民課・社会教育課	70・125・129
	地域防災計画および国民保護計画の推進	総務管理課	89
	地域防犯力向上の推進	市民課	93
	治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進	産業観光課・建設課	90
	犯罪防止のための啓発活動および情報提供の充実	市民課	93
	備蓄品の備蓄および有効活用	総務管理課	89
	避難所の確保	総務管理課	89
	防災行政無線の更新	総務管理課	91
	防災避難訓練の充実	総務管理課	91
	防災ボランティアの育成	総務管理課	90
	防犯灯の設置	建設課	93
産業	空き店舗対策の促進	産業観光課	107
	歩きたくなる商店街づくりの推進	企画財政課・産業観光課・地域整備課	107
	大月駅周辺の賑わいづくりの推進	産業観光課・大月駅周辺整備室	42・103
	各支援団体の育成・強化	産業観光課	58・107
	桂川ウェルネスパークの活用促進	産業観光課・地域整備課	114
	観光資源の保全・活用	産業観光課	35
	観光まちづくりの推進体制づくり	産業観光課	35
	起業家への支援	産業観光課	57
	企業誘致の推進および誘致企業への支援	産業観光課	58・121
	共同駐車場・駐輪場の確保	産業観光課・地域整備課	107
	勤労者福祉活動の支援	産業観光課	119

	施策名	担当課	掲載頁
産業	工業適地の確保	産業観光課	58・121
	高齢者いきがい産業の育成	産業観光課	58・137
	市の資源を生かした産業の育成	産業観光課	57
	地場産品の市域外へのPR 機会の拡大	産業観光課	58
	障害者の雇用の促進	福祉課	119
	情報通信網を活用した農業の推進	産業観光課	62
	食品・土産品の販売促進	産業観光課	35
	新製品の開発および販路拡張への助成	産業観光課	57
	森林の保育と適正管理	産業観光課	28・62
	地域間交流の推進	産業観光課	29・35
	地産地消の推進	産業観光課・学校教育課	63
	中高年齢者・女性・障害者の雇用の促進	産業観光課	119
	中山間農地対策の推進	産業観光課	61
	登山客の誘致	産業観光課	29
	農業・林業・観光との連携	産業観光課	62
	農業基盤の整備・保全	産業観光課	61
	農業協業化の促進	産業観光課	61
	農業生産組合の育成・組織化	産業観光課	62
	農林業従事者および支援者の育成・確保	産業観光課	62
	農林地を活用した交流の推進	産業観光課	62
	ハローワーク等関係機関との連携	産業観光課	119
	風土を生かした特産品・土産品の開発促進	産業観光課	35・63
	魅力ある商業集積の促進	産業観光課	107
	有害鳥獣対策の推進	産業観光課	61
	遊休農地対策の推進	産業観光課	61
	若者の就職支援	産業観光課	58・121
行財政	大月都留広域事務組合運営の充実	生活環境課	173
	外部評価システムの導入	総務管理課	171
	桂川流域下水道事業の促進	地域整備課	173
	行政経営のための研修制度の充実	秘書広報課	157
	行政事務等のアウトソーシングの推進	秘書広報課・総務管理課・全課	163
	行政評価システムの検討及び推進	総務管理課	163・171
	厳正な工事検査の実施	会計課	161
	健全な財政運営のための目標設定	企画財政課	171
	市税等収納率の向上	税務課	161・169
	指標の設定と推進	総務管理課・全課	171
	市民サービスのための情報通信技術の活用	企画財政課	159・163
	市有財産の有効活用	総務管理課	169

	施 策 名	担当課	掲載頁
行 財 政	受益者負担の適正化	全課	161・169
	職員提案制度の推進	総務管理課	156
	職員の適正配置	秘書広報課	159
	諸経費の節減および削減の促進	全課	169
	人材育成計画の推進	秘書広報課	156
	人事評価制度の導入	秘書広報課	157
	組織体制の充実および弾力的運用	秘書広報課・総務管理課	159
	東部地域広域水道企業団運営の充実	生活環境課	173
	補助金等の整理合理化の推進	全課	169
	民間活力の導入	総務管理課・全課	163
	目標管理制度の推進	秘書広報課	157
	山梨県東部広域連合を核とした広域行政の検討・推進	企画財政課	173
	予算管理システムの再構築	企画財政課	169

大月市第6次総合計画後期基本計画

信頼と協働のまちづくり

平成 24 年 2 月

発行／大月市

編集／大月市企画財政課

〒401-8601 大月市大月二丁目 6-20

電話 0554-23-8011（企画担当ダイヤルイン）

FAX 0554-23-1216

URL <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/>

E-mail kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp